

第百九十回国会 衆議院 総務委員会 議 録 第 四 号

平成二十八年二月二十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 遠山 清彦君

理事 石崎 徹君

理事 坂本 哲志君

理事 原田 憲治君

理事 高井 崇志君

理事 井林 辰憲君

大隈 和英君

大西 宏幸君

川崎 二郎君

古賀 篤君

新藤 義孝君

田中 英之君

中村 裕之君

長尾 敬君

西銘恒三郎君

橋本 英教君

宮川 典子君

宗清 皇一君

山口 俊一君

小川 淳也君

近藤 昭一君

水戸 将史君

奥水 恵一君

田村 貴昭君

吉川 元君

菅家 一郎君

橋 慶一郎君

奥野総一郎君

榎屋 敬悟君

池田 道孝君

大西 英男君

金子万寿夫君

小林 史明君

佐々木 紀君

鈴木 憲和君

中谷 真一君

中山 泰秀君

長坂 康正君

橋本 岳君

古田 圭一君

務台 俊介君

村井 英樹君

山口 泰明君

逢坂 誠二君

武正 公一君

渡辺 周君

梅村さえこ君

足立 康史君

総務大臣政務官

総務大臣政務官

農林水産大臣政務官

国土交通大臣政務官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

内閣府大臣官房審議官

公正取引委員会事務局審査局長

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

森屋 宏君

古賀 篤君

加藤 寛治君

宮内 秀樹君

向井 治紀君

末宗 徹郎君

若生 俊彦君

緒方 俊則君

山田 昭典君

稲山 博司君

原田 淳志君

佐伯 修司君

淵上 俊則君

安田 充君

青木 信之君

今林 顯一君

西藤 公司君

福田 祐典君

塩川 白良君

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

委員の異動  
二月二十四日  
辞任  
金子めぐみ君  
中山 泰秀君  
宗清 皇一君  
補欠選任  
中谷 真一君  
佐々木 紀君  
大西 宏幸君  
本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
地方税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二号)  
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)  
○遠山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、日本放送協会監査委員会委員上田良一君、日本放送協会会長細井勝人君、専務理事板野裕爾君、専務理事福井敬君、理事森永公紀君及び理事井上樹彦君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、まち・ひと・しごと創生本部事務局次長末宗徹郎君、内閣人事局人事政策統括官若生俊彦君、内閣府大臣官房審議官緒方俊則君、公正取引委員会事務総局審査局長山田昭典君、総務省大臣官房総括審議官稲山博司君、大臣官房地域力創造審議官原田淳志君、大臣官房審議官佐伯修司君、自治行政局長瀧上俊則君、自治財政局長安田充君、自治税務局長青木信之君、情報流通行政局長今林顯一君、消防庁次長西藤公司君、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長福田祐典君、農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官塩川白良君、大臣官房生産振興審議官鈴木良典君、大臣官房参事官橋本次郎君、生産局農産部長天羽隆君、農村振興局整備部長印藤久喜君、国土交通省大臣官房総括審議官田村計君及び水管理・国土保全局次長野村正史君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。務台俊介君。

○務台委員 ありがとうございます。

総務委員会に配属になりました初めての質問ということで張り切っております。ちよつと質問が多過ぎて、はしるかもしれません。お許しただきたいと思ひます。

総務委員会に來まして、黄表紙という、地方税参考計数資料というのを久しぶりに見せていただいて、あつと思つたことがあります。それは、九ページを見ると、何と二十八年度予算ベースで、国税と地方税を足し合わせると、国、地方の租税総額が百兆円を超えるということなんです。すごいなというふうに思ひまして、今まで余りそういう視点で見たことがなかったんですが、今年度決算がどうなるか別として、予算ベースで初めて百兆円を超える額が計上されている。

これは物すごくエポックメイキングだと思ひます。高市総務大臣はお若いんですが、お生まれになったころの税収と比べて二桁ふえています。その隣の土屋副大臣がお生まれになったときの税収と比べると三桁ふえているんです。これは非常に重い意味、意義があると思ひます。この点について、ひよつとしたら、ことし、決算を見込みながら、何か記念事業みたいなものをしてもいいんじゃないか、そういうふうにも思ひます。半分冗談なんです。そういうこともあり得るというふうに思ひます。

一方で、次の十ページ、十一ページを見ておりましたら、私が記憶しているところは、地方の歳出の方が国の歳出より多い時代がずっと続いてきたと思つていたんです。ところが、平成二十一年度から、国の歳出に対して地方の歳出の方が下回る。来年度は、国の歳出に対して地方の歳出は八八%台ということで、意外に地方の歳出の規模が、縮小しているとは言ひませんが、相対的に国に比べて小さくなつていく。

これはどうしてかなというふうに感じまして、地方の歳入と歳出をマクロ的に俯瞰して、大臣と

してどのような御認識をお持ちか、まず伺いたいと思ひます。

○高市国務大臣 平成二十八年度の地方税収でございますが、約三十九・六兆円と見込んでおりまして、平成十九年度、二十年度に次ぐ過去三番目の水準でございます。御指摘いただきましたとおり、特別会計分を含めた国の税収の約六十一・二兆円と合計すると、初めて百兆円を超えると見込まれます。

これは、アベノミクスの成果が徐々に地方に波及してきていることがあらわれていると思ひますので、これからもローカルアベノミクスをしつかりと地方税収の増加につなげていきたいと思ひます。

国と地方はその財政制度や経費構造が異なるという点に留意する必要があるんですが、平成七年度決算と直近の平成二十六年度決算を比較した場合、地方の歳出がほぼ同水準であるのに対して、国の歳出が三割程度増加をしています。

これは、国、地方ともに道路整備費などの国土開発費は大きく減少している一方で、公債費や年金を含む社会保障関係費について国の伸びが地方の伸びを上回っているという事情だと考えます。

○務台委員 ありがとうございます。それぞれの時代の雰囲気とか要請あるいは勢い、それが税収、歳出構造にあらわれているのか、というふうにも認識させていただきま。

本日は、地方自治体の一般財源の大宗を占める地方税と交付税について、ふだん持つていらっしゃる私なりの問題意識をベースに御質問させていただきます。

まず、合併算定がえでござります。平成の大合併で合併した市町村は、その特例として、合併後十年間は従前の交付税の算定額を下回らないように算定するという、いわゆる合併算定がえが行われてきたという、二十五年末にその算定期間が終了するというところで、深刻な課題が明らかになつてきたと理解しております。

私も、合併算定終了後の新たな財政支援措置

を実現する議員連盟の事務局次長を仰せつかつて、一緒に議論に参加させていただきました。この過程で明らかになったのは、確かに合併によって行政の効率化は図られたけれども、他方で、周辺部となつた旧市町村の地域においてなかなか深刻な課題が出てきたということです。

私の感覚だと、合併算定がえのあるおかげで合併した市町村に戻つてくる交付税というのは、まさにその周辺市町村のために使われるべきではないかというふうに思つていらっしゃるんですが、どうも実態は、そこどころの確証がない。周辺の旧市町村からすると、合併したためにかつて衰退してしまつた、しかも、一旦合併すると、旧市町村区域の住民だけの意思ではもとに戻れない、そういうことになりま。

そういう意味で、今回、総務省の御努力で、新たな指標を用いて補正されて、交付税が一部戻るといふことでござりますが、こういうものはいわば周辺市町村のために使われるべきではないか、ちゃんと総務省もモニタリングすべきではないか、そのように思ひますが、この点についてのお考えを伺いたいと思ひます。

○高市国務大臣 合併算定がえ終了後の交付税算定につきましては、やはり平成の合併により市町村の姿が大きく変化したということを踏まえまして、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映するものですので、市町村の安定的な財政運営には資すると思ひます。

一方で、今御指摘いただきましたけれども、地方交付税は、御承知のとおり、基本的な性格において地方税と何ら変わるところがなく、地方交付税法において、地方団体が独自にその使い方を決めることができる一般財源とされておまして、その使途についてはあくまでも地方団体の自主的な判断に委ねられております。ですから、今回の見直しで交付税が増額となる部分についても、その性格は変わりません。

しかし、御指摘の周辺部の旧市町村、私の地元にもありますが、合併によつて活力が喪失したと

か、住民の声が届きにくくなっているのではないかとこの課題の御指摘もございいます。

総務省としては、合併した市町村が一体感をまづ醸成するような工夫をして、時間とともに効果があらわれてくることで合併のメリットを実感していただけるように、地方自治体に助言をしてまいります。

モニターというのは大変難しいんですが、ただ、地方団体にも今回の交付税算定の方法につきましてはいしつかり御理解をいただいていると存じます。

○務台委員 総務省としてはそのようにお答えになるしかないかとは思いますが、現場の実態は、やはり合併して全部中心市街地に持つていかれたという声が非常に強いものですから、合併してよかったんだという実感が得られるように、ぜひ総務省としても努力していただきたい。釣つた魚に餌は要らないということにならないようにお願いしたいと思ひます。

あと、公立大学と私立大学に関する財政措置のあり方について質問したいと思ひます。

長野県に私立大学、特色のあるものが幾つかあるんですが、実は、最近奇妙な現象が起きています。それは、財政基盤が割としっかりしているにもかかわらず、将来の不安から公立大学化を目指すという動きが出ています。一つだけじゃなくて、複数の私立大学がそういう動きを見せています。

なぜかというところ、交付税による財政措置が公立大学は非常に手厚い。一方で、私立大学はなかなかそれができない。であれば、この際、公立化したら交付税がたくさん来るので、そちらの方がいい学生を集められる。建学の精神を打ち捨ててまでそういう動きを見せようとする、これで本当にいいのかという気がします。

これは総務省だけの問題ではなくて、もちろん文科省もかかわる問題でございしますが、公立大学と私立大学の財政措置のイコールフットイングというのを考えないと、財政措置が大学のあり方

まで決めてしまおう。これは本末転倒のようにも思われまます。この点について、いかがお考えでしょうか。

○土屋副大臣 御質問ありがとうございます。

市長時代に、務台課長から厳しく御指導いただいたことを思い出して次第でございしますが、そのことに感謝しつつ、答弁をさせていただきますと存じます。

公立学校に対する交付税措置についてでございますが、大学は、学校教育法にも定められているとおり、学術の中心としての教育研究機関の性格を有しているわけでありまます。いわゆる高等教育でありまます。とりわけ公立大学については、地域における人材育成、研究成果の地元産業界への還元などといった公共的性格を強く有している。このような観点から、設置者である自治体が責任を持つて運営できるよう、いわゆる交付税制度を適用して支援をしているところであります。

一方、私立大学は、明治の初めから、建学の精神を持ち、それぞれ自主的、自律的、インディペンデントとして運営している誇り高い学校が多いわけでありまます。なかなか学校運営が厳しい状態が続いて、戦後、またとりわけ学生がふえたときにその受け皿となった、こういうこともあつたりして、昭和五十年にいわゆる私立学校振興助成法ができたわけでありまます。

実は、今御質問の件はその問題とも根本的にかわる問題で、そのとき議論になったのは、憲法第八十九条におけるいわゆる公の支配に服していないと公金は支出できない、こういう憲法上の規定があつて、果たして、私立学校に運営費補助を出していいのかわるか、経常費補助を出していいのかという議論がかんかんがくがくやられたわけでありまます。私たちの先輩の森喜朗先生とか海部俊樹先生、西岡武夫先生などが中心になつてこの法律をつくり、論理を整理して、今日に至つてい

るわけでありまます。しかし、おのずから、私立の学校の経営とはそこが根本的に違つてくる。その上で、交付税措置

はどこまでやるのかという議論だろうと思ひまます。

なお、今の法律のたてつけですと、都道府県が支援できるのは幼稚園からいわゆる中等教育学校、後期中等教育も含めたところでございまますから、これらについては交付税措置をしているところでございまます。

○務台委員 法律の建前はそうだったのかもしれないが、これからの少子化の中の高等教育機関のあり方も含めた議論をしつかりして、公私の役割分担、それに対する財源措置のあり方をしっかりと検討していただきたい、そのように思ひます。

次に、事業費補正についてのあり方を聞きたいと思ひまます。

消防庁が所管している緊急防災・減災事業債というのがありまして、二十八年度でも五千億円確保していただいて、これをほとんど消化しているというふう聞いております。消防補助金が少ない中で、地方の単独事業として七割の償還金を交付税で見てもらうという大変評判のいい仕組みであります。

一方で、過去、事業費補正が活用され過ぎたという反省で、なかなか一般的に事業費補正が認められるということになつておりません。そのため、自治体の現場では、やらなければいけない事業があるにもかかわらず、補助金が来ないのでためているという事例がたくさんあります。本当にこれでいいのかな、もとの補助金頼みの行政に立ち戻つてしまったような、そんな雰囲気すらございまます。

財政規律に留意しつつ、例えば緊急防災・減災事業債のような限定された範囲でも結構ですの

で、事業費補正をより適切に、前向きに活用する、そんなことが考えられないか、伺いたいと思ひまます。

○安田政府参考人 お答えいたします。

地方債の元利償還金に対する交付税措置につきましては、平成十三年度の骨太の方針におきまし

て、地方団体の負担意識を薄める仕組みを縮小すべきと指摘されたことなどありまして、これまで順次廃止、縮減を行つてきているところでございまます。

現在、地方債の元利償還金に対する交付税措置は、災害関連や防災、減災対策などの国民の生命、安全に係るもの、いわゆる新直轄高速自動車国道や整備新幹線などの全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、人口減少を見据えた公共施設の集約化、複合化など、国、地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものに年限を付した上で行うものに限定しているところでございまます。また、交付税の算入率も、全般的に以前の水準より引き下げているところでございま

す。

こうした経緯も踏まえつつ、今後とも、人口減少を初めとしたさまざまな社会経済情勢を的確に見据え、地方団体の財政規律に留意しながら、地方債措置の適切な運用に努めてまいりたいと思ひております。

○務台委員 ありがとうございます。

私も、事業費補正見直しの経緯は、私なりに現役時代承知していたつもりでありますが、今日、地方創生という観点が大きな課題となつている中で、もう一回あり方をしつかり見直すということもあり得るのではないかとこのことをお願いしたいと思ひまます。

次に、特別交付税の割合についてでございます。

今回の法律改正で、特交の割合が、本則を六%に戻すという措置が講じられて、これは大変結構だというふう

に思ひまます。

平成二十三年に政府が特交割合を段階的に引き下げたというふうな議論があつたことを踏まえて、どのくらいの水準が本来いいのか、その点についての御認識を伺いたいと思ひまます。

地方財政平衡交付金制度から地方交付税に移行した当時、昭和二十九年ですが、実は八%だったんですね。それが三十三年に六%になった。八%

というのは何か高いのかなとみんな思っていますけれども、当初は八%だったんです。私は、個人的には、八%くらいの数字をこの二、三年のうちに議論して、そこにまた持つていくということも必要ではないか、そういうふうに思うんですが、お考えを伺いたいと思います。

○土屋副大臣 特別交付税は、御承知のとおり、台風、豪雪、豪雨や火山の噴火などのいわゆる自然災害の多発、多様化、こういうものの災害対応での経費が第一。また、地域交通や地域医療等の地域住民の生活を守るために不可欠な経費。また三点目として、人口減少を克服するための施策に意欲的に取り組む地方団体を支援する経費などに充てられるわけであります。

普通交付税がさまざまな定型的な規定のもとに交付されるのに対して、特別交付税は、その年の状況等に応じながら、実態に応じて算定されるという仕組みになっているわけであります。

これらについては、六%を四%にすべしという現在の法律ができたわけでありますが、最近の多発する災害情勢などを見ると、六%をこのまま継続して維持するのが適切ではなからうか、こういう判断のもとに今回の法律の改定をお願いしているところであります。

かつて、地方財政平衡交付金制度のときには八%だったんじゃないかという御指摘については、大変貴重な御意見として承りますが、今この時点で政府がそのようなことを考えていいのかどうかというところにつきましても、いろいろあるかと思っています。

以上申し上げて、六%にいたしたい、本則に戻したい、このように考えておる次第でございます。

○務台委員 直ちということではありませんが、地域間の格差是正を行う場合にも特別交付税は非常に役立つと思いますので、そういう観点も踏まえて、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、車体課税の話に関連して伺いたいと思います。

ます。

自動車税におけるグリーン化特例が見直され、軽課について対象を重点化した上で強化されてきたということでございます。その反面、新車の新規登録から十三年を経過したガソリン車などについては、車体課税が重課され、今回この措置が延長された。これも、そういうことかなというふう

に思います。車体課税は、自動車の購入や保有に担税力を見出して課税する建前ですが、経済力がない人は安い中古車を買わざるを得ないという実態もあります。結果的にその自動車が経年重課されてしまうという問題は、かねてから指摘されているところだと思えます。

これは特に質問はしませんが、私はちよつと地元の皆様からも言われておる話がございまして、大臣、ノスタルジックカーというのを御存じでしょうか。クラシックカー、ヒストリックカーともいいますが、この経年重課の問題点を指摘されております。自民党の税調の場でも私も何度か質問しているんですけども、なかなか、へつというような感じで、ちゃんとした返事がなかったの

で、今回この場で。ノスタルジックカーは、歴史的、文化的価値のある古い型の自動車で、最近、ゼロ戦の復活なんというのもありましたけれども、置き物ではなくて実際に公道を走れるところに意味があるということでございます。

ノスタルジックカーを連ねたバレードとかフェスティバルが行われて、愛好家や観光客を地方に集める良質なコンテンツになっている。これはヨーロッパでは当たり前のように行われております。私の地元の松本でも、近い将来これを計画したいということ、全国からお客さんが集まるインパウンドの一つの手法としても位置づけられております。

ドイツでは、ナンバプレート末尾にHナンバーをつけて、これはヒストリックナンバーというんです、ヒストリックのH、そのナンバーがあ

る車は税が優遇されている。古いものを大事にするヨーロッパ。そういうことでございます。

ノスタルジックカーは経年重課で数値上の環境性能はよくないかもしれませんが、実際に年に何回か運転するだけ、持つのに物すごくコストがかかる。それを、自動車税まで重課して本当にいいかという気がします。

文化的価値の高いものに重課をする。法隆寺に固定資産税をばんとかけるようなものなんです。いいんですか、これで。という気がします。で、伝統文化を重んじる国として恥ずかしいくない地方税の仕組みというのをそろそろ考えていくべきじゃないかというふうに思いますが、これは大臣にぜひお考えを伺いたいと思います。

○高市国務大臣 法隆寺は宗教法人でございますので、また違うかと思うんですが。

自動車税は、二酸化炭素抑制による地球温暖化対策だけではなくて、地域における環境対策を重視する、こういう観点から、排出ガスに係る環境負荷に着目して、グリーン化特例として重課及び軽課の措置が創設されました。

特に、重課については、乗用車の平均使用年数が約十三年であるということ、十三年前の空素酸化物の規制値が現在の規制値を約一・六倍上回っているということなどを総合的に勘案して、新車新規登録から十三年を経過した自動車を対象としています。

委員が御指摘の歴史的、文化的価値の高い車に対する重課の見直しは、貴重な御意見であるとは思いますが、同じ古い車でもそうした価値が低いと思われる経年車とのバランスですとか、地方のグリーン化の推進といった観点からは、なかなか検討するに論点の多い課題かなと思います。

御指摘の点も含めまして、まず関係者の御意見も丁寧に向いながら検討を進める必要がある課題だと存じます。

○務台委員 ありがとうございます。

税の話は税調で議論して政府に持つていくというところだと思いますので、ここで政府の方がいい

ですよという答えは期待はしていません。

きょう、総務委員会の先生方、私、議論をつくつてがらんやろうと思っておりますので、御賛同いただける方はぜひ議論にも参加していただきたい、そんなことをこの場で宣言させていただきたいと思えます。

ちよつと時間もなくなりましたので、質問を幾つかはしらせていただきます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのが平成二十五年に成立しました。本当にいい法律ができたというふうに思っています。

この法律の肝は、加入の促進、処遇の改善、装備の充実、教育訓練の充実、そういうことが肝だったんですが、実際に、この法律ができて地方自治体の予算措置がどういうふうにか改善したのか。なかなか、まだ施行されたばかりで明らかな数字が出ていないのかもしれませんが、過日、日本消防協会の秋本会長が、サンプル調査をしたところ、二十五年から二十七年の間で一・七倍に装備関係の予算がふえた、そういうふうに出ておられました。

消防庁として、この点について調査されておられるのか、おられたらその結果についてちよつと御披露いたしたいと思えます。

○西藤政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年十二月の、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定を受けて、私ども消防庁でも、消防団への加入促進、処遇の改善、装備の充実強化などに積極的に取り組んできたところでございます。

予算の関連で申し上げますと、まず、消防団の処遇の改善についてであります。これは、地方交付税単価を参考に、年額報酬の低い市町村に対してさまざまな機会を捉えてその引き上げの要請を行ってきたところでありますが、その結果、例えば、平成二十五年四月に二十七団体ありました報酬を支給していない無報酬の団体、これは今年

度中に全てなくなりました。

それから、装備の関係でございますが、消防団の装備については、安全装備品や救助活動資機材等の充実を図るため、平成二十六年二月に消防団の装備基準を改正いたしますとともに、地方交付税措置を大幅に引き上げ、市町村に対して集中的、計画的な整備を働きかけてきたところでございます。

この装備についての予算額を私どもの方で全市町村を対象に調査させていただいた結果であります、平成二十五年度当初予算の約四十七億円と比較いたしますと、今年度、平成二十七年年度の当初予算では約百七億円となっております、約二・三倍となっております。

今後とも、消防団の充実強化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○務台委員 二年間で、法律を挟んで二・三倍に装備の予算がふえたというのはすばらしいと思います。やはり議員立法をやっておいてよかったというふうに思います。この法律の効果をさらに発揮するように、消防庁もまた頑張ってくださいと思います。

最後に、十八歳選挙年齢の引き下げが行われるんですが、学生の住所の件についてちよつと確認したいと思ひます。

昭和二十九年の最高裁判決というのがありまして、寄宿舎に住んでいる学生の住所は寄宿舎だという判決があります。

ただ、今の時代はもう全然違うので、当時は子供がどんふえていた時代です。今はどんどん減っていく中で、田舎の子供、地方の子供が都会の寄宿舎に仮に入るとして、そこに全部とられちゃうというのは、これはとんでもないんです。子供たちの本拠はやはり親元にあると思います。そういう意味では、学生の住所というのをしっかりと、改めて考え方を認定し直す。

そして、その上で、イタリアあたりでは、調べてみしたら、学生の場合に、いろいろな制約は

ありますけれども、旅費を支給して選挙をしてもらう、そんな枠組みもあるんです。思い切つてそういうことも考えて学生の住所の問題に取り組みないかな、そういうふうに通うんですが、お考えを伺いたいと思ひます。

○高市国務大臣 住民票の住所につきましては、各人の生活の本拠をいうとされていきます。

住所の認定ですけれども、住民基本台帳事務処理要領におきまして、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して市区町村長が決定するとなっております。

住所については、住民に対して行政サービスを提供する上での基礎となる情報でございます。

御指摘の、投票のために支援を行う市町村への対応というのは、選挙のあり方自体にかかわる問題でございます、まずは各党各会派で御議論をいただければ幸いです。

○務台委員 私は、住所の認定はさまざまな要素を勘案して市区町村で決めるという今のお話ではございますが、総務省としても、投票のために地元へ帰る学生の旅費について市町村が支援する場合に、交付税措置をするというようにすることも考えてもいいんじゃないかなと思ひます。もちろん、一定の制約のもとで。

これは私の希望でございますが、以上、申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○遠山委員長 次に、中村裕之君。

○中村(裕)委員 自由民主党の中村裕之でございます。

質問の機会をいただいた理事初め先生方に大変感謝をしております。ありがとうございます。

今回の地方税の改正について、法人課税、法人事業税と並んで大きな項目になる自動車車体課税についてまず伺ってまいりたいと思ひます。

と申しますのも、車体課税については、納税者が一般ユーザーから事業者まで多岐にわたるといふ点がありますし、地方税も課税され、国税も課税され、ある意味、取得時の課税もあり、保有に

対する課税もあるという複雑な面があるわけでありまして、そうしたものを一度わかりやすく整理しておく必要があるというふうに通うと思ひまして、その意味で、車体課税について伺ってまいりたいと思ひます。

消費税の税率が上がる段階、まず八％の段階で、自動車取得税は五％から三％に税率を引き下げました。そして、一〇％に改定をされる段階で自動車取得税を廃止するという流れでこれまで来ております。

これは、一つの自動車という取引に関して二つの税が課税をされるというちよつと矛盾があるような形を解消するという意味があるんだろうと私は思っております、一つの取得、取引に対して二つの税ということは解消していくべきだろうというところで、この流れで来ていたわけでありまして、ところが、消費税一〇％改定時には、自動車取得税にかわつて環境性能制を導入するというところになったわけでありまして。

この環境性能制の課税の根拠等、課税についての考え方について確認をさせていただければと思ひます。

○土屋副大臣 車体課税の見直しについてはこの数年議論されてきたことでございますが、これまでの与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率一〇％への引き上げ時に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において自動車取得税のグリーン化機能を維持強化する環境性能制を導入することとしたしたわけでありまして。

この環境性能制については、燃費等に応じて税率が決定される仕組みであり、環境性能がすぐれた自動車の普及等に役立つと同時に、環境負荷の低減を図るもの、このような観点と同時に、地方の安定的な財源確保にも資するということでありまして。

今回の見直しについては、登録車については自動車税に、軽自動車については軽自動車税に、それぞれ税目が一本化されるほか、中古車も新車と同じく環境性能制の対象となる、こういうふうな

ことになっていくわけでありまして。

したがって、いわゆる改革法の中で方向性が出された安定的な財源の確保、それから簡素化、グリーン化などのことを勘案して決定されたもの、このように理解をいたしております。

○中村(裕)委員 簡素化ですとか環境負荷の低い自動車の普及を図っていくという意味で、意味のあることだと思ひますが、環境性能制の課税標準や税率、免税点、課税、徴収の方法について具体的にどのようにならうと思ひますのか、お伺いしたいと思ひます。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

自動車税及び軽自動車税に新たに導入することとしております環境性能制は、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境税制でございますが、その環境性能制の課税標準は、環境インセンティブを最も効果的なものとする観点から、自動車の取得価額としております。

税率は、燃費基準値の達成度に応じて決定をし、登録車について申し上げれば、ゼロ％、一％、二％、三％の四段階の税率でございます。

免税点につきましては、自動車取得税と同様、五十万円としております。

課税、徴収の方法につきましては、徴収事務の円滑化及び事務負担の軽減という観点から、自動車の登録時にあわせて申告納付するとともに、軽自動車税の環境性能制につきましては、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うこととしたところでございます。

○中村(裕)委員 車体の取引価格、車体価格を課税標準とするという点ですとか、登録時に徴収をするというふうな点でいうと、自動車取得税に近いような印象があるわけですが、環境性能に応じて税率がゼロから四段階の設定でありますので、環境性能の高い自動車については、環境性能制は事実上ゼロ、ゼロ％が適用されるということになるわけでありまして。

冒頭、私が申し上げた、一つの取引に対して自動車取得税と消費税と二つの税が課税をされると

いうことを解消するという意味で、環境性能割の導入に一部反発の声があるわけでありますが、私はこの税について賛成をする立場でいるわけであります。

つまり、自動車取得税が、一〇%に上がった段階で取得税をゼロにするということだけで終わってしまつと、まず、地方の税収に非常に大きな影響を及ぼす。環境性能割で見込んでいた税収は八百九十億と聞いていますが、それがまず穴があいてしまつということが一つでありますし、また、ユーザーにとつても、消費税の税率が二%上がっているにもかかわらず、負担がふえない、つまり自動車ユーザーだけが従来の税制の中で自然に軽減税率のような適用を受けてしまつということになるわけであります。

それはやはり理にかなっていないことになるんだらうという意味で、環境性能割の導入には賛成の立場であります。ここに環境性能という着目点を導入したことについても、納得できる形だなどというふうに思っております。

そこで、一つ、登録時の徴収について、関連して自動車税について伺いますけれども、昨日の報道によりますと、登録時の月割りの自動車税の納付を免除して、抹消時の月割りの還付を廃止する、つまり年払いというふうな考え方がなるのかと思ひますけれども、そうした簡素化を検討しているというお話が日本経済新聞の中で出ておりました。

私は、学校を卒業してから道税事務所勤務をしまして、自動車税徴収課という課に三年勤務をしております。

自動車税は車検時には納付をしていなければならぬので滞納が少なくないというふうにお思ひになるかもしれませんが、実は、中古の比較的古い車を購入しては車検をとらずに放置をしまつと、つまり、二年間の自動車税を未払いのまま残してしまつという乗り方をしている方も実際にたくさんいらっしゃるという点であるとか、また、今使っている自動車を下取りに出した

ときに、登録によつて課税をしているものですが、下取りに出した月割りの自動車税が、抹消登録が一、二カ月おくれるために、月割りが二カ月分とか滞納で残つてしまつというふうなケースがいろいろございまして、そうしたことに多くの徴税の職員が対応しなければならぬ、つまり、行政コストが非常に多くかかつていたという印象がございいます。

つまり、例えば、三年分なら三年分、二年分なら二年分先取りをしてしまつて、抹消登録をすれば還付するというような方法にするだけで、地方の税務職員は非常に多く削れることになるんだけれども、そうすると、逆にユーザーが自動車購入時に負担が非常に大きくなるんだらうという、そういった議論もあるわけであります。

そうしたバランスを考えたときに、自動車税を、月割りでの考え方を廃止して、あくまでも年払いだという考え方を待つということは、非常に簡素化にもなりますし、登録時の月割りの納税を免除することによつて、購入時の負担軽減、つまり、環境性能割も登録時に納税をしていただくことになりまして、自動車税も登録時に月割りの納付をしているわけですから、それを免除することによつて登録時の負担軽減にもつながるということであります。これは、簡素でそして効率的な税として自動車税を見直す上で非常に意義のある見直しだというふうに私は受けとめたところであります。

総務省として、その点について現時点でどのように考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

自動車税は、例えば、自動車を取得した初年度につきましては、取得月の翌月から年度末までの月数に応じて課税される月割り課税を実施しております。これに對しまして、軽自動車税や固定資産税では、賦課期日時点の所有者に対して年額を課税しております。月割り課税は行っておりません。

平成二十八年度税制改正においては、この月割り課税の廃止について、経済産業省からも要請がございました。

仮に月割り課税を廃止する場合には、委員の御経験も踏まえたお話にもございましたように、課税事務の簡素化につながる、また自動車の取得時の負担軽減にもつながる、そういうメリットがございまして、一方で、応益課税の原則、あるいは自動車販売への影響といったような観点からの課題というのも考えられるところでございます。

平成二十八年度の与党の税制改正大綱におきましては、「平成二十九年年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に關し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされておまして、この大綱の内容を踏まえて、御指摘いただきました月割り課税のあり方も含め、今後の税制改正プロセスにおいて議論いただけるものというふうにご考えております。

○中村(裕)委員 二十九年年度の税制改正の一つの大きな議題にならうというふうに思ひます。

私なりに、自分の経験を踏まえてそうした議論に参加していきたいと思ひますけれども、非常に理にかなつていないというふうに私は思つていますので、今後、総務省の方でも、ユーザーまた販売店等のさまざまな観点から検討を加えていただくことを望みます。

次に、消費税一〇%への引き上げも踏まえれば、自動車ユーザーの負担軽減にも配慮する必要がありますがあるわけでありまして、環境性能割の導入に当たり、どのような負担軽減策を考えていらっしゃるのか、導入をされるのか、その点について確認をさせていただければと思ひます。

○土屋副大臣 環境性能割については、先ほど申し上げたとおり、与党税制改正大綱を踏まえた上で導入したわけですが、いわゆる自動車の取得税のグリーン化機能を持強化するものと位置づけた上で、具体的な検討をしたところであります。

本年の自動車取得税に比べて約二百億円の負担減、負担減といいますが、ユーザーにとつては負担減、こういうことになるわけでありまして、現在の自動車取得税におけるエコカー減税と比べると、燃費性能等の基準に基づき非課税となる車の割合が高まり、乗用車の新車販売台数の約五割に達する、従前は四割でございましたが、五割に達するというところでございます。

これは、平成三十二年基準のプラス一〇%というふうな、従来プラス二〇%だったのをプラス一〇%にしたとか、いろいろなことによつて影響してきているわけでありまして、中古車についても新車と同じ扱いとなり、非課税の区分が新たに設けられたところであり、負担軽減にもつながっているわけでありまして、そういうことでございます。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。グリーン化の特例の部分について、非常に重きを置いているということでございます。

消費税五%段階での自動車取得税の税収総額というのは二千五百億、それが八%段階で五%から三%に税率を引き下げ、グリーン化を導入し、一千億にしたものが、今の環境性能割では八百九十億ということですので、その分、ユーザー側の負担も当然減ることになるんだらうというふうに思ひます。

特に、自動車の取得価額が高いトラックやバスなどの営業用自動車については、住民の暮らしや我が国の経済を支えていく非常に重要な輸送機関でもあります。環境性能割の導入に当たっては、そうしたトラックやバスなどについて、より配慮が必要になるというふうにご考慮のところでありまして、そうした点について、どのような配慮をなされているのか、確認をさせていただければと思ひます。

○土屋副大臣 御指摘のとおり、環境性能割を入れるということは、地球環境的な観点から負担が軽減される、このことに着目しているわけでございます。

そういう観点から、御指摘のトラックやバス等の営業用自動車について考えますと、自家用に比べて貨物の積載率が高く、貨物の積載率が、例えばトラックの積載率は、自家用は平均二三％でありますが、営業用トラックは三七％、つまり物を運ぶのに対して環境負荷が少ないわけであります。

二酸化炭素の排出量が大幅に少ないということもあり、こういったところに着目して、現行の自動車取得税では三％だったのが、営業用自動車は当分の間二％の税率といたしているわけであります。

また、バスも同様な観点から、環境性能割を入れるに当たって、環境負荷の低減を図るという政策目的に同一になるように以上のような措置をしている、こういうことになるわけでございます。

○中村(裕)委員 いろいろと車体課税について伺ってまいりましたけれども、自動車取得税が廃止をされて、今度は自動車税の方に一本化をされていく。

税目上も簡素化をされ、そして、環境性能という着目点から軽減も図られながら地方財政も確保されるということで、非常によい税制に仕上がっているのではないかとこのように考えているところでありまして、懸念される点についても配慮がなされているということでございます。

ただ、冒頭申し上げたとおり、やはりいろいろな税の課税の意味合いというものについてまた世の中に誤解があるように感じますので、総務省としてしっかりとPRに努めていただければというふうに思います。その点をお願いしておきたいと思ひます。

次に、新たな特例についてですけれども、実は、私の町は、NHKの朝のテレビ小説「マッサン」で非常に観光客がふえておりまして、ニッカウイスキー北海道工場に訪れるお客様も三倍から四倍にふえて、それがまだ継続をしている状況です。

ニッカウイスキー北海道工場の正門前の道路

は、リタ夫人の名前をとってリタロードということで名称をつけて、もう二十年ほど前から、住民の皆さんがお花を植えたり、美化運動をずっと続けてきています。道路管理者の方も、北海道開発局になるんですけども、タイル張りの歩道にしたいだいたり、工夫を凝らしてきたところであります。

しかし、残念ながら、正門前に大きな電柱がございまして、写真を撮ってもどうもその電柱が絵にならないということで、町議会でも問題になりました。その電柱の地中化について今お願いをしているところなんです。

そういう状況にある中で、法律の方も準備をされているところでありまして、今回、特例措置として、無電柱化の推進に向けて税制上の応援をする措置が設けられたと承知をしております。この措置についての内容と期待される効果について、総務省からの見解をお伺いしたいと思います。

○土屋副大臣 無電柱化論は、ずっと、二十数年来にわたって、景観とかいろいろなことから続いてきたわけでございますが、とりわけ東日本大震災において、電柱の倒壊による緊急車両等の通行が阻害され、被災者の救助や救援物資の輸送に支障が生じたことから、こういった事態を未然に防止するには無電柱化の促進が重要であるという観点で、今回の改正案において、無電柱化促進のための固定資産税の特例措置を創設することとしたしました。

具体的には、防災上の重要な道路として、都道府県が地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路、昔は啓開道路と言っておったわけでありまして、こういう啓開道路に指定されたものについては、無電柱化のために新設した電線に係る固定資産税の課税標準を、最初の四年度分、価格の三分の二としたところであります。

なお、道路法に基づき電柱の占用禁止区域として指定された道路については、新たな電柱の占用は許可されないわけでありまして、電柱を設置できないために、特例率を拡充して、課税標準

を、最初の四年度分、価格の二分の一としているわけでありまして。

もつとも、電柱を設置するよりもいわゆる固定資産費が相当かかるわけでありまして、税収そのものは余り変化がないんじゃないかというふう

に踏んでいるところでございます。お互いに、電力会社や通信会社も含めて、みなでその方向に行っていたことを期待している次第でございます。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。ニッカウイスキー工場の隣には消防署がございまして、消防車や救急車がそこから出動するわけでありまして、最近、台風の大規模化ですとかによつて、住宅の屋根が飛んで電線に引っかかって電柱が倒れると、救急車や消防車の出動にも支障が出るということもございまして、住民の期待は非常に大きいということでありまして、こうしたところを総務省として特例措置で応援していただけるのは非常にありがたいことだというふうに感じているところであります。

次に、地方財政措置について伺うわけでありますが、最近の国の法律改正や国の事業の方向性によつて、直近数年間に限り地方の負担がふえるという例が幾つかあるわけでありまして。

私が懸念しているものの中で、耐震促進法に基づく耐震診断への支援、これは、病院、ホテルなどの広く一般住民の方が集まる建物について耐震診断を行い、その上で公表する、また、耐震の改修をする場合に、地方が補助を出せば国も上乗せ補助をするというふうな仕組みになっているわけでありまして、そのことによつて地方の一般財源からの支出が出ていくだろうということが一つあります。

二点目には、土砂災害防止法に基づく土砂危険地域の調査を行うということが、五年以内ということが定められました。

そして、この二十八年度予算でも審議の対象になっている地方創生の新型交付金について、地方負担の二分の一があるわけでありまして、こうし

たものについて、国の法律改正によつて地方の負担が一時的に膨らむことにつながるのではないかとこのことを危惧しているわけでありまして。

こうしたものに対して、総務省としても地方財政措置によつて支援をしていくことが必要だというふうに思ひますが、それぞれについて、総務省の対応についてお伺いしたいと思います。

○安田政府参考人 お答えいたします。三点に係る地方負担についての御質問がございました。

一点目、耐震改修促進法に基づきます耐震診断への支援に係る経費につきましては、国庫補助事業に伴う地方負担につきまして、特別交付税で措置をしているところでございます。

二点目でございます。都道府県が土砂災害防止法に基づきまして行う基礎調査に係る経費についてでございますが、地方負担につきましては、普通交付税で措置をしているところでございます。

三点目でございますけれども、地方創生の新型交付金、地方創生推進交付金についての地方負担でございますが、ソフト事業につきましては、地方負担の五割程度は標準的な事業費として普通交付税措置を行った上で、残余につきまして事業費に充てて特別交付税で措置し、ハード事業につきましては、地方負担について地方債を充当し、その元利償還金の一部に普通交付税措置を講ずることとしているところでございます。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。それぞれに特別交付税、普通交付税、また地方債などの手当てがされているということでありまして、こうした配慮が地方の積極的な防災、また地方創生につながっていくというふうに思ひます。

最後に、高市大臣の決意ですとか、地方に対するメッセージも含めてお伺いしたいわけでありまして、安倍政権として、地方創生を全面的に、政策の前面に打ち出して今進めようとしているところでありまして、こうした中で、地方自治や地方税財

政を所管する大臣として、地方創生について、平成二十八年年度の地方財政対策や地方税の税制改正でどのような配慮をなされたのか、また、地方へのメッセージも含めて、すてきな洋服でもありますので、ぜひ大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○高市国務大臣 珍しく服を褒めていただきまして、ありがとうございます。

地方へのメッセージということなんですが、まず、急速に進行する少子高齢化、人口減少、これを克服しながら、地域経済の縮小に歯止めをかけるということを考えますと、地方創生を推進することが必要でありまして、これが地方にとつても喫緊の課題だと考えております。

どういう配慮をしたかということなんですが、二十八年度の地方財政対策、地方税制の改正においては、この地方創生の推進という観点も踏まえて対応しました。

地方財政対策においては、地方団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組めるようにということで、まち・ひと・しごと創生事業費について前年度同額の一兆円を計上するとともに、地方の一般財源総額につきまして、前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保したというところでございます。また、地方創生推進交付金の地方負担分につきまして、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に地方財政措置を適切に講じることとしております。

地方税の税制改正におきましても、法人住民税法人税割の交付税原資化など、地方法人課税の偏在是正を行うことによりまして財政力格差の縮小を図るというところをポイントにいたしております。

おおむね地方団体からは御評価をいただいておりますので、二十八年度の地方財政対策、地方税制改正は、地方創生にもしっかりと対応できると思ひます。

○中村(総)委員 大臣、ありがとうございます。

石破地方創生担当大臣も、我が国に残されている時間はそう多くないというお話もされているところでありまして、地方の経済の縮小に歯止めをかけるという部分は、非常に大きな国としての投げかけだと私も思っております。

こうした地方財政措置等をしつかり活用しながら、地方も知恵を出しながら、地方の経済の縮小に歯止めをかけて稼げる地方をつくっていくように頑張つてまいりますので、今後とも総務省のお力添えをお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○遠山委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 逢坂誠二でございます。それでは、まず最初に、固定資産税について伺ひします。

今回の地方税法の改正の中に、農水省が進めております農地中間管理機構の利用促進を狙つて、農地の固定資産税率にある種の段階をつけるというのが含まれております。

それからもう一つが、地方税法の改正ではありませんけれども、他省庁所管の法律の中で、中小企業の活性化を目的にして、中小企業の固定資産税の一部をある一定の要件のもとに減額するというような措置も盛り込まれているわけでありま

す。

私、税制や補助金、財政などによつて政策を誘導するということは、これはもちろん一つの手段としてあることだとは思っているんですけども、固定資産税がこうした場面でも議論の対象になるといいますか、その対象になるわけ

ですけれども、少しやり過ぎではないかなという気がしております。固定資産税はやはり地方にとつて大変重要な基幹となる税でありますので、年がかわるたびに固定資産税のどこかがかすめ取られていくような気がして、しょうがないわけ

であります。

したがしまして、まず一点目、大臣に、こうし

た政策誘導のために特に他省庁から固定資産税について減免、減額といったものが求められるわけですから、これは少しこらえていただいて、もう少し慎重にやっていた方がいいようなことが必要ではないかというのを伺ひしたいということ。

それから、中小企業対策、今回の対策ですけれども、三年間の期限ということでありまして、けれども、この延長はあるのかないのか。この類いのものを延長一回やっちゃうと、何かみんなその状況が当たり前であるかのように思つて、三年後にはまた延長、延長ということになるわけですが、そうしなければ固定資産税が骨抜きにされるということでありまして、二点目、この延長というものは、今の時点では考えられないんだということがあ

るのかないのか、大臣に伺ひしたい。

三点目、当然、固定資産税は減収になりますので、減収になった場合の対応をどうするのか。

以上、伺ひします。

○高市国務大臣 固定資産税は、税収が約八・七兆円、市町村税収の約四割を占めます。住民に身近な行政サービスを支える市町村の重要な基幹税でございます。

一方で、今般、地域経済の活性化に向けて、地域の中小企業による設備投資の促進や、意欲のある担い手への農地の集積、集約化の加速を図ることは重要だという観点から、あくまでも限定的な措置として、中小企業が新規取得した一定の機械及び装置や、農地集積バンクに貸し付けた一定の農地に対する固定資産税の特例措置を創設することとなりました。

しかしながら、政府内での議論に当たりましては、私からも相当激しい意見も実は申し上げております。特に、中小企業者等が生産性向上に資する一定の機械、装置の取得をした場合に、固定資産税の課税標準を、最初の三年間、価格の二分の一とする限定的な特例措置を創設することになったんですけれども、償却資産に対する固定資産税が約一・五兆円、そのうち機械、装置分が

約七千億円でございますので、これはかなり私も強く訴えた点でありますし、私が出席しました地方六団体との会合の場、国と地方の協議の場においても、全国市長会や全国町村会の代表の方々から厳しい御意見も賜りました。

また、政府の方でも、地方財政審議会からも、経済対策などの国の政策目的のために地方税制を用いるということは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性をゆがめるものであり、可能な限り行うべきではないという御意見もいただいておりますので、まずは、今後、税負担軽減措置について、その必要性について不断の見直しを行うこと、それから地方財源の充実確保に努めていきたいと思っております。

その上で、激しい議論が本場に政府内であつたんですけれども、与党税制改正大綱では、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持するというようにされたこと、それから、生産性向上に資する一定の機械、装置に対象を限定して限定的に講ずるものである、その減収額が市町村の財政運営にできる限り影響を生じさせないように努めたということでございます。

延長についてのお問いかけでございますが、私は、このような特例措置の安易な延長というものはすべきでないと考えております。

それから、減額されてしまった分なんですけれども、この特例措置で、固定資産税の減収額の七五％につきましては、普通交付税の基準財政収入額が減収することによりまして、普通交付税によつて財源措置がなされます。

ということで、三点、お答えを申し上げます。

○逢坂委員 大臣の思い、考えはよくわかりましたけれども、安易にこういうのを認めるべきではないというふうに私も思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、減収額に対する補填は通常の交付税対応だということでもありますね。わかりました。もう少し何らかのことがあればなという気はした

んですけれども、ちよつと残念な気がいたしま

す。それで次に、NHKの方にお越しただいて

おりますけれども、NHKの問題について少し話

をさせていただきたいと思ひます。まず冒頭に、きのう、会長の兼業の話を見せて

いただいたんですけれども、実は私のもとへ、会

長就任時に会長が何らかの対価を得てNHKの会

長の仕事以外のことをされているという情報があ

たらされて、それで会長の方に確認の意味で

聞かせていただきましたところ、会長が記憶して

いる範囲ではそういうのはないんだということ

がありました。いづれまた記憶が戻りましたら、ほかの記憶が

もし戻るようなことがあれば、また、そういうこ

とがあったのかなかったのか、お伝えいただけれ

ばというふうに思ひます。これはここでやめておきたいと思ひます。

それで、私、最近、NHKの理事会とそれから

経営委員会の議事録、特に十一月とか十二月とか

のもの、あるいは一月の下旬のものを見せていた

だいてるんですけれども、どうもつじつまが合

まず、十二月の八日の理事会で関連団体の土地

の取得ということが議論になっていたというわけ

で、ここで井上理事が、この土地取引のような関

連団体の重要な取引は、内部統制関係議決の

と、事前にNHKの了承を得るべきものではない

ような発言をされて、精査して最終決定すべ

きと考えますという話をしています。それから、

野専務理事は、今の段階でわからないことが多

い、予算編成要綱の議論は先に延ばすべきでは

ないでしょうかとの発言をされているんです。

そこで、井上さんと板野さん、両方にお伺い

するんですけれども、この土地取引の話というの

を知ったのは、この時点、理事会の時点が初めて

なんでしょうか。それとも、それ以前から御存

じだったんでしょうか。お二人にそれぞれお伺い

します。○井上参考人 お答え申し上げます。

十二月八日の理事会の議事録では、今先生が仰

せの発言を行いました。ただ、この土地購入の件につきま

すが、監査委員会の監査報告書を読むと、NHK

ビジネスクリエイトがこの土地の問題について買

い受け申込書を提出するというようなことが行

われているわけです。その際に、財務・経理担当

理事、関連事業担当理事などが、買い受け申込

書提出することを確認する文書に署名捺印をして

いるということなんです。そこで、会長にお伺い

するんですけれども、この買い受け申込書とい

うの時点で財務・経理担当理事と関連事業担当

理事というのとはなれたんですか。○初井参考

人 財務・経理担当理事は福井専務理

事でございます。それから、関連事業担当理事

は井上理事でございます。○逢坂委員 それで

は、まず、井上理事にお伺い

しますけれども、この買い受け申込書というの

に署名捺印したのはいつの時点ででしょうか。

○井上参考人 お答えいたします。

買い受け証明書の確認書というものが十一月

ういう対応というのはとれなかったんですか。い

かがですか。○井上参考人 お答え申し上げます。

この案につきましては、関連団体の今後の運

営には大変意義のあることだ、これは関連団体の集

約化という意味合いもありましたので、そういう

ことで検討を進めてまいりましたところ、ござい

ますけれども、この検討を重ねる中で、この間、

手続上さらに慎重に進めていくべきではないかとい

う考えに至りました。そのため、今お話がありました

十二月八日の理

事会では、こうした手続の確認とさらなる精査と

いうことを発言の中で提起したということござ

います。○逢坂委員 そこで、会長にお伺いする

んですけれども、まず一つ、この買い受け申込書

なるものに理事二名が署名捺印をしている、しか

も、そういうものを出すということはあらかじめ御

存じだったわけですか。○初井参考人 お答え

します。事後的に報告を受けております。

九

うふうに認識しております。価格が記載されたものを、取引相手が仲介者かわかりませんけれども、どなたかに出すということ、何ぼという価格が書かれているかわかりませんが、三百五十億とか三百四十億とか書かれているのではないかとはいいますけれども、この価格というのは後に大幅に変更できる性質のものなのでしょうか。

会長、いかがですか。

○榊井参考人 プロセスとして、優先交渉権の取得というのがございます。関連団体による購入の提示額として、民間の金融機関の助言に基づき提示いたしました。

もとより、この内容については、そこで確定したものでございませんで、これは実際に購入を表明した後の交渉によっていろいろ変わるものだというふうに認識しております。

○逢坂委員 会長、お聞きしていいことも言っていたらいいんですけども、これは買い受け表明をした後に価格交渉によって変わるんだということであります。

会長としては、この手続をこの段階で正式に理事会なり経営委員会に諮らうとしていたんですか。

○榊井参考人 きのうから申し上げようように、これは優先交渉権でありまして、まだ関連企業の手続も、それから、我々内部の手続といまいしょうか、そういうこともまだ全くなされてない状況であります。したがって、関連企業がこれをやると決めた段階で交渉に入ることだと認識しております。もとより、交渉が決裂するということもあり得るわけでございます。

○逢坂委員 私の質問はそうではなくて、どの時点で理事会や経営委員会にこのことを言うつもりでいたのかという質問です。

○榊井参考人 十二月八日に、経営委員会には御説明申し上げました。理事会にも御説明申し上げました。

○逢坂委員 言うつもりでいたのかということを開いたわけでありまして、どこで言ったかという

話を聞いたわけではないんですけども。

それでは、あらかじめどの時点で正式な交渉というふうになるか、そこところはよくわからないんですけども、これはちよつと脇に置いておいて、もう一つお話をさせてください。

今度はまた、これも議事録レベルです。十二月八日の理事会で、これは塚田専務理事からの発言の中にあるんですけども、一部、予算編成方針からの変更がありますというようなことが言われているわけですが、十二月八日の段階では、それまで議論していた理事会での予算編成方針が変更になったものが提案されているということではないでしょうか、会長。

○榊井参考人 これは、予算編成過程の段階で、予算編成方針の全体の収支の構造と予算編成要綱に移る段階で、若干収支の差があります。一応、特別配当の取りやめを一時検討しましたが、そういう段階で総額の変更はございます。

これは、過去にも予算編成過程で額が変わるということは何回もございまして。

○逢坂委員 十月二十七日の経営委員会の議事録を見ると、その時点で予算編成の考え方として示されている事業全体総額が七千六百億なんです。あらかじめ、我々も、何か漏れ聞かるところによると、来年のNHKの予算全体は七千六百億らしいぞという話を聞いていたんですけども、この十二月八日の理事会の時点では、六千九百七十九億円の予算が提示されていたように、さまざまなところからの情報によれば推測ができるんです。

この辺、榊井さん、間違いないでしょうか。

○榊井参考人 先ほども申しましたように、予算編成の過程で、その段階では財務収入の特別配当三十九億円を一時中止したことがあります。最終的にはやることで、予算編成要綱として提出をしております。

○逢坂委員 私が言いたいのは、予算は変わるといふことはあり得ると思うんですよ。ところが、この間の、十月下旬から十一月、それから十二月

八日に至るまでの理事会あるいは経営委員会の議事録を読んでも、予算が変わるということを議論している痕跡が何にもないですね。

それで、突然、十二月八日の理事会にこういうものが出てくるわけですね。そして、あたかも既定、既定というのは、あらかじめみんなが知っていたかのように土地の取引の話が出てきたり。

塚田専務理事は明確に言っているんですけど、関連団体の土地取引の関係で、一部、予算編成方針からの変更があります。要するに、今回の予算編成方針の変更は土地取引の関係なんだということを確認に言っているわけですね。

NHKの予算をつくる上で、こんな不透明なことというのはないんじゃないですか。さっきの買い受け申込書だって、会長は、そんなことは民間企業では当たり前なんだと思いつているかどうかはわかりませんが、これは国民の皆さんの受信料でやっているんですよ、関連団体といええ。こんな不透明なことで三十億も予算を変えたりするということは、私は全く説明になつていないというふうに思うんです。

改めてちよつとお伺いしますが、十一月十三日に土地の買い受け申込書の確認書に書いた、それから、十二月八日までの間にどこでどんな議論が行われて予算が変わったんですか。説明してください。

○榊井参考人 これは予算編成過程の段階で変更になったということなんです。時系列で申し上げますと、先ほど言いましたように、十一月三十日の役員連絡会で土地の購入について意見交換しました。それから、十二月一日にも、これは役員会ではない議論をしています。議論の中心は申しませんが、そういう過程を経て変更したということでございます。

○逢坂委員 これは、私は経営委員会に対しても失礼だと思えますよ。経営委員会には十月二十七日に予算編成の考え方というのを示して、それから十一月の二十四日の経営委員会で平成二十八年年度予算編成方針というのを示しているんです

ね。この段階でも、この予算が変わる前のものを示されているはずなんです。その直後に、何か急転直下のように変わっているわけですよ。しかも、その議論の中心、詳細は申し上げられませんが、説明がつかないじゃないですか。

会長、こういうことが不透明だと言われるんですよ。会長、いかがですか。

○榊井参考人 まず、土地の問題と予算の問題というのは、二つ、別々のもので走っていたわけですね。タイミングとしてこれが一致したんです。いずれにしても、我々としては、予算の議論をしながら、土地の議論をしながらということになっていて、まだまだ先のある話で、みんながこれを理解しているとか、完全に我々が決める方針で進めているとか、そういう段階ではなかつたわけですよ。この辺を御理解いただきたいんです。これが、私がきのうも申し上げておりますように、まだスタートしていないんです。ですから、最終的にはスタートすることをやめたということなわけです。

一方、予算の方というのは、これは既定方針どおり進んで、三十九億円、さっき榊井さんからありましたけれども、この辺の出入れの問題はありますけれども、基本的な方針は全く変えておらないつもりでございます。

○逢坂委員 会長に改めてお伺いしますが、正式にスタートするというのはどの時点だという認識でおられたんですか。スタートしておられないんだ、おられないんだということを繰り返しておつた問題がなかったかのような発言をしているんですけども、私にはそうは思えない。

会長は、正式にスタートというのはどの時点だと思つていらっしゃるんですか。

○榊井参考人 お答えいたします。関連企業の取締役会で了承が得られた時点が本当のスタートだと思います。

○逢坂委員 榊井会長、三百五十億円というもの

を買い受け申込書に記載して、交渉相手なのか誰なのか、誰かはわかりませんが、そこへ出したということ、これは事実上、取引相手に対してNHK及びNHK関連団体として三百五十億円ぐらいの価格でこれを購入するぞという意思の表明じゃないですか。

この意思の表明を、いや、関連団体はまだはっきりしていないとか、理事会や経営委員会にもまだよく言っていないんだ、だからこれは何の問題もないんだというようなことを言っているわけですから、正式な議論もないままにこんなものを出すこと自体が問題なんじゃないですか。これこそが、私は国民の皆さんに対する背信行為だと思えますよ。三百五十億ものものを正式な議論もないままに出している。私はそう思いますよ。

なぜそんなことを言うかという、例えば、来年度の予算に当たって、経営委員会に対しても、十月の時点で考え方を示し、十一月もまた説明し、そして十二月もやりということ、ある種段階を踏んでやってきているわけですよ。

会長は土地の問題と予算の問題は別であるかのような言い方をしていますけれども、これは全く別じゃないですよ。土地のことがあったから三十九億予算を減らしたということは、これは明確ですから、そのことによって配当を変えたわけですから。

会長、ここは、この認識があるからNHKのガバナンスというのはうまくいかないんだと私は思うんですよ。会長、いかがですか。

○榊井参考人 もちろん、この種の問題というのは非常に大事な問題で、関連企業にとって非常に大事な問題であります。我々NHKにとっても重要な問題であります。

そういう意味において、やはりまた一方で、関連企業をまとめるということも非常に大切なことだということ、二十五日に説明したわけですね。皆さん、それで賛同は得たわけですね。しかしながら、まだ取締役会も開かれていませんし、そういう中で、関連企業が正式に了承したわけでもない。

い。ただ、物の考え方として、我々は了解を得たわけですね。

先ほど言いましたように、土地の問題というのは、ずっと、土地より前に、建物を買うという話があったんですね。それがずっと転じて、その話が崩れて土地の問題が出てきたという話の一つあるわけですね。一方、同時に、もちろん予算はやっていただけたわけですね。そういう中で、剰余金をどうするかという問題もあつたわけですね。そういうことで、十一月三十日とか、十二月八日に来たわけですね。

だから、こういうものについては、即、ぱつと公式の交渉に入るといよりは、やはりいろいろ相手との話とかそういうこともあるわけですね。まして、私は何も、手続をはしっているとか、そういう怠慢をしたとかいう認識はないのでございますが、もちろんないのでございまして、実際には、申しましたように、実際の手続に入るといふ前の段階だったわけですね。

入るとすれば、やはり関連企業の取締役会の了解を得なきゃならない、これはまず第一です。なぜならば、関連企業が買うわけですから。そして、それに基いて我々が理事会でどういう決断をするか、そして、経営委員会に御説明申し上げる、こういう段取りだったと思います。

もちろん、その間に交渉もしなければいけませんし、交渉する過程において話が壊れることだってあるわけですね。ですから、まだまだこの話は非常に手前の段階なわけですよ。交渉事というのはいつもそういうことがあるわけですね。まして、これは、私は、相手をどうしたとかそういうことはなくて、契約をやる、あるいは交渉事をやる、あるいは全くと通常のやり方だということに思っております。

○逢坂委員 会長、今の話の順番が逆なんですよ。買い受け申込書を出して、その後で実は関連団体の話し合いをしてみんなの合意をとるといふのは逆なんですよ。関連団体の皆さんと話をし、こういう方向でいきましよう、それを決めて

おいてからじゃなかったら本来こういうことはやれないというのは、公共性の強い機関の常識ですよ。こんなことを例えば自治体で先に行ったら、とてもないことになりますよ。

私は二十二年間自治体の現場にいましたけれども、担当部長や担当局長の名前で、我が市はこの土地を三百五十億円で買うことの交渉に入る、お願いをしますとやる、やってみて交渉をやつていく、途中で議会に説明をして、議会に対して、実は予算の計上もまだです、けれども今とてあえず交渉に入っています、こんなことなんか絶対認められないですよ。

だから、私は、会長は、会長として、本当に公共性の強い機関のトップとして適格ではないと思われるんですよ。

それは、民間企業で、御自身の意思でさまざまな自由に取り扱えるということ、場合によってはあるかもしれない。公共的な団体よりもそれは自由度高いでしょう。だがしかし、公共性の強い団体というのはそれはいかにないんです。だからこそ、説明責任の難しさがあって、みんなつらさがあるんですよ。多分、周辺に座っている役人の皆さんも、だからこそ役人の仕事というのはつらいんだよねと思っているところはあると思いますよ。そのところが会長はわかっていないんですよ。安く土地さえ買えばいい、もしそういう思いでやっているとしたら、それは全く不適切なことだと私は思いますよ。

では、次にちよつと行きます。後でまた会長にお伺いしますが、今度は上田監査委員にお伺いたいんです。

上田監査委員は、十二月八日の経営委員会で、この土地取引のことに大変いい発言をされているんですよ。上田監査委員の発言を抜いてちよつと読ませていただきます。

関連団体の事業活動における遵守事項として、不正な取引を行わないこととか、過大なリスクのある事業は行わないこと、あるいは、重要な資産の取得など関連団体の経営の重要な事項につい

ては、関連団体と協会が事前に協議することを定めているというようなことを言っているんですよ。

それから次に、NHK職員との適切な事前協議を経て行われたものであるかどうか、こういうものをチェックする必要があるんじゃないかといったようなことも言っている。

それから、今回の土地取引をめぐる相手方との交渉や、仲介業者との折衝、さらには関係関連団体内の意思決定が適切な手続を経て行われていること、また、購入価格を含め取引内容、条件がNHKグループとして説明責任を果たせるものとなっていること、これらのことを執行部が厳正に確認した上で意思決定がなされる必要があると考えていますと言っているんですよ。

私は、これは非常に真つ当な指摘だと思うんですよ。

ところが、私がちよつと理解に苦しむのは、こういうふうに言っていた上田さんが監査報告書を出してみたら、監査報告書のポイントが二つしかないんですよ。一つは、法令や協会内の規程に違反していなかったかということ、金銭的損失が生ずることがなかったかということの二点が、十二月二十二日の監査報告書のポイントなんです。

でも、十二月八日の時点では、あれほどまでに細かく、職員との事前協議の状況とか価格の適切さとかそういうことまで言っているわけなんですよ。けれども、なぜ、こういう監査報告書だけしか出さなかったのかということ、これが不思議でしよがないんですよ。

十二月八日の議事録を見る限りは、これはきちつとやっていただけたという気がするんですよ。けれども、なぜ、これは二点だけになったんですか。そのほかのポイントはなぜ監査報告書に載せなかったんですか。

○上田参考人 お答えいたします。

私がこの土地取引を知りましたのは十二月一日の理事会でして、相当額の土地取引であること、したがって、これがしっかりと放送法それか

ら関連の規程に抵触していないかどうかというところを調べる必要があるということで、至急調査を開始いたしました。

一週間ほどたつて、十二月八日の日に、その調査結果を踏まえて、今委員の方から引用していただきましてけれども、経営委員会のこの発言になつております。

発言の直後、実は、本件を撤回するということが決まったという報告を受けました。したがって、私としては、撤回することになったんだつたら、では、それでよしじゃなくて、その二番目のポイントにありますように、買い受け申込書の提出及びこれに続く本件土地取引の撤回によつて協会、関連団体に金銭的損失が生じるか、先ほどから話題になっていきます買い受け申込書というのが法律的にどういう意味があるのか、これによつて何らかの損害がNHKに生じないのか、これが最大の課題だというふうに認識いたしましたので、早速その点で調査を開始いたしました。その結果を、十二月二十二日、今回の経営委員会で御報告させていただきます。こういうことです。

○逢坂委員 直接的な損害が出るかどうかというのは、これは重要なポイントだということは私も否定はいたしません。

ただ、そのほか、せつかく十二月八日上田監査委員が指摘されているさまざまなこと、これも実は非常に重要だと思つていまして、この間のNHKのさまざまな問題、課題、その直接的な原因と言つていいか、あるいは遠因と言つていいか、そこにやはり協会内のガバナンス、組織の引き回しといましようか、切り盛りといましようか、そのことに対する脇の甘さというのが相当あるように思ふんですよ。

だから、何もこれは損害が出たか出ないかだけを監査するのではなくて、せつかく十二月八日に言っているわけですから、もっとそういうポイントから監査すべきだというふうに私は思いますよ。

それと、先ほどの上田さんの発言の中に、十二

月一日は理事会じゃなくて役員会だったと思ひますよ。「上田参考人「済みません」と呼ぶそれはいいです。私の方で、これはそれでよろしいですね。

それで、浜田経営委員長にお伺いしたいんですけれども、この監査報告書というのは、これで十分だと思ひますか。

私は、これは公共性の強い機関がやってきたことで、正式手続に入つていないからいいなどという性格のものだとは思ひきれないですよ。しかも、先ほどの買い受け申込書を提出するときの確認書なるものに、理事の方二名が署名捺印をしている。確認書ですよ。それも事後報告だった。しかも、三百五十億ですよ。

私は、これは組織内のガバナンスとしてあつてはならないことだというふうに思ふんですけれども、監査報告書、これで十分だと思ひますか。

○浜田参考人 時間がない中で、経営委員会としては、監査委員会から貴重な報告を受けたというふうに思つております。

○逢坂委員 経営委員長として非常に残念な発言ですね。時間がない中で報告書を受けた。内容についてどうかというところについてもっと踏み込まなかつたら、何のために経営委員会があるのかというの、これはわけがわからなくなつてしまひますよ。

監査委員会だつて、せつかくいい問題点を指摘し、問題意識を持つて取り組んでいるのに、そのことは脇に置いて、ただ損害が出たか出ないかだ、それが重要だ。その重要性は私も認めますけれども、ほかのところに相当問題があるんじゃないですか。そのところを明らかにしないでの問題をやり過ごすというのは、私には許しがたいことだというふうに思ひます。

特に、冒頭にも言ひましたけれども、議事録、これがやはり相当におかしい。

経営委員会の議事録は、冒頭に言ひましたとおり、これが全文なのかどうかはわかりませんけれども、まあまあ詳しく書いてある。理事会の議事

録なんかは、もうほとんど物を書いていないじゃないですか。肝心なところが何にもない。

○濱田参考人 経営委員長、これについてどう思ひますか。

○濱田参考人 経営委員会は、放送法及びそれに準ずる運営規則にのつとつて議事録を作成しております。

執行部の議事録については、執行部の判断でなされていくというふうに思つております。

○逢坂委員 執行部の議事録は執行部の判断でやるんだということなんですよけれども、それでは、このところをちよつと浜田委員長にお伺ひしますけれども、十二月八日の経営委員会の議事録、これは適切だと思ひますか。冒頭に土地の問題をいろいろ議論されているわけですが、そのことについては余り書かれていないように思ふんですけれども、それはいかがですか。

○浜田参考人 十二月八日の経営委員会のお問ひ合わせでございますので、時系列にお答えしたいと思ひます。

十二月八日の経営委員会では、子会社による土地購入計画について、執行部から説明を受け、意見交換を行いました。

その説明を受け、経営委員会としては、手続の正当性や購入価格を含め取引の内容、条件の妥当性の面でまだ不明な点があると考えましたので、執行部に対して、今後、この件について十分に検証し、慎重に対応することを求めました。

あと、執行部に対しては、予算編成要綱の提案を見送るという説明の際に、経営委員会の意見を私の方から伝えました。

○逢坂委員 私は、土地の取引について云々かんぬんという気持ちも相当あるんですけども、あわせて、これは予算編成過程の問題なんですよ。

それで、十二月八日の経営委員会の議事録を読むと、まず冒頭に、今、浜田委員長が言つたとおり、関連団体による土地購入の計画について、執行部から説明を受け、意見交換を行ったと書いてある。意見交換の中身については何も記されてい

ない。

ところが、その次の審議事項の平成二十八年度収支予算編成要綱の議論になると、浜田委員長が、執行部より、本議題の取り下げについて説明をお願いいたしますと。そうしたら、福井専務理事が、本日の経営委員会での議論を受けて、今回はこの提案については見送ることとさせていただきますと言つていくわけですよ。

冒頭に、土地の取引について意見交換を行った、そして、本経営委員会での議論を受けて見送ることとさせていただきますと。それで、意見交換の内容も議論の内容も何もないんですよ。こういう議事録で本当にいいんですか、これじゃ何の説明責任にもなつていないでしょうということなんです。

理事会の方の議事録は、それは後でまた会長の方にいろいろ聞きたいと思ひますけれども、経営委員会がこの状態だったなら、全然NHK全体の監視役にならないじゃないですか。どうですか。

○浜田参考人 先生御指摘の、十二月八日に執行部から子会社による土地の購入計画の説明を受けたわけですが、この説明は、不動産の取引にかかわる交渉中の事案であり、相手先もあることから、公表することにより、関係者に利益もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものと判断をいたしました。

つきましては、内容の非公開を前提として議事を行いましたので、そういう取り扱いにさせていただきます。

○逢坂委員 内容の非公開を前提にしてやつた、そんな言いわけは私は通らないと思ひますよ。それだつたら、理事会も経営委員会も同じ体質じゃないですか。説明責任に全くなつていない。

そういうことが通らないのが公的機関の宿命なんですよ。だからこそ、役所の皆さんは苦勞して

いるんですよ。公金を扱うということについて、NHKは公共的な性格の非常に強い機関ですよ。そこが三百五十億の土地交渉のプロセスを全く明らかにしないでやるなんというのは、どう考え

てみて私は妥当なことだとは思われませんよ。そこで、幾つかお話をさせていただきます。

まず一つ、経営委員会にも理事会にも、今後、議事録については、でき得る限りその会議で行われた内容を正確に表へ出すように努めていただきたい、これをお願いしたいと思います。特に理事会、ほとんど議論されている内容がわからない。

それから、正式な理事会で議論をしないで、先ほどもありましたけれども、役員会とか、例えば、十一月三十日に会長、副会長、全理事が出席した役員連絡会を開いたとか、十二月一日の理事会、経営委員会の後にまたさらに非公式な会合を持つていくわけですよ。その場で最終的に、この土地の取引をそれではやめようじゃないかということを決めていくわけですよ。だから、整合性がとれないんですよ、表に出ている公式な議事録を見ても、だから、こういうものは極力やめるとのこと。

議事録をしっかり残すということ、非公式な会議の場で重要事項を決めないということ、これをしっかりと守っていただきたいと思っています。

それから、もう一つです。予算について、やはり相当な慎重さを持つてやらなければいけない。これはどうも、見るところ、一週間か十日ぐらいで予算の中身を三十億ぐらい、四十億近く変えているわけですよ。

会長、首を横に振りましたけれども、違うのであれば御説明ください。

○初井参考人 我々は、予算をつくるに当たりまして、別に一週間とかそんな短期間で、やつつけ仕事でやっているわけではございません。やはり相当の時間をかけ、慎重に議論しながら我々としてはやっているつもりです。

予算、事業計画はNHKの事業運営の基本となる重要なものでありますから、予算編成方針、収支予算編成要綱、そして収支予算、事業計画と、理事会や経営委員会での検討や審議を重ねて、よりよいものをつくらうとして臨んでおります。予算編成の方針を安易に変えたりしているわけ

ではなくて、議論を重ね、我々としてもよりよい予算をつくっていくというプロセスを経て策定しているものであることを御理解いただきたいと思えます。

○逢坂委員 全く理解できません。

十一月二十四日に経営委員会に提示した予算と十二月八日に理事会で議論をしている予算の中間が違ふ。そして、今、会長から、予算については慎重に経営委員会や理事会で議論をして決めていくと言っていますけれども、この十一月二十四日から十二月八日までの間に、経営委員会も理事会も、正式なものは何も開かれていない。今の話は全くのたらいに私には思える。

言葉だけの問題で取り繕ってもだめですよ、会長。これはきちつとやらなきゃだめです。きちんと公式の場で説明をする、そういうプロセスを経てやらないと、またおかしい問題が起きますよ。

私はガバナンス調査委員会のときもお話ししましたけれども、五千六百万にも及ぶ契約を正式な場で諮らずに、少しずつ少しずつお金を出してやっていると、少しくず少しくずお金を繰り返されましたけれども、ああいう体質がよくないんだということを私は言っているわけですよ。

これは、今回の土地だけではなくて、ほかの問題にも通ずるNHKの課題だというふうに思っていますので、これからもこの問題、やらせていただきたいと思えます。

それでは、NHKの皆さん、以上で御退席ください。NHKの問題はこれで終わります。

また交付税の話をちよつとさせていただきます。

交付税について、最近、行革努力を入れるとか、そういうことがあるんですね。交付税の指標の中に、職員数削減率とかラスパイルズ指数とか人件費削減率とか、人件費を除く経常経費削減率とか地方債残高削減率とか、こういうものを交付税の算定の指標の中に入れてようとしているわけですが、私は、これは交付税の考え方からいくと、適切なものとは思われないんだ。交付税制度をゆがめるような気がしてしょうがないんですね。

交付税というのは、きちつとした財源の保障と調整ということをやらなければいけないけれども、こういう努力みたいなものを入れるというのは、本当に自治体の実態を反映するというものになるんでしょか。私は、もしこういうものをやるというのなら、交付税とは別枠で、外でやるべきだというふうに思うんですが、このあたり、大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 地域の元気創造事業費の行革努力分につきましてですけれども、各団体が行政改革によって捻出した財源を活用して地域経済活性化の取り組みを行ってくださっておりますことから、積極的に行政改革に取り組んでこられた団体においては、その財源を利用して行う地域経済活性化に係る財政需要も多額であると考えられる、こういうことを踏まえたものでございます。

ですから、その行革努力分については、全国各地で取り組まれている地域経済活性化の財政需要を、行革努力に関連する全国的かつ客観的な指標を用いて公平に算定しているものですので、地方交付税法の趣旨に反するものだと考えておりません。

○逢坂委員 行革努力について客観的な基準を用いてというふうにおっしゃれますが、行革努力というのは本当に客観的に全国比較できるのかなという気が私はしますね。もちろん、ある一定程度は比較できますよ。職員数を随分減らしていますねとか、人件費も随分抑えていますねということとは言えるけれども、それがそれぞれの団体と比較してどつちがすぐれているかすぐれていないかなんというの、これはなかなか簡単には言えるものだと私は思えないんですね。

それから、特に人員の削減などについては、随分古くから頑張っているところもあれば、例えばここ十年間ぐらゐる急激に頑張つて減らしたところもあれば、それはさまだまだと思うんですよ。だから、そういう意味でいうと、私は、交付税の算定に行革努力分みたいなものを入れるというのは厳に慎むべきだなというふうに思っています。

す。そのことはお伝えをさせていただきたいと思えます。答弁はもう結構です。

それから、次です。きのうも議論になりました放送法の第四条の関係なんですが、二月の十二日に政府統一見解というのが出されました。お手元に資料も用意させていただきましたが、この中で、最後から二つ目の段落のところですよ。

「これは、番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。だというふうなこの政府統一見解ではなっているんですね。

ところが、政府統一見解を見ると、「総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、①と②と例示をされて、「といった極端な場合においては、「二政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示した」ということであれば、一つの番組を見て判断するということ今までになかったものを追加したんじゃないかというふうには私は思うんですね。

だから、補充的に説明をして、番組全体を見て判断するということをやより明確にしたとは思われないんですよ。全く別の方針を今回極端な例とはいえども表明したのではないかとこのように私は思うんですね。いかがでしょうか。

それで、さらに加えて言うならば、昨年の五月の参議院の総務委員会での質疑の中で、やはり似たようなことを大臣はおっしゃっておられるわけですね。「一つの番組のみでも、国論を二分するような政治課題について、放送事業者が一方の政治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げてそれを支持する内容を相当の時間にわたって繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱している」と認められる場合といった極端な場合においては、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないものと考えます。」と大臣は話している。そして、その次に質問者の方が、「一番組だけでも政治的に公平に反すると言える場合がある」という御答弁をい

ただいたものと考えます。」ということ念押しをしていくわけですね。

すなわち、番組全体を見て判断するんだといった従来の方針ではなくて、新たなものを、極端な例とはいえども、一番組を見て判断するんだということをつけ加えたというふうには私には思われるんですが、なぜこれが、従来の方針の補充説明であり、より明確にしたものか。従来の方針というのは、番組を見て判断するというものの補充的説明であり、明確にしたものになるのか私には理解できないんですが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 放送番組というのは、放送事業者がみずからの責任において編集するものでございます。放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくべきものであります。

放送法第四条の「政治的に公平であること。」については、従来から、政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであることとしております。その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断するとしてきたもので、この従来からの解釈について何ら変更はございません。

昨年の参議院の委員会でも答弁をさせていただいたときも、従来の解釈の補充的な御説明ということを申し上げました。

その際、番組全体を判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体ですから、一つ一つの番組を見て全体を判断するというのは当然のことだと思えますので、番組全体を見て判断することに当たって一つ一つの番組を見るということについて、これまでの解釈を補充的に説明して、より明確化したものだと考えておりますので、整合性に問題はないと考えております。

○逢坂委員 大臣、おっしゃっていることが整合的だとは、やはり私には思えないんですね。

番組全体を判断するときに個別の番組を見るということ、それは当然あり得るでしょう、個別の

番組を見なければ放送局の番組全体は判断できないわけですから。

ところが、この政府統一見解で言っているのは、一つの番組であっても、極端な場合を例に挙げて、政治的に公平であるかないかの判断をすることもあり得るということをやっているわけですね。だから、これは、従来の番組全体を見るというところとは違うものを新たに提出してきたのではないかとどう思うに読めるわけですね。

特に参議院の答弁も、そのように質問者自身が再確認をしているわけですので、私は、これは非常に危ういことだというふうに思います。

もし、番組一つを見て政治的に公平性を欠いているかどうかといったような判断をするというのであれば、憲法二十一条、表現の自由に相当に触れる可能性が高いのではないかとこのことを指摘して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○遠山委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でございます。

きのう、一般質疑をやつたんですけれども、放送の関係をいろいろお聞きしようと思つたところ、NHKの問題が奥野委員の質問から発し、板野専務理事の発言がきつと理解不能だったものですから、その質問をさせていただきました。

今、逢坂委員も質疑された中で、引き続き、やはりきつと理解不能な部分がありますので、きょうは地方税法、地方交付税法の質問をたくさん用意しているんですけれども、まずはこの問題を引き続き質問させていただきたいと思つています。

まず、板野専務理事、きのうはいらっしゃらなかったんで、改めてきょうお聞きいたしますけれども、今の土地取引の問題、十二月八日の日に、これは理事会ですか、この時点でこの土地取引の問題、特にこの三百五十億円という金額について板野専務理事は御存じだったのかどうか、もう一度御答弁ください。

〔委員長退席、坂本(哲)委員長代理着席〕  
○板野参考人 お答えいたします。

十二月八日の理事会での私の発言につきまして、十二月二十五日に公表した議事録に出ておられるとおりでございます。今の段階ではわからないことが多いので、予算編成要綱の議論は先に延ばすべきではないかと申し上げました。

○高井委員 きょうも議事録のとおりという御答弁であるわけですが、何度聞いても今の答えをおっしゃるんですね。きょうもこれは総務委員会の場で不誠実な答弁じゃないかと思つております。

では、別の聞き方をさせていただきます。

先ほどの逢坂委員への答弁で板野専務理事は、十一月三十日の役員連絡会でこの件については初めて知つたということをお答えされておりますが、これは金額三百五十億円についてもこのとき知つたということでしょうか。

○板野参考人 先ほど答弁申し上げましたとおり、十一月三十日の段階でこの取引そのものについての議論をいたしましたけれども、その詳細にわたる内容につきましては、発言は控えさせていただきます。

○高井委員 詳細を控える理由は何ですか。別に詳細な発言を聞いているわけじゃなくて、三百五十億円という金額を知つていたかどうかという、その質問にイエスかノーかでお答えください。

○板野参考人 私どもの予算編成の過程につきまです議論でございますので、詳しい説明は控えさせていただきます。

○高井委員 それでは、きのうの、板井会長に私が質問したことに対して板井会長は、三百五十億円も含めたこの土地取引の話については、正式に伝えられたのは十二月八日である、正式に板野専務理事が知つたのも十二月八日だ、しかし非公式にはいろいろな形で伝えていたと。

私は、この正式、非公式というのを非常にNHKの組織の中で問題だと思つていますが、役員連絡会なり、その後役員会が翌十二月一日ですか、この場で両方議論されたということは今までの審

議で明らかになっておりますが、板井会長、この二つの役員連絡会とか役員会を非公式だときのおつしやつたんですか。これは、きのうの答弁の公式、非公式、どちらなんですか。

○板井参考人 少し整理してお話しさせていただきますが、昨年十一月三十日、会長、副会長及び理事が全員出席して役員連絡会を開きました。ここで意見交換を行つて、全ての役員で情報共有したのは、このときが初めてでございます。

また、十二月一日の役員会、これで平成二十八年年度の収支予算編成要綱を議論したときに、財務・経理統括理事が土地取得の取り組みについて説明し、ここでも意見交換を行いました。

十二月八日に、正式な審議機関である理事会つまり、正式と言っているのは理事会のことを申し上げておりますが、財務・経理統括理事が関連団体の土地取得の件についての経緯や検討状況を報告し、議論を行いました。そこでの意見は議事録に書いてあるとおりでございますが、経営委員会の議決が必要なことではございませんけれども、重要なことなので、この日の午後の経営委員会に報告を行うこととしたわけでございます。

経営委員会や執行部からさまざまな意見がありました。これは先ほども御指摘が多々ありましたけれども、さまざま意見がありました。そして、私の判断としては、このまま進めていきますと、こういう話というのはうまいかない、きのうも少しこれについて触れたと思つていますが、そういうことを総合的に判断した上、経営委員会終了後に臨時の役員連絡会を開き、正式な手続に入ることをやめた。

これが一連の流れでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○高井委員 余り聞いていないことを長々答弁しないで、きょう私は一時間持ち時間がありませんから、長くやつてもずっと聞けますので、でも、この話はできるだけ早く終えて地方税法に行きたいので、簡潔に、聞かれたことを答えてください。

もう一度聞きます。

十一月三十日の役員連絡会、十二月一日の役員会、公式、非公式は、ではどっちでもいいですよ、この場で会長は、三百五十億円という金額も含めてこの土地取引の話を皆さんに、理事や皆さん、特に板野専務理事にした、それをイエスかノーかで答えください。

○板野参考人 その時点でわかっている情報を全員に伝え、情報を共有することになりました。

〔坂本（哲）委員長代理退席、委員長着席〕

○高井委員 会長、これは大事なところなのでもう一度正確にお答えいただきたいんですが、つまり、今の答弁で、その時点でわかっている情報を伝えたと会長はおっしゃいましたが、そのときにも三百五十億という金額を会長が伝えていなかったとすれば、当然会長は知っていたのに、重要な役員や理事にそのことを伝えていなかったという事になりかねないわけですよ。私は伝えたと信じていたんですけれども。

今の答弁だと、その重要な三百五十億を伝えただろうかがはつきりしませんので、もう一度三百五十億という金額を伝えただろうかをはつきりお答えください。

○板野参考人 たびたびの御質問でございすけれども、優先交渉権を得るに当たって示した金額については、これはやはり相手もあることでございすので、これについてはお答えできませんけれども、関連団体による購入の提示額として、民間の金融機関の助言について提示をしたわけでございます。

○高井委員 では、会長、今の御答弁だと、私はこう理解しました。三百五十億という金額は相手があることだから伝えないうちに役員連絡会なり役員会を開いたと。

それでいいんですか。会長、会長の責任問題です。

○板野参考人 私は、伝えるべきことは全部みんなに伝え、情報共有をしました。

今、予算作成の過程でございすので、個別の

ことにお答えすることは勘弁していただきたいと思ひます。

○高井委員 予算作成の過程とおっしゃいましたけれども、もう予算案は出ていますよね。

ぜひ、これは、何か隠したいことがあるのかもしれない、何か誰かをかばいたいのかもしれませんけれども、うその答弁をしたら大変なことになりますから、御自身の責任問題になりますから、しつかりそこは、うその答弁はしないでください。

上田監査委員にお聞きます。

先ほど、十二月一日の役員会でこの件について相当額の説明があったと聞きましたが、相当額というの、この三百五十億という話を聞いたという理解でよろしいですか。

○上田参考人 お答えいたします。

私が理事会、役員会に出ていますのは、監査活動の一環として陪席させていただいているわけでして、その中でどういう議論があったか、詳細に聞かしては、監査活動との絡みで答弁を控えさせていただきますというふうに思ひます。

○高井委員 本日に、余り理由になつていないと思ひます。

わかりました。大体、監査委員も相当額とさつきおっしゃいましたから、まさか役員会場で相当額なんといういいかげんな説明で行われたとは思ひませぬし、先ほど会長も、自分が知つていたことは全て話したとおっしゃつていますので、この場では三百五十億という金額も提示されていたということはほぼ間違いないと思ひます。

であれば、今度問題になるのは、十二月八日の理事会で板野専務理事が三百五十億という金額は初めて聞いたとおっしゃつたのは、板野専務、どういうことですか。

○板野参考人 この件につきましては、議事録で公開されていることが全てでございます。

私は、この段階でわからないことが多いので、予算編成の議論を先に延ばすべきではないかということは申し上げました。

○高井委員 きのうから議事録が全てとおつちやつていますが、議事録以外のことも当然話しているわけだし、そこは公表しないというか議事録にしないということは百歩譲つていいですけれども、今このことが問題になつて、我々、これだけの時間を費やして国会で聞いているわけですから、この三百五十億を知らなかったと言つたのか、言わないのか、あるいは知つていたのか知らないのか、これくらいは答えていただかないと審議が進みませんから。

それはイエスかノーかで答えてください。

○板野参考人 週刊誌等に書かれていることにつきましては、私としましてコメントする立場にはございませぬ。

私は、予算編成の過程についての議論でございすので、詳しい説明は控えさせていただきますというふうに思ひます。

○高井委員 私は別に週刊誌のことを聞いていません。いろいろなところから聞いて、三百五十億ということ、これを板野専務理事が十二月八日の時点で、さつきまでの説明ではもう知つていたということがほぼ明確なんです、それにもかかわらず、知らなかったと話したというふうに聞いております。

これは、どこから議事録とかが出てくる可能性もあるわけですよ。うその答弁をすることになりますから、もう一度明確に、これは言つたのか、言わないのか、イエスかノーかで答えください。

○板野参考人 予算の編成過程についての議論でございすので、詳しい説明は控えさせていただきます。議事録で公開されているとおりでございます。

○高井委員 いや、もう、何十遍同じことを聞いてもいいんですけれども、余りにもむなしのいで。

これは否定されなかったわけですね、今、では、もう一回だけ聞きます。否定はしませんね。私は、ほぼ、今までの議論で、あるいは私が周

りから聞いたいろいろな情報で、当時、三百五十億ということ、これを板野専務理事は十二月八日の時点で私は聞いていなかったと発言したと私は確証を持つていらっしゃるんですけれども、違ふなら明確に否定してください。答えないということは、私の推論が正しかったというふうにみなさせていただきますので、もう一度、否定するなら明確に否定してください。

○板野参考人 繰り返しで申しわけございませんけれども、予算の編成過程についての議論でございすので、詳しい説明は控えさせていただきます。

○高井委員 明確に否定されませんでしたので、そういう前提で議論を進めさせていただきます。

それでは、板井会長、板井会長はきのうも、正式に伝えたり、聞いたのは十二月八日だったかもしれないけれども、非公式な形で伝えていたし、きょうの議論でも、役員連絡会、役員会では話が出ているんでしょう。これは本日に、出ていなかったとしたら、私は板井会長の大問題だと思ひますが、そこは、きちんと金額も含めて議論をされた。

にもかかわらず、今、板野専務理事は否定をされませんでしたから、十二月八日の日に板野専務理事からそういう発言があったわけですから、それに對して板井会長はどうお感じになりましたか。協会の会長と専務理事という関係で、それで普通のことなんです、NHKという組織では。

○板野参考人 いろいろな形で議論する場合、いろいろな意見が出て当然だと私は思つております。そういうことをやりながらも、理事会、役員会あるいは連絡会等々で情報を共有しながら議論を進めてきたつもりでございます。

○高井委員 きのうから、私も、NHKの中のコミュニケーション不足というのはどうなつてい

るんだろうなと思ひざるを得ないわけですね。もう一つ、では、別な件でお尋ねいたします。一昨年ですか、三月に、NHK関連団体ガバナ

ンス調査委員会という、小林弁護士にお願いをして、子会社二十六団体全てを対象に調査をした。これは随意契約で五千六百万円でやっていたというところが、当委員会でも昨年随分問題になりました。

実は、この調査委員会、五千六百万円というのも随分高いという議論があったわけですが、それども、その二、三カ月前に、別の監査法人に対して同様のNHKの内部監査を当時のコンプライアンス担当理事であった板野専務理事が発注している、行っているということがあるんですけれども、こういう事実は、会長は知っておられましたか。

そこで今相談したらおかしいでしょう。会長が知っていたかどうかと聞いているんですから、すぐに即答ください。

○板野参考人 私は別に、そういう調査委員会です、なるものがあつたということは承知しております。多分、委員がおっしゃっているのは小林委員会のことではないかと私は想像します。

○高井委員 これは明確に書類が残っておりますから、板野専務理事、同じことをお聞きいたします。

通称小林調査会とは別にそういう契約を、私が聞いているのは、五千万円以上の金額で発注をしていると聞いておりますが、事実か否か、お答えください。

○板野参考人 事前に頂戴している質問ではございませんのでなかなかあれなんです、私自身はそういう記憶はございません。

○高井委員 これは、皆さん、五千万円ですよ、五千万円。小林調査会自体五千万円で、その前段に、わずか一、二カ月前に、もうちょっと前なのかもしれませんが、五千万円規模の、正確な金額まで私は調べておりませんけれども、そういう、しかも同趣旨の内容があつた。

その両方を見比べると、ほぼ内容も似通つていて、小林調査会とはその前段の監査をかなり使ったんじゃないかという疑いもあるわけですから、

けれども、そのことをお認めになつて、この後私は議論しようと思つたんですが、記憶にない。これは相当問題だと思ひますけれども、本当にそのとおりのままでいいんですか。いや、私の勘違いかもしれませんから、ないならないと答えていただきたいと思います。

○遠山委員長 高井委員、どなたに答弁を求めますか。

○高井委員 では、もう一度専務理事。専務理事が発注しているんですから、専務理事、お答えください。

○板野参考人 まことにあれでございすけれども、私、記憶にはございません。

○高井委員 そうですか、記憶にない。記憶にないというの、どう考えても、去年あれだけ五千万円、金額の妥当性について議論になつた中で、そんなものが別にあるとすれば記憶にないはずがないわけですから、それはありませんとお答えいただいた方がよろしいんじゃないですか。

記憶にないですというのは、非常に曖昧な、いや、あるかもしれないけれども、では、板野専務理事が把握していない範囲で誰かがやっていたかもしれない。しかし、時期は明確に板野専務理事がコンプライアンス担当の理事だったときなんですけれども、少なくとも、板野専務理事、当時のコンプライアンス担当理事は、それは知らないというところでよろしいですか。

○板野参考人 繰り返しますが、記憶にございません。(発言する者あり)

○遠山委員長 審議を続行してください。

○高井委員 申しわけありませんけれども、きょう私は、通告は、NHKのガバナンス、コミュニケーションの問題、会長と専務理事とのコミュニケーションはうまくいっているのかということ、土地問題初め、こういったことを聞くというふうに言っていますから。

記憶にない、つまり、五千万円の大きな金額

が動いたことをコンプライアンス担当理事は知らなかつたということなのか。それは、記憶にございませんではなくて、もう一度明確に。これ以上記憶にございませんとおっしゃたら、私はこれ以上質問できません。(発言する者あり)

○遠山委員長 静粛に願います。

○板野参考人 事前に通告のない御質問です、私としては、今この場でお答えすることはできません。

○遠山委員長 速記をとめてください。

○高井委員 速記を起してください。

○高井委員 通告がないと答えられないということだそうだけれども……(発言する者あり)いや、違います。ですから、コンプライアンス担当理事として知らなかつたなら、知らなかつたと御答弁されればいいんじゃないでしょうか。記憶にございませんということは、知らなかつたということですね。

いずれにしても、今委員長から裁きがあつたやうでございすので、申しわけありませんけれども、次回またこの総務委員会で、私も質問の機会をもう既にいただいておりますので、今度はきちんと通告いたしますから、こういった事実があつたかどうかということは、これはうそ隠しもなく明確に、これだけ問題になつていられるわけですから、お答えをいただきたいと思ひます。

もうこれ以上この話は聞きませんが、最後に、きょう経営委員長にも来ていただいたいたしますので。

経営委員長、どうですか。先ほどの逢坂委員の質疑も見て、やはり会長とほかの理事さんたちとのコミュニケーションが、今は専務理事とのやりとりをずつと取り上げましたけれども、きのうから、公式な説明と非公式な説明があるとか、どうもしくり、うまくいっていないというように感じますけれども、こういったことはやはり経営委員会の職責ですよ、執行部がしっかりとガバナン

スがとれているか。そういう観点から、経営委員長、しっかりとお答えください。

○浜田参考人 NHKの執行権は、会長が協会を代表しその業務を総理するものでございますが、執行部内でもさまざまな意見交換がなされることはあるべきことだと考えております。その上で、手続にのつとつて意思統一を行つていただければよいというふうに思ひます。

十二月二十二日の土地購入に関する監査委員会報告でも、重要な事項の検討や手順などについて、十分な意思統一が図られていない状況が見受けられたとしております。このことを執行部は真摯に受けとめて、一丸となつて公共放送の使命を果たして業務に当たつていただきたいというふうに思ひます。

○高井委員 放送法のこと、きのうから一問も聞けていせんので、本題に入る前に、放送法第四条のことについて総務大臣にお聞きをしたいと思います。

私は、ずつと予算委員会からの議論を聞いておりまして、そもそも、法規範性があるとずつと総務大臣は答弁され、確かに民主党政権時代もそう答弁をしているんですけれども、もともと、放送法、電波法ができたとき、一九五〇年です、そのときの経緯は、やはり戦前の反省があつた。

戦前は、NHKに役人が詰めていて、放送内容によつては放送中でも電波を遮断するみたいなことがあつた。しかし、そういったことは憲法二十一条に反するからやめろという反省のもとに法案ができていて、その一九五〇年、法案を提出したときの電波監理局長は、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないと答弁されている。

それから、一九六四年に、これは当時の郵政省の調査会の答申ですが、番組編成基準は多分に精神的規定の域を出ないものと考え、要は事業者の自律にまっはかないと。

それから、一九七二年、広瀬郵政大臣の答弁、番組の向上等は放送事業者の自主的な自覚によつて改善する以外に方法はないので、郵政省から行

政指導をやる考えは毛頭持っていないと答弁しているわけですね。このあたりまではずつと、非常に倫理規範的な答弁であつたわけです。

ところが、一九八五年に、テレビ朝日「アフタヌーンショー」という番組でやらせ問題が発覚して、行政指導を初めてこで行い、そして、一九九三年の椿発言、有名な発言であります。そのとき当時の江川放送行政局長が、政治的公平は最終的には郵政省が判断すると、かなり変質をしてくている。

加えて、行政指導というのはずつとなかったんですが、二〇〇三年から、麻生総務大臣のころからどんどんふえ続けて、今二十五件ですか、二〇〇三年から二十五件行政指導が出ています。ちなみに、民主党政権時代は一件も出ていないそうです。

ただ、これは、二〇〇七年に、BPOが設立されて放送事業者が自主的な規律をやるようになったというところで一旦減ったという側面があるんですが、またここで高市大臣が行政指導を出されるようになった。

こういった今までの放送法の経緯をずつと考えると、多くの学説が言っているように、この放送法四条というのは、今政府が答弁されている法規範ということではなくて倫理規範だと解すべきだ、私もそう思うわけでありすけれども、高市大臣、これは法規範である、過去からそう答弁しているというのは何度も聞いていますけれども、高市総務大臣がこれが法規範であるとおっしゃる根拠は何ですか。

○高市総務大臣 先般も日本国憲法と放送法の関係についてお話をいたしました。日本国憲法第二十一条は、「一切の表現の自由は、これを保障する。」ということになっております。一方で、憲法第十二条が、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」と規定してお

ります。

そして、その上で、放送法第一条が、放送法の目的として、「次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。」として、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」と規定しています。

すなわち、放送事業者がみずからの責任において編集する放送番組は、放送事業者が自主的、自律的に放送法を遵守していただくということでございます。

そして、放送法第四条でございますけれども、これも放送事業者が「放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。」として、四つの規定を置いてございます。

こう考えますと、私は、放送法第四条は法規範性を有するものと考えており、憲法との関係においても問題はないと思っております。

そして、放送法、特に平成二十二年の改正のときにここも論点になったと承知をしておりますが、この番組準則が法規範性を有するという点については、平成二十二年十一月二十六日の参議院総務委員会や平岡副大臣がおっしゃっております。また、同二十二年の放送法改正のときに、放送法百七十四条、これは業務停止命令という新たな規定が入りました。

こういったことをあわせ考えましても、二十二年に改正された放送法、総合的に見まして、法規範性があると考えます。

○高井委員 これまでの御答弁で、もちろんそれが総務大臣のお考えだから答弁されてきた。そういう意味では、きのう私はぜひ総務大臣と議論したいと申し上げて、余り時間がないので、もう一、二問にしますけれども、私は、放送にずつと携わる、もともと郵政省に勤めておりましたので、そのことから、なぜ放送

だけ規制するんだらうかということは、当時の郵政省の中でも非常に大議論になる。特に、インターネット時代、多メディア時代において、放送だけ規制するのはなぜかという、根拠は二つなんでしょう。

一つは、電波の有限希少性だ、限られた電波を割り当てられているんだから、やはり規制が必要だ、それからもう一つは、社会的影響力が非常に大きいんだ、テレビというのは映像で感情に訴えかけるものなんだという説明を、私は当時、入省したころから教わつてきました。

しかし、いずれもその根拠はかなり薄弱に、弱くなつていく。電波の有限希少といつても、有線放送もあれば、インターネットでほぼ視聴率のある放送が流れていたりするわけですし、あと、社会的影響力というの、これもいろいろなメディアがたくさん出てきている中で、相対的に薄まつている。

実は、アメリカではもう二十年前に、そういう観点から、それとプラス、今国会でも議論になっている表現の自由との、憲法との関係で、日本のこの第四条と似たような公正原則、フェアネスドクトリンというのがあつたけれども、二十年前に廃止されているんですね。

もう一つは、では、この放送法第四条が法規範性があるということが成り立つためには、やはり国民の知る権利というものを政府が守つてくれるんだということが大前提なわけでありすけれども、しかし、きのうどなたかの質問でも的確な答えがありましたけれども、本日に政府が、与党の議員である高市総務大臣が公平というのを適切に判断できるのかということがやはり問われているんだらうかと思ひます。

そういう意味で、学説では、圧倒的にこの放送法四条というのは違憲説というのが多いわけでありすけれども、合憲説というのがあります。違憲説というのは、放送だけこうやって特別扱いする理由はないということ、違憲だというの、では

どういう場合かという、合憲説も、先ほど言つた電波の有限希少性と社会的影響力というのがあからざりぎり合憲だけれども、でもそれは倫理的規定だから合憲なんだと。

そもそも違憲という意見が多くて、合憲という意見の中でも、ぎりぎり倫理的規範なら合憲だといふのが学説なわけですが、こういつた考え方に対して、高市大臣はどうお考えになりますか。

○高市総務大臣 私は、民主党政権のときに違憲立法をされたとも思われないし、違憲だと考えられる答弁を当時の副大臣がされたとも思つておりません。それ以前の、直前の大臣も同様の、法規範性を認めた上でということ、答弁をされておりますので、それらが違憲に当たるものとは思つておりません。

また、仮に、誰かから訴えられて訴訟が起きて、最高裁がこれは違憲立法だということになりましたら、これはまた立法府として、行政として見直さなきゃいけない課題になるかと存じます。現在は違憲だと思つておりません。

それから、先ほど、かなりメディア環境の変化についてお話をいただきました。

私どもも、かなり放送を取り巻く環境が変化しているということをつえながら、現在、総務省の中で、放送のあり方について、放送を巡る諸課題に関する検討会を開いて、視聴環境の変化についてはさまざま御検討いただいております。

ただ、地上波テレビジョンの放送であれば現在約五千万世帯が毎日三時間二十三分視聴しているというデータですから、依然、国民・視聴者への影響は大変大きい存在でございますので、放送法に規定している番組準則は必要な規律であると考えております。

そういったことと、それから第三者機関のことについてもお話ございましたが、答弁申し上げた方がよろしいですか。(高井委員「いや、いいです」と呼ぶ)結構ですか、はい。

○高井委員 私は、これを議論しようと申してい

るのは、つまり、放送法改正も考えた方がいいんじゃないか。それは高市大臣のブログにも、我々野党がそう言うのなら放送法を改正したらいいんじゃないかという趣旨のことが書いてあったように記憶しているんです。

私は、全然党内のコンセンサスとかは得ていませんけれども、持論としては、これは法規制性ではなくて、郵政省出身で、郵政省の方には申しわけないですけども、私は倫理規範性があるというふうな思っていますし、先ほど申し上げましたとおり、立法の経緯から、そして一九八〇年代ぐらいまでは郵政省もそういう考え方であったと私は理解しておりますので、それがこのように変容したことにについて疑義が生じるのであれば、明らかにするために放送法を改正するのも一つの選択肢だろうと思っておりますので、これは引き続き議論をさせていただきたいと思えます。

最後に、NHK会長に残っていたいて、これは通告していると思えますので、NHK会長からも、メディア、放送局の立場を代表してちよつと聞きたいんです。

実は、朝日新聞社の報道と人権委員会というのが一月二十六日に開催されていて、そこでNHKの元副会長の今井義典さんがこうおっしゃっています。

そのときの政府、政権の政治的立場が変わると、公平性もまたくるくる変わる、その時々公権力がこれを法規制として濫用する道を開いてしまつと、公平が大きく損なわれます。もうNHKをやめた方ですけども、もう一つ言っているのが、「クロースアップ現代」への高市大臣の行政指導について、総務大臣名で厳重注意した時点で、行き過ぎた措置をとつたとの疑念を持った、メディアを萎縮させるような圧力をかける行政指導は間違っている。

私は、これはメディア人として極めて真つ当な見解だと思っておりますけれども、放送業界を代表してと言つてなかなか言いにくいのかもしれませんが、一放送人として、NHK会長の御見解、

今言った点についてどのように思いますか。

〇榊井参考人 私の方から一言コメントさせていただきます。

まず、第一の点につきましては、放送法というのは何のためにあるかといえは、どういう政府になろうとも、放送法があるわけですね。

我々NHKとしては、あくまでも放送法にのっとつて、いつも言っていますが、事実に基づき、公平公正、不偏不党、何人からも規律されず、自主独立の方針で放送を続けていく。これはもう何回も何回も言っていることで、職員に対しても、こういうスタンスでいけば、要するに、政府がかわるといまいしよか、かわつても、放送法が変更されない限りはそれでいけるといふふうに思っております。

それから、「クロ現」の問題については、これは行政指導が云々ということにコメントするよりも、あのときに起こつた、やらせか演出のやり過ぎか、こういうことは別として、やはり今言った放送法に照らしますと合つていないといふふうに私は思います。

したがいまして、行政指導を受けたことがどうだこうだという以前に、我々はやはり放送を、NHKとしては、公平公正に、先ほど申しましたように、放送法にのっとつてやるべきだといふふうに思っております。

今井さんのコメントについては、特別私が何か言う立場にはないと思えます。

〇高井委員 今の御答弁を聞くと、行政指導というのをかなり軽く受けとめておられるような印象を受けて、まあ、それは私も同じ立場でありますので。行政指導というのは出すべきじゃないし、倫理規定であるから、私はBPOに任せればいいという立場ですので、これはまた改めて議論させていただきたいと思えます。

NHKさん、きょうはもう結構でございます。もうあと十分少々しかありませんので、本題の地方交付税に入りたいんですが、地方交付税の見直しについてお聞きしようと思つていたんです

が、きょう、実は内閣官房にも来ていただいていた、何度も来ていただくのは申しわけないので、マイナンバーのことを、今回の地方財政計画の中にもマイナンバーは大きく出てまいりますので、関連するので、ちよつとマイナンバーの質問を先にしたいと思えます。地方交付税はまた金曜日にさせていただきますと思えます。

まず、これは内閣官房が所掌だと思ふんですけども、マイナンバーにかつた総費用、これは幾らですか。

〇向井政府参考人 お答えいたします。マイナンバー制度の導入に伴います諸々の初期費用につきましては、現時点で、総額約三千二百億円程度を見込んでおります。

そのうち、システム関係の経費といたしまして、マイナンバーの付番システムや情報ネットワークシステムが二百七十四億円、国や地方公共団体の既存システムの改修費用として約二千六百億円、それから、システムではございませんけれども、個人番号、法人番号の通知費用として二百八十九億円などを見込んでいますのでござい

ます。

〇高井委員 三千二百億円といふかなりの巨額が投じられたマイナンバーです。

それでは、マイナンバーの中核となるシステムが、実は、大手ベンダー五社、NTTコミュニケーションズ、それからNTTデータ、富士通、NEC、日立、この五社がコンソーシアムを組んで入札をしていて、これ一者しか応札がなかったというところで一者入札で決まっているんですが、この中核システムは、これも私はこんな応札で認めていいのかと当時も思いましたけれども、まあ、入札されましたから。

では、マイナンバーのほかの関連するシステムについて、今言ったベンダー五社が占める割合、シェアというのは何%でしょうか。

〇向井政府参考人 マイナンバー制度の導入に伴いまして政府が新たに構築するシステムの設計、開発及び既存システムの改修に係る発注額につき

ましては、現時点で当方が把握している限りにおきまして、内閣官房、総務省、厚生労働省等々で総額で六百九十六億円となつてございまして、そのうちの今お話のございました五社の受注額は六百九十億円でございます。総額に占める割合は九九・一%となっております。

〇高井委員 今お聞きいただきましたように、九九・二%がこの五社で、中核システムを受注した後、関連するほかのシステムも結局この五社が全部、コンソーシアムじゃなくてそれぞればらばらです。よね、コンソーシアムのものもあるでしょうけれども、個々に今言った五社が受注をしている。

私は、きょう公正取引委員会に来ていただいていますけれども、これは独禁法違反に該当するんじゃないかと思ふんですが、こういう質問をする、公正取引委員会は、個別の質問には答えられませんが、この答弁を必ずするので、聞き方を変えます。

市場支配力が強い五社、シェアを九九%以上も占めると類推される五社が一つのコンソーシアムをつくつて入札に応じる、これは独禁法違反、談合には当たりませんか。

〇山田政府参考人 お答え申し上げます。一般論としてということでございます。

事業者が相互にその事業活動を拘束することによりまして、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限となります。

いわゆる談合と申しますのは、独占禁止法の観点からしますと、今申し上げました不当な取引制限に該当するかどうかという問題になります。

競争の実質制限に当たるといふ判断に当たりますと、その一定の取引分野におけます市場のシェアは重要な考慮要素でございます。ただ、それだけではございまして、市場における競争の状況等、さまざまな要素を総合して考慮するものとされております。

〇高井委員 シェア以外のものも判断するんだと

実は、この話をするのは、今回の国のシステムは先ほど六百九十億というふうに言われましたけれども、そのほか自治体まつわるシステムが二千四百億ほどあるという御説明でしたし、この二千四百億というのも本当にマイナバーに限定したシステムでありまして、それに付随するさまざまなシステム、地方自治体にはその何倍もあるだろうと言われていますし、さらには民間企業まで入れると三兆円の市場になるという民間企業の調査があります。

もう一つ問題は、コストが高くなっているんですね。

競争が働かない、五社がほぼ独占をしてやっているとということによって、特に、短期間のうちにマイナンプアーのシステムを全自治体が入れなきやいけない、そして民間企業も入れなきやいけないということで非常に、SEと言われるシステムエンジニア、情報システムを担当する職員の不足、そして不足しているがゆえにそのコストも上がっているという状態が起きている。

平成二十八年二月二十四日

こう考えますと、私は、先ほどの五社の入札を認めたということも問題だと思えますし、加えて、このマイナソバーのスケジュールが非常に拙速であつたんじゃないか。こういったことも見越したスケジュールを立てないと、余計な税金を使つてしまうことになる。特に、後からおかれて対応しなきゃならない地方自治体は、現実には、実際に悲鳴を上げている自治体を、私は何自治体からも聞いています。

○向井政府参考人 お答えいたします。  
マイナンバーの立案、それから実施に当たりまして、これは御承知のとおり、民主党政権時代に既に法案が出されております。それと、実施時期、法案成立から実施までの期間というのは全く同じ設定になってございます。

ただ、おっしゃるとおり、補助金を配った段階で地方からそういうふうな声があったのは事実でございまして、私も、そういういろいろな関係ベンダー等々に、適正な価格で見積もっていただきたいということを要請したところでございます。

なお、私どもの発注に当たりまして、民間か

○高井委員 向井審議官はよくわかつていらっしゃると思いますけれども、国が出した金額が高いかを今議論したいんじゃないくて、むしろ、国が補助金を出すに当たって大手ベンダーから見積もりをとった。そのときは、大手ベンダーは一生懸命、買いたたかれてというか、向井審議官から厳しく指導を受けて、コスト削減に努めているわけです。だから、実際の補助金額も小さくなる。

このことはそれ以外のものも含んでいたという議論を内閣委員会ではしているんですけども、だから、もうこのことを答弁していた、だからなくていいですが、こういう事例があるように、私

私は大手ベンダーもかわいそうだと思っているのは、大手ベンダーさんも、SEが今いないから一生懸命集めても、マイナンバーが終わった二年後、三年後には、この人たちをどうやって食べさせていくんだということも考えなければいけない。そういう問題が起こっているんですね。これ

はもう新聞とかでも言われていますし、株価なんかの影響にもそういうことも織り込まれている。ということ、やはりこういつたことも予測した上でこのマイナンバーの制度というのはつくるべきだったんじゃないかというふうに思いますけれども、改めて、向井審議官、御見解をお願いします。

おつしやるとおり、ちようどマイナンバーの法律が通りましたのが、民主党政権時代に一回法律を出しまして、それは審議されませんで、翌年自公民で出したものでございますけれども、そのタイミングになりますと、民間銀行等で大規模改修とかが始まりかけていたというのもございまして、できるだけ早く着手した方が後々いいんじゃないかということで着手させていただきました。ただ、そのときの景気もよくなつたこともありまして、SE不足になつたことは間違いないと思っております。

その上で、一部民間の、例えばマイナンバー対応のシュレッターだとかマイナンバー対応の金庫だとか、何が対応しているのかよく知りませんが、行き過ぎた面はあるとは思っておりますけれども、システムに関しては、おおむね妥当な範囲で、かつ、自治体の持ち出しもそうならないのではないかと考えております。

ただ、おっしゃったとおり、ではこの先どうな

やはり日本の場合、ITにつきましては民間の方がはるかに進んでいる、公的部門の方がまだおかれていると思うので、これらにつきましても今後詰めてまいりたいというふうに思っております。

○高井委員 向井さんはIT副CIOですか、そ

ういうことも含めて頑張っていたただきたいんで

最後に、総務大臣、ちよつと通告していない、今の関連、今の話をすつと聞いていた、だいたいだと思つておられけれども、結局、その後聞こうと思つたセキユリティーの、地域情報化の話にもかかわつてくるんです。

これはまたあさつてやろうと思つておられけれども、実際、今本当に自治体は悲鳴を上げていますから、なかなか総務省の担当者と話しても、そうすかという顔をされるんですけれども、そこはぜひ総務大臣としてもしっかり調査をしていただいて、今の補助金額で十分なのかどうか。

というか、今言つたマイナンバーから始まつたいろいろな、自治体を含めた情報システムの構造そのものに起因する非常に重大な問題だということに私は思つておられますので、総務大臣は所掌がかなり廣く、放送のことで最近はどうも手いづばいかもしませんけれども、ぜひこの自治体の情報化について全力で取り組んでいただきたいと思つておられます、最後に御答弁をお願いします。

〇高市国務大臣 地方負担分について、一〇〇%充當の補正予算債で対応したりして、できるだけ自治体の御負担のないように措置しておりますし、また、地方財政計画に自治体情報システム構造改革推進事業費として千五百億円計上しております。各自自治体におかれまして、これらを活用して情報セキユリティー対策をしっかりと推進していただけると思っています。

補助金が足りないというお声を聞いていた、だいたいのかと思つておられますけれども、やはり補助金上限額を設定しております、自治体独自でより高度な情報セキユリティー対策を実施される場合には、一定の自治体負担が発生するということも想定されます。

各自自治体で支援策を有効に活用して、必要な情報セキユリティー対策を講じていただきたいと考えております。

〇高井委員 これで終わりますけれども、また引き続き議論させていただきます。

ありがとうございます。

〇遠山委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時一分開議

〇遠山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。水戸将史君。

〇水戸委員 民主・維新・無所属クラブの水戸将史でございます。ありがとうございます。

きょうは、総務大臣を筆頭に、財務省からも内閣府からもお見えいただいておりますので、順次、今回は特に地方税法、地方交付税法の改正等々含めて、それに関するテーマに絞つてお話をさせていただきます。

まず、財務省にもお聞きをしたいんですけれども、いわゆる法人税減税というのをしようという形で、ずつと時代の流れとともにやってきた経過があります。今回も、目途とするところは、やはりデフレ経済からの脱却とか経済再生をより確実なものにしていくために、課税ベースを拡大しつつ法人税率を引き下げることによって、成長志向型の構造に変えていくんだということであり、けれども、そもそも法人税減税というものがデフレ経済とか経済再生にどれだけ寄与するかというものが、甚だ私にとっては懐疑的にならざるを得ないということでもあります。

まず、財務省にお聞きしたいんですけれども、具体的に、こうした減税策がどの程度こうしたものに寄与するということに見込んでいらっしゃるのか、簡潔に御説明ください。

〇岡田副大臣 今般の法人税改革は、委員御指摘のとおり、課税ベースを拡大しながら税率を引き下げることによって、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革を志向しているものであります。例えば、総務省の所管でありますけれども、大

法人について、法人事業税の外形標準課税の拡大を行い、あわせて法人実効税率を引き下げることによって、一つには、いわゆる稼ぐ力が高い法人の税負担が減り、また、赤字の法人にとつても黒字化した場合の税負担の増加度合いが緩和される。こういったことを考えますと、企業にとつて利益を稼ぐインセンティブは高まるものと考えております。

また、法人人について欠損金繰越控除の控除限度額の引き下げも行うことによりまして、過去の欠損金を抱える法人は控除期限を受けないためには所得を大きくしなければならぬということ、収益改善のインセンティブが高まるものと考えております。

〇水戸委員 理論的にはそういう理論も成り立つかもしれないけれども、実際、現場で一生懸命汗を流して働いている人にインセンティブを与えていくといったつて、経済状況もこういう状況でありますから、もちろん企業努力は必要ですけれども、収益構造になかなか寄与しないのではないかと、もう一回財務省に聞きます。

いみじくもおっしゃっていただいた外形標準課税、今回もこの改正に出ておりますが、これはもう釈迦に説法でありますけれども、所得割の恩恵は、稼ぎのある大企業にとつては減税となり、むしろ所得をいっばい稼いで利益がある、そうした企業にとつては減税となるんですけれども、赤字企業、やつてもやつてもなかなか黒字化しないという企業も、たくさん大企業でもあるんです。これにとつては実質増税となるんです。

結局、法人税実効税率を下げるという表面的な、いわゆる、今、二九%にしよう、ドイツ並みにしようという形で、何とかして法人実効税率を下げるんだ下げるんだという一つの目的があつて、そしてこのような、ある意味、言い方は悪いけれども、何となくこそくな手段で、そして赤字企業を犠牲にするやり方に見えるんですけれども、これに対しては財務省はどういう見解ですか。

〇岡田副大臣 今般の改革に当たっては、赤字企業を犠牲にするといったことは全く考えておりません。これは、経済成長のエンジンとなり得る、企業の収益力を高めるための取り組みとしてこの改革案をこらなれた、だいたいと思つて、多少の時間はかかつて、いい循環が生まれてくると思つております。

また、一言付言をさせていただければ、この改革に当たりましては、地域経済を支える中小企業への影響に配慮をいたしまして、大法人中心の改革としておるところでございます。

したがつて、全体の法人の九九%を占める中小企業に關しては、この外形標準課税の拡大も欠損金繰越控除の控除限度額の引き下げも適用されない、対象外ということでございますので、中小企業にとつては被害が出ない、影響が出ない、そういうふうに思つております。

〇水戸委員 確かに、中小零細企業は増税にはなりませんけれども、では、減税策を授かるのかどうか恩恵があるかという何にもないわけでありまして、今の状況をただただ引きずつていくだけの話なんです、中小零細企業は。

もう一度財務省にも見解を聞いた、だいたいと思つて。

やはり、アベノミクスというもののそもそもの理念という考え方、方向性というのは、トリクルダウンという形で、いっばい頑張つていただいてもうける企業にはいっばいもうけてもらつて、利益企業主導型で、それがある程度、周りにその恩恵を授けていこうという話なんです。

この三年間、そういう形でずつとやってきたと思つておられます。政府は頑張つてきた、それを私も評価はしたいところもあります。

しかし、三年間でその効果、恩恵も実感できない赤字企業に対してこういう形で負担増を求めることは、そもそもアベノミクスというものの、安倍首相が先頭に立つてやってきたこの理念とか方

向性とはかなり乖離しているんじゃないかと私は残念でならないんです。

こういうことに対しては、財務省はどういう見解ですか。

○岡田副大臣 委員御指摘のとおり、安倍内閣の経済政策は、経済全体のパイを大きくして、好調な企業の収益を賃金引き上げ等につなげ、雇用や所得の拡大を通じた経済の好循環を回すことを目指すものであります。その成果は、一定、かなり上がってきておると思ひまして、例えば、昨年の春闘において二年連続の大幅な賃金引き上げが実現するなど、経済の好循環が生まれてきているところだと思ひます。

今般の法人税改革についても、赤字企業から税を先取りしようというような、そんなものではありませんが、企業の収益力拡大に向けた前向きな国内投資や、継続的、積極的な賃金引き上げが可能な体質への転換を促すものであります。

これは、もうかつている大企業に一層頑張ってもらわなくてはいけないということを官民対話とかいろいろな場所でも申し上げているところでございます。経済界から、例えば経団連の会長でありますとか、法人実効税率二〇％台の実現といった事業環境の整備を受けて、大企業の方が投資拡大や賃金引き上げにさらに積極的に取り組んでいく、そういう旨を経団連の榊原会長も表明しているところでございます。

やはり、もうかつている大企業がため込まずに積極的に投資をしてもらいたいし、賃上げも行ってもらいたい、それを経済界の代表者も望んでいる、望んでいると申しますか、そういった方向性で表明をしているわけでございます。

したがって、赤字企業にもその恩恵というものはいずれ行き渡る、このように思っております。

○水戸委員 その話はまた後ほど聞いた、だしていただきたいと思うんです。

では、総務大臣、ちょっとそこにお出ましいただいて。

総務省にとって、今回、法人税減税の穴埋め策

としての外形標準課税の拡大はどういう意味を持つのか。要するに、なぜ外形標準課税で穴埋めをしないといけないのかという、そもそも論。

私はそれが非常に疑問でならないんですけれども、いろいろなことを考えあぐんだあげくの結果、やはり外形標準課税の拡大だということに着目したんですか。この経過はどうだったんですか。

○高市国務大臣 外形標準課税の拡大につきましては、応益性の強化、税収の安定化に資するという観点から、かねてより全国知事会から御要望をいただいております。

また、政府税制調査会の答申において、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化などの意義を有するとされてまいりました。

これを踏まえて、今回の法人税改革の一環として、大法人向けの法人事業税の所得割の税率は引き下げ、それとともに外形標準課税を拡大するということがこれらのものでございます。

これは、地方のお声にお応えするとともに、税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系の構築に資する、そういう意義を有すると考えております。

○水戸委員 これからこういう形で外形標準課税がさらに拡大していくという話になりますね。

そうすると、やはり我々が深刻に受けとめていかなきゃいけないものは、地域の産業や雇用に対する影響なんですよ。これが非常に出てくるのではないかと私は危惧しております。

総務省からいただいた資料も、外形標準課税、今回の対象企業は約二万三千社ありますけれども、その二万三千社のうち赤字企業は約六千四百社、赤字企業一社当たり税負担が一千万円ふえることになるんですね、今回これをやると。それとは裏腹に、黒字企業には一社当たり七百万円の負担軽減となるんですね。結局、これだけ、赤字企業に対しては税負担が重くなり、黒字企業に

対しては税負担が軽くなるという話であります。ですから、いわゆる赤字企業一社当たり一千万六百万円の増税が、それがどの程度、地域の産業や雇用に影響を、ある意味悪影響をもたらすのかという点について、総務大臣はどのようなことをお考えになつていらっしゃるんですか。

○高市国務大臣 赤字法人の税負担増という問題は生じてまいります。しかしながら、今回の法人税改革は、企業が収益力を高めて、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行うものでございます。

地方でということ考えますと、私がかねがね、トリクルダウンという考え方がなくて、むしろ地方からGDPを押し上げていくということをお願いしてまいりました。

大企業が、例えば、積極的に賃上げをしていただいたり、また、設備投資を進めていただくことによつて、地方においても、消費が拡大して、中小零細企業にもその恩恵が及んだり、それからまた、設備投資に取り組むことによつて発注というものが増えてくる、そういった効果というのは想定できると思ひます。

ただ、今回、外形標準課税の拡大によつて、赤字法人ですとか、あと収益力の低い法人について負担増になるんですけれども、我が国は一部の企業に税負担が偏つていくという指摘もあつたので、そうした状況を改善して、広く負担を分かち合う構造にしたものです。

ただ、企業が収益力を高めていく取り組みを求めるとしても、一定の期間というのが必要でございまして、事業規模が一定以下の法人について、外形標準課税の拡大によつて負担増になる場合には、限定的にその負担増の一定割合を軽減する措置を講ずることにしています。

赤字ですとか収益力の低い法人も、業績が向上していけば今回の改革によつて税負担が軽減されるものなんです。しっかりと経済対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○水戸委員 国税が地方税かという分け方もあります。また、応益負担が応能負担かという、これは全てしつくりと分類されるわけじゃないかもしれませんけれども、基本的には、地方税というのは応益負担、一定の公共財を黒字であれ赤字であれこれは利用するわけでありまして、その利用する対価として税金を払いなさいよという、いわゆる応益負担ですよ。こういう考え方がやはりベースにあるとは思ひます。

そうはいものの、先ほど言つたように、利益が出ない赤字企業に対してある程度重税感を加えていくと、やはりこれは地方に対する影響がかなり悪い方向へと働いていくのではないかと、これを懸念しているんです。

また、こういう考え方は、先ほど総務大臣も言つたように、収益構造を改善していくんだという話もありまして、では、今後、事がさらに一層進んでいくならば、今は確かに一億円というところが一つのあれで、大法人ですけれども、これから中小零細にもこういう外形標準課税の対象が拡大していくんじゃないかというふうな、いわゆる応益負担という形を考へていくならば、誰でもそうした公共財を利用しているんだから払つてくださいよ、そういうような考え方がまたさらに一層進展していくんじゃないかということも、これは私もある意味懸念しているんです。

○高市国務大臣 これは、中小法人課税、法人税を含めてでございますけれども、与党税制改正大綱において、「実態を丁寧に検証しつつ、資本金一億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。」とされています。その上で、「外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。」ということになっておりますので、これからこうした方針に沿つて検討がなされると思っております。

この適用対象法人の拡大につきましては、経済

界などからもさまざまな御意見があると承知して  
いますので、それらの意見を十分に踏まえた上で  
の検討になると存じます。

○水戸委員 先ほど、また財務副大臣も御答弁の  
中で若干触れていたんですけれども、だん  
だんと、過去十年ぐらいの今までの流れを見る  
と、やはり法人税率がずっと着実に下がっている  
んですね。大体二〇〇五年ぐらいの段階では四〇  
％弱ぐらいだったんですけれども、今回下され  
ば、一〇％ぐらいこの十年間で法人税率が下がる  
わけです、実効税率が。

あの当ても企業の留保金は大きっぱに言えば二  
百兆円ぐらいあったんですけれども、今に至って  
は三百五十兆円を超えるというような形で、非常  
に留保金が、企業内のこうしたいわゆる内部留保  
がかなりたまりにたまっていくということなん  
で、それを何とか吐き出させようという形で、  
今試みようとして、また今までもしてきたと思  
うんですよ、この十年間でこれだけたまって  
いるんだから。

しかし、では、現在こういう形でまたさらに下  
げたことによって、これが企業外部に、企業内部  
から外に向かつて、例えば設備投資とか賃金、給  
与に反映するというのが、本当に確実にそうなる  
かというところはどうか。そういう手段と方  
法というのは何かあるんですか。どういう形で今  
考えていらっしゃるかということを財務省はどう  
把握されているか。

○岡田副大臣 委員御指摘のとおり、企業の内部  
留保は現在三百五十兆円を超えまして、手元資金  
もふえている状況でございます。経済界がマイ  
ンドを変えてもらって、賃金引き上げや投資拡大に  
積極的に取り組むことが重要な局面であるという  
ことは、私も考えております。

法人税改革を行いましても、もうかっている企  
業がさらに現金をため込むような結果になっては  
私は意味がないと思っております。こうした点  
は財務大臣からも官民対話や経済財政諮問会議な  
どのさまざまな機会でも繰り返し申し上げてきてお  
ります。

先ほども申し上げた榊原経団連会長の  
与党税制改正大綱に対するコメントの中に、設備  
投資等の拡大、雇用の拡大、賃金のさらなる引き  
上げに積極的に取り組みを進めるというふうにし  
ておるものでございまして、今後、経済界の実際  
の取り組み状況をよく見きわめてまいりたいと思  
存じます。

私も、そうした企業のマインドというのを  
変えていくことができる、そういう法人税改革で  
あるというふうな思っております。

○水戸委員 もう一回端的に、副大臣。具体的  
な策は何かあるんですか。それを今検討して、こ  
ういうことをやりたいということは何か具体的なの  
があるか、もう一回答えてください。

○岡田副大臣 これにつきましては、今後の経済  
界の実際の取り組み状況をよく見きわめてまいり  
たいということを考えておりまして、今後ともさ  
まざまな場面で、官民対話あるいは経済財政諮問  
会議等におきまして、機会を捉えて経済界にその  
ことを申し入れていきたい、このように存じてお  
ります。

○水戸委員 いわゆる具体的な策はまだ何も思  
い当たらないし、やろうというふうな気配ではない  
ということがよくわかりました。

ここで、財務省は否定されるかもしれないけ  
れども、一つの提案でありますけれども、やはり税  
率を下げるという税に対する恩恵を与えていくな  
らば、ある程度それによって、あめとむちではあ  
りませんけれども、ある意味、あめを与えるとい  
う形であるなら、ある程度むちという政策も必要  
じゃないかと思うんですね。いわゆる税制でそう  
いうことをやっていく必要がある。

だから、端的に申し上げるのであれば、ため  
ることに對するベナルティー、いわゆる留保金課  
税ということもやはり一つの今後の検討課題とし  
て私は組上にのせるべきだと思っております。

こういうことは、もうアメリカとか台湾とか韓  
国は、釈迦に説法でありますけれども、やってい  
るわけでありまして、確かに、こうやると二重課

税という話もありますけれども、しかし、そうは  
いうものの、財務省も、先ほど言ったように政府  
も、ためないで使ってくださいという話になりま  
すから、ためることに對してのベナルティーとい  
う考え方もやはり同時並行的に私は導入すべきだ  
と思っております。

そしてなおかつ、韓国なんというのは、いわ  
ゆる留保金課税もありますけれども、例えば、そう  
したままたものを従業員の給与に反映をした場  
合とか配当に回した場合、それは減税をやるん  
です。使うことによって減税をやるという、両者  
を緩急織りませてやっている政策をとっているん  
です。

韓国を見習えとは言いませんけれども、そう  
いうことも財務省は検討すべきではないかと思  
うんですが、いかがでしょうか。

○岡田副大臣 いわゆる内部留保課税について  
お尋ねでございます。

今委員も先立つておっしゃいました、二重課  
税ではないか、そういう指摘があるという点につ  
きましては、これは、法人税でも特定同族会社  
の留保金課税制度というものもございまして、二  
重課税かどうかというよりも、むしろ政策的な必  
要性について検討する必要があると思っております。

つまり、内部留保課税というそのまでの対応  
を行う必要があるのか、逆に言えば、そうした対  
応を行わなければ経済界のマインドは変わらない  
というのか、このあたりの政策的な議論というもの  
を深めることが先決ではないかと思っております。

○水戸委員 変わらないから言っているんじや  
ないですか。三百五十兆円もたまっていくんだ  
から、これが推して知るべしの話です。

結局そういうような、この十年間で五百五十  
兆円もたまりにたまっていく。もちろん、それは  
企業が頑張つて利益を上げていくから、それはそ  
れとていいんですけれども、やはり政府がおし  
やるとおり、ためないでなるべく使ってください  
、そうしない景気がよくなりませんよ、経済が活

性化しませんよというんだつたら、そのような  
形で、何も相手を懲らしめようなんという話  
じゃなくて、やはりそういう形で使っていた  
きたい。

それは、従業員や社員の給料、賃金に反映  
するとか、配当に回すとか、設備投資に使う  
とか。そういう形で有意義に有効に使っていく  
ことを、やはりインセンティブ、先ほどおし  
やるインセンティブをもつてやっていくとい  
うことを強く私は要望していきたいと思  
うので、それはぜひ考慮していただきたいと思  
存いたします。

もう時間がありませんので最後にします  
けれども、企業版のふるさと納税というのが今  
創設されます。今までの個人版のふるさと納  
税も何となく成功しているような形で受けと  
められている感もありますけれども、私に言  
わせれば、ちよつとそれは間違っているん  
じゃないかなという認識じゃないかなとい  
う気もありません。

しかし、いずれにいたしましても、今回は  
企業版のふるさと納税ですね。個人が、我が  
ふるさと、自分が今まで生い育つたふるさとに  
恩返しをする、また、そうではなくても、関  
心のある自治体に何とか寄附をしたいとか  
そういう思いで、何か役立てていただきた  
いという善意の気持ちで、今までもふるさと  
納税というものはある程度推進をしてきた  
というふうな経過がありました。

今回は企業版のふるさと納税というふう  
になるんですが、地方創生応援税制という  
言い方をし、（企業版ふるさと納税）とある  
んですが、企業版のふるさと納税、ちよつと  
済みません、ニュアンス的に、個人のふる  
さととはわかって、企業がふるさとという  
のはどういうふうな、ちよつとびんとこ  
ないんです。

まずこういうふうなものを出して、何  
かいイメージでどんな企業からお金を流して  
もらおう、何かそういう意図が見えるよう  
な気がするんですけれども、なぜふるさとと  
企業とを結びつけるのか、簡略的にこれを  
御説明ください。

○福岡副大臣 今御指摘ございました  
ように、こ



の交付率や交付基準を各団体にお示ししてあります。ですから、各地域の事情も踏まえて一定の仮定を置いて各団体みずからが影響試算をしていたことが可能でございます。

先ほど委員がおっしゃった数字も、一定の仮定を置いた上で独自に試算をされているものと存じます。

○武正委員 特に、今触れられた九千億円の減の法人住民税の交付税原資化、この影響、これが九千億円税収減ということになるわけでありますが、特にこれが一部自治体には大変大きな額、影響が出るということが既に言われておりますが、実態、それがどの程度なのかということとは、我々、この審議の場においてはわからないといった中で法案を審議しなければならぬというのは、やはり審議に係って総務省としての説明責任が果たし得ていないというふうに考えるわけでございます。

特に、企業誘致を各自自治体がこれまで努めてきたわけですので、当然、企業を誘致することによっての法人住民税、これが自治体にとって大変大事な税収源になっている。そういった自治体が、当然、企業を誘致して、その企業が事業を行うためにさまざまな努力を行ってきた。自治体にとつて、それが税収減につながっていくということとは、企業を誘致しようというモチベーションが問われかねないということにもつながるわけであります。

全体ではプラスなんだというお話や、あるいは偏在は正が六団体からあるというお話は理解するとしても、やはり個別の自治体と考えたときの影響の大きさ、そして、先ほど触れたような、企業誘致のモチベーションがこれを契機に下がるおそれもあるといったこともあわせて、いずれにせよ、こうした点も、この委員会では審議でその影響をしっかりと見きわめる必要があります。

また、きょうだけでなく、金曜日にも質疑がありますので、やはり資料の提出をお願いしたい。三点目についてはぜひ理事会での協議をお願いしたい。

いしたいというふうに、これは委員長に申し上げたいと思います。

○遠山委員長 ただいまの武正委員の申し出につきまして、後刻理事会にて協議をいたしたいと思ひます。

○武正委員 先ほど触れました点、モチベーションが下がってしまうんじゃないのかという点についてはいかがでしょうか。

○高市国務大臣 多くの市町村において、長年にわたつて企業誘致ですとか産業振興に熱心に取り組んでこられて、その結果、その地域の税源の涵養につながつたということ、それから経済の活性化にもつながつたと考えておりますので、その御努力に対しては深く敬意を払います。

他方、地方公共団体が安定的な財政運営を行うためには、やはり税源の偏在性が少なく、税収の安定的な地方税体系の構築が必要で、その必要性はこれまでも政府税制調査会の答申でも何度も指摘をされてまいりましたし、また、税制抜本改革法においても、地方法人課税のあり方を見直すことによつて税源の偏在性を是正する方策を講ずるということが規定されております。

地方税財源を充実していく中で税源の偏在性をいかに是正するかというのが近年の地方税制における極めて大きな課題でありますので、この偏在是正措置の意義についてはぜひ御理解を賜りたいと思つております。

なお、法人事業税交付金については、各市町村の従業者数を基準に交付することにしてありますので、各市町村の産業の集積度合い、すなわち税源の涵養能力が反映される仕組みになっております。それから、法人事業税交付金に係る経過措置を設けるということで、激変緩和措置を講じております。

なおかつ、減収額を対象に特例的に地方債を発行するようにできる措置ということになっておりますので、基本的には、一生懸命努力して働いて税金を払ってきたのにという企業が多い地域において一定の影響が出ることにについては、十分な配慮措置をさせていただいていると考えております。

○武正委員 一方、かねてより、地方六団体を初め各地方自治体は、税財源の移譲をいうことを求めてきたわけですね。

ですから、この法人住民税もそれぞれの自治体にとつては固有の財源ということでありますが、これが今回の交付税原資化ということで、全体でまた国から配るから、しかも働いている従業者数に応じて配るからそれは変わりないよというような趣旨かもしれないが、やはり地方分権、そして特に税財源の移譲、これは一括法以来かねてより各自自治体だつたり六団体から求められてきたところでもありますので、こういった税財源の移譲ということについては後退をしましてしまったということではないでしょうか。

○高市国務大臣 今回の地方法人課税の偏在是正措置でございますが、消費税率一〇％段階で地方法人特別税・譲与税を廃止して、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めて、地方法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設するということによつて、偏在性が小さくて安定的な地方税体系を構築する、こういう全体的な枠組みでございます。

法人住民税の交付税原資化についての委員の質問意識だろうと思うんですけども、これは、地方消費税の税率引き上げによつて地方の税財源が拡大する中で行うものです。また、交付税の原資化によつても交付税というのが地方の固有財源であるという性格が失われるものではないと思ひますので、地方分権に逆行するものとは考えておりません。

しかし、これから将来にわたつて地方が使える税源をふやしていく、その必要はございます。やはり仕事量に見合った税源を確保していく。まずは六対四というのを五対五にいうことを私たち目標にしておりますけれども、これはこれから取り組むべき課題だと存じます。

○武正委員 そうであれば、法人住民税はそのま

ま残して、そして地方消費税を地方にいうことはかねてより自治体からも言われているところでありますから、その見合いで交付税原資化というのはやはりいかなものかと改めて言わざるを得ないところでございます。

それで、今度は地方債について、今回、税法の方でしようか交付税の方でしようか、地方債の発行基準の緩和といったところが提起をされておりますが、この地方債についても、かねてより地方債改革ということが行われてまいりました。

平成十一年、この発行について、許可制から協議制への移行。実際にこれが始まったのは平成十八年度でございます。そして、ちょうど民主党政権下の平成二十四年度改正では、それも協議制から届け出制へと見直しをしてまいりました。

そして、今回のさらなる緩和ということでありますが、こうした一連の地方債改革で、例えば金利が安く調達できるようになったとか、発行額がふえるようになったとか、あるいは、かねてよりロンドンでの発行などもできるようにしようねというようなことも言われておりましたが、こういったことが、平成十八年以降、あるいは特に平成二十四年以降どういった顕著な見直しがされたのか、これについて御紹介いただけますでしょうか。

○高市国務大臣 平成二十四年度からの地方債の届け出制の導入によりまして、地方団体は届け出を行えば国などの協議、同意を待つことなく地方債を発行できるようになりました。これによつて、地方債の発行時期の自由度が拡大しました。市場動向に応じて機動的な資金調達が可能となつて、年間を通じて地方債の発行量の平準化というものが進展してきております。

また、金利についてでございますが、地方債の金利については、例えば市場公募地方債の国債利回りに対する上乗せ幅、スプレッドを比較しますと、平成二十四年四月の届け出制の導入の前後で大きな変化はございません。これは届け出制が円

滑に市場に受け入れられたということだと思えます。

それから、地方債の発行額でございますけれども、例えば市場公募地方債では、平成二十年年度以降、借りかえ分も含めて、約六兆円から七兆円で安定的に推移してきておりまして、届け出制の導入によって国の関与が縮減しても、地方債が安易に増発されるといった事態は生じておりません。それから、地方債証券の投資家別の保有状況を見てみましたら、これは日本銀行の統計なんですけれども、例えば信用金庫や信用組合などの中小企業金融機関などの保有割合が、届け出制の導入前後を問わず、年々高まっております。

というふうなことで、大体、この届け出制の導入によって地方団体の自主性が高まった、機動的な資金調達が可能になったという一方で、届け出制について市場からは適切な受けとめと理解がなされているということですので、地方債制度は安定的に運用されていると考えております。

○武正委員 順調にこの地方債発行が安定化をし、また市場からも受け入れられているという御指摘がございました。

市場公募債が、今、一般債の中では主要セクターになっているといったことも、市場からも受け入れられている一つの理由にもなりますし、また、公募地方債の割合が、一般債発行市場で年々ウェイトが上昇しているといったことにもあらわれているかというふうに思います。

こうした点などに加えまして、一例を挙げますと、東京都債は残高八兆円、それから共同発行市場公募地方債は十四・二兆円という残高でありますので、公共債である日本高速道路保有・債務返済機構の二十七兆円や地方公共団体金融機構の二十・二兆円に次ぐ規模であるといったことも、市場からもこの地方債が、平準化をしての発行について、受け入れられているという証左ではないかと思えます。

ただ、では、それでスプレッドが縮小していつ

てほしいんですけれども、逆に二十六年二月には拡大をし、二十七年、二十八年と拡大をしてしまっているんですね。つまり、地方債の発行利率は、国債の発行利率との差、スプレッドが拡大をしてしまっているわけなんですね。

こういったところは、別な理由があるという話も聞くんですが、やはりそうしたスプレッド、国債との差を縮めていくということも、さらなる地方債発行についての努力が求められるのではないのか。いわゆる緩和ですね。さらなる緩和措置があつてもいいのではないのか。自由度を高めるような、あるいは自治体のそうした独自の発行権限、それがさらに拡大をしていく必要があるのではないかと思いますが、これについての御所見を伺いたいと思います。

○高市国務大臣 武正委員がおっしゃっていただいたスプレッドの拡大ですけれども、これは平成二十五年四月から日本銀行による金融緩和がありまして、基準となる国債の利回りが低下する中で、地方債の国債利回りに対する上乗せ幅が拡大したということ、これは届け出制の導入の影響によるものではないかと考えております。

地方債制度については、今まで武正委員が年次を追って説明してくださったとおり、地方団体の自主性、自立性を高める観点から、順次制度の見直しを行ってまいりました。

さらに、このたび、地方団体の自主性を一層高めるために、これまで協議制の対象であったものを可能な限り届け出制の対象に切りかえるといった抜本的な見直しを行うこととしまして、必要な法改正をお願いいたしております。

○武正委員 ぜひ、さらにまた見直しを迎える時期が来ているというふうに関心しておりますので、地方債がより自治体にとって有利な発行ができるような、そんな見直しを求めてまいりたいと思えます。

さて次に、ちよつと法律とは若干離れますけれども、さきの臨時国会が、三カ月間開催がなかった、臨時会が開かれなかった間にいろいろな動き

が、総務省あるいは総務大臣をしてまた当総務委員会にかかわり動いてまいりました。

その一つが、携帯電話の通話料の見直し、引き下げ、総務大臣からの発言あるいは総理からの発言ということでありまして、これによって、あわせてゼロ円携帯の見直しなども含めた取り組みが今進行中というふうに関心しております、説明も受けております。

利用者にとつては、もちろん利用料が減る、安くなるということは朗報であつたりしますけれども、果たして総務大臣が携帯電話事業者に通話料見直しを求めるといったことが総務大臣の所管に当たるのかどうかといったことも議論があつたわけですね。

ただ、本委員会が開かれませんでしたので、こういったやりとりが昨年行われないうままにどんどんと物事が進んでいっておりますので、改めて総務大臣には、この通話料引き下げ発言の法的根拠、これがどこにあるのかを御説明いただきたいと思ひます。

○高市国務大臣 そもそも、携帯電話市場における実質的なプレーヤーが大手三グループに集約されている中で、MNPによって端末を購入する一部の利用者に対する行き過ぎた端末購入補助、これが顕在化しております。それで、その分の負担がライトユーザーや長期ユーザーの通話料金に上乗せされているんじゃないかという不公平感、わかりにくさがますますあります。

それで、やはり、使っているデータ通信量を見ましても、一ギガバイトというところが非常に多いんですね、割合としては、分布としては、ところが、実際にその方々が六ギガ、七ギガという非常に、自分では使わない分だけの契約をさせられてしまつていたりとか、選択肢が少なかったということがございます。

やはり携帯電話というのは、お子さんの見守りですとか御高齢の方々の見守り、それから防災面を考えましても、本当に大事な生活インフラでございますので、ライトユーザーも長期ユーザーも

含めて、より多くの利用者の方々にとつて使いやすいものになる、納得感のあるわかりやすい料金、サービス体系というのを目指しております。

法的根拠ですが、総務省は、総務省設置法第四条に、電気通信業の発達、改善及び調整ということを所管しております。それから、情報通信行政を進めていく上でのということなんです、電気通信事業法第一条の目的に掲げられている公正な競争の促進や利用者の利益の保護、これが極めて重要であると思ひます。

ですから、携帯電話の市場や料金に問題がある、そしてまた競争状態に対してやはり不信感があるということになれば、これを解決するための方策を検討して必要な措置を講ずるというのが総務省の役割であると考えております。

○武正委員 今の法的根拠とされるところが果たして通話料の値下げまで求める根拠になるのかという、それぞれの法律の最初に掲げようとする目的という、非常に漠然とした目的条文になっておりますので、こうした、総務大臣から三社に対する通話料の値下げまで言い出したのはやはりやり過ぎではなかったのかなというふうには思ひます。

先ほど大臣が言った公正な競争ということはいえ、かねてより私たち民進党では、電波オークションの法案をこの委員会に提出してまいりました。

今の三社の寡占体制、こういったところを招いているのは、やはり新たな通信事業者が市場に参入しにくい今のこの電波法のあり方が問題ではないかというふうに関心しているわけなんですけれども、そういったことからいえば、やるとすれば、公正な競争であれば、先進国、OECD加盟国三十四カ国中三十一カ国が既に採用しているこの電波オークションということがあつてしかるべきであつて、そういったことがやられないで今回こうした通話料の値下げといったところは、やはり順番が違ふんじゃないかというふうに思ひます。

これまでは、そうした通話料の値下げを求めたことは総務省としてあったんでしょうか。いかがでしょうか。

○高市国務大臣 二〇〇七年に、菅大臣のときに、通信料と端末代金の明確化ということを要請したという事例がございました。

それで、一旦はそういった要請をしたんですけども、結局、言葉は悪いんですけども、途中でちよつとまた別の形でサービスを展開される、非常に、いわゆるキャッシュバックに近いような事態が起きてきて、そうすると、やはり競争の世界ですから他社も追随するというような形で、また市場にゆがみが生じてきた、わかりにくさが出てきたということから、今回は、改めて、スマートフォン料金の負担の軽減と行き過ぎた端末販売の適正化について、私からも昨年十二月十八日に要請をしたということでございます。

○武正委員 総務省なり消費者庁にも聞いたんですけども、やはり苦情の一番の大きなところは契約関係であつたりあるいは二年縛りの問題であつたりというようなことがあるわけで、特に、大臣がまた提起をしているゼロ円携帯について、直接的な苦情というよりはそれはそれほど多くないというのが総務省なりあるいは消費者庁なりの、細かいところまで数字は出してもらえなかつたんですが、感触ということで、昨日も話を聞きました。

そういった中で、このゼロ円携帯も見直しというところで、今もそうした取り組みが行われておりますが、中にはゼロ円携帯であつたからこうしたスマホなり携帯電話が持てるんだというユーザーもやはりいるわけなんですけれども、これについての総務大臣としての認識、問題意識について御所見を伺いたいと思います。

○高市国務大臣 先ほど苦情のお話もありましたが、総務省では、電気通信消費者相談センターと総合通信局において、電気通信サービスに関する利用者からの苦情や相談を受け付けております。携帯電話に関連したものは、事業者との契

約、提供条件、サービスの品質に関する苦情、相談、オプション契約、二年縛り契約、電波の受信状況、こういった苦情、相談が非常に多うございします。

ゼロ円携帯見直しに関する苦情は、千件を超える御相談のうち数件ということで、これも、ゼロ円で買えなくなることに単に不満を表明された例であつたということでございます。

先ほど申し上げましたけれども、番号を変えずに頻繁に事業者を乗りかえる一部の方々に對しては、十万円近くもする端末を事実上ゼロ円にして、さらに高額なキャッシュバックを提供する、これはやはり行き過ぎた端末購入補助だと思ひます。それが他の利用者にとつてはなぜ自分たちに上乗せされているんだという不公平感に結びついてきたと思ひますので、一部の方々に對する行き過ぎた補助を見直して、ライトユーザーも長期ユーザーも含めてより多くの利用者にとつてわかりやすい、納得感のある料金とサービスを実現するということが重要だと思ひております。

私の方から、十二月には各携帯事業者に先ほど申し上げました適正化の要請をしたんですが、本年二月から三月三日までの間で、ガイドライン案などについての意見募集も行つております。

端末販売の適正化とともにスマートフォン料金の負担の軽減につきましても要請を各社に行ひました結果、既に各社からはライトユーザーの負担を軽減する新たな料金プランの導入も発表されました。これはまだ第一歩だと私は考えております。

各事業者には、携帯端末の適正化と、引き続き料金プランの見直しを進めていただきたく存じます。

若い方々などで、非常にデータ使用量が多いのにとつて方々に対しても、今、二十五歳以下の方々には学割ということでギガをプラスしたり、さまざまなサービスが展開されておりますし、型落ち端末につきましてもかなりの値引きであつても構わないんじゃないか、そういうスタンスで今

作業を進めさせていただいております。

○武正委員 「携帯電話各社の新料金プラン（スマートフォンの場合）について」という総務省がまとめた資料もいただいております。

ただ、ドコモ、KDDI、ソフトバンク、かけ放題二千七百円、そしてライトプラン千七百円、これはいずれも同じですね。そして、データ通信料金についても、二ギガ三千五百円、五ギガ五千円、こゝろ辺はずつと同じ。合計額が若干、KDDIが六千二百円から、ドコモとソフトバンクが七千円からということでありまして、結局、三社また横並びの料金体系が示されているというふうに分、販売店での激しい競争の話だと思ひますし、やはり料金プランは昔から三社ある面横並びだったんですね。

ですから、私は、やはり事業者が三社体制だと、競争を促す、そして、ユーザーオリエンテツド、ユーザーサイドに立つたそうしたさまざまな取り組みということは、参入者が三社で固定されている限界があるんじゃないかというふうに思ひます。

これは、かねてよりオークションということでは提出をしているわけですので、やはりこれが一番直近に取り組むべき方策であるということをお願いしたいと思います。

そこで、今度は放送法について話を移したいんですが、BPO、放送倫理・番組向上機構が昨年十一月六日に、「NHK総合テレビ「クローズアップ現代」出稼詐欺報道に関する意見」ということで、放送倫理検証委員会の報告をまとめております。

大臣も当然読まれたというふうに思ひますが、その二十五ページ、「おわりに」というところで、総務大臣にかかわるところをちよつと読ませていただきます。

二〇一五年四月二十八日、総務大臣はNHKに對し、「クロ現について文書による嚴重注意をした。番組内容を問題として行われた総務省

の文書での嚴重注意は二〇〇九年以来であり、総務大臣名では二〇〇七年以来である。NHKが調査報告書を公表した当日、わずかに教時間後に出された点でも異例であつた。

総務大臣は、嚴重注意の理由は「事実に基づかない報道や自らの番組基準に抵触する放送が行われ」たことであり、嚴重注意の根拠は、放送法の「報道は事実をまげないですること」(第四十一条第三号)と、放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に依つて放送番組の編集の基準を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない」(第五十一条第一項)との規定だとする。

しかし、これらの条項は、放送事業者が自らを律するための「倫理規範」であり、総務大臣が個々の放送番組の内容に介入する根拠ではない。

以下、そうした指摘が続くわけですが、また、その後、自民党情報通信戦略調査会がNHKの経営幹部を呼び、「クロ現」の番組について非公開の場で説明させるという事態も生じた。しかし、放送法は、放送番組編成の自由を明確にし「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」(第三十二条)と定めている。ここにいう「法律に定める権限」が自民党にないことは自明であり、自民党が、放送局を呼び説明を求める根拠として放送法の規定をあげていることは、法の解釈を誤つたものと言ふほかない。今回の事態は、放送の自由とこれを支える自律に對する政権党による圧力そのものであるから、厳しく非難されるべきである。

ということ、総務大臣による嚴重注意が行われたことは極めて遺憾である。ということも含めて、こうした指摘があつたわけです。当然読まれていると思ひますが、総務大臣としての御所見を伺いたいと思ひます。

○高市国務大臣 放送事業者がみずからの責任において編集する放送番組は、放送事業者が自主的、自律的に放送法を遵守していただくべきものでございます。

放送法上、既におっしゃいましたが、第五条一項、放送事業者は、放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をすること、第六条、放送事業者は、放送番組審議機関を設置し、そこで放送番組の適正を図るために必要な事項を審議することとなっておりますので、放送事業者の自主自律によつて放送番組の適正を図るということになっていきます。

御指摘の行政指導でございますけれども、このような取り組みにもかかわらず、必要な場合には、放送事業者からの事実関係も含めた報告を踏まえて、放送法を所管する総務大臣が行うものでございます。

総務大臣名である場合、局長名である場合でございますが、どのような事案について、誰の名前で行政指導を行うかというのは、従来から、事案に応じてその都度判断をさせていただいております。

平成十九年五月以降、昨年四月までの間に、放送番組の問題に対して担当局長名の行政指導も行っております。

そしてまた、昨年四月のNHKの「クロージング」現代に関する行政指導につきましても、これは、NHKが総務省所管の特殊法人であるということとともに、受信料で成り立つ公共放送であり、当該番組に放送法に抵触する点があったということが認められたということから、放送を所管する総務大臣として責務を果たすために必要な対応を行いました。

また、最終の調査報告書が四月二十八日に出ておりますが、中間的なものも含めまして随時私も作業の状況は報告を受けておりました。

NHKに対しては、これはもう再発防止策について、具体的なものにしてもらわなきゃ困るということも申し上げておりました。これがやはり受

信料を負担しておられる視聴者の皆様に対する責任だと考えておりました。

四月二十八日、NHKの最終調査報告書が公表されるや否や、私自身も最終文を隔から隔まで読ませていただきましたが、具体的な再発防止体制をいつ、具体的にどうするかという最も肝心な記述が抜け落ちていましたので、一刻も早く具体的な再発防止体制をつくっていただきたいという非常に強い思いから、行政指導文書を作成いたしました。

NHKでは、この行政指導を受けて、実際、五月二十九日に具体的な再発防止策を公表していただいております。

行政指導というのは、行政手続法第二条六号を根拠として、処分のように相手に義務を課したり権利を制限したりするような法律上の効力はなく、あくまでも相手方の自主的な協力を前提としているものでございます。

再発防止策の具体化については、NHKは私の要請を受けとめてくださって対応をされたものと考えております。

○武正委員 行政手続法を御紹介いただきましたが、その前に、NHKは総務省の所管なんだ、だから行政指導を速やかに行つたんだということと、今の行政指導の根拠法の行政手続法の説明とは、やはり矛盾する対応だったというふうに考えます。

また、先ほどの文章でも、これはBPOについて聞いたんですよ、BPOのこの報告書を読まれましたか。そしてまた、先ほど紹介したような、総務大臣について、厳重注意が行われたことは極めて遺憾であるという指摘もBPOからされているわけですが、これについて御所見を伺いたいと思います。

まず、読まれましたか。そしてまた、どうお感じになりましたか。

○高市国務大臣 読ませていただきました。BPOは、NHK及び民放事業者が設立をされた機関であり、やはり自主的、自律的な対応をと

られるための一つの組織であると存じます。

他方、総務省は、憲法五章に「内閣」という章がございますけれども、行政の、行政執行の主体でございます。ですから、やはり行政権、行政の執行については、それぞれの役所の大任が責任を持つて行うべきものでございます。

所管する法律の運用、執行といったものもそうでございますし、また、総務省設置法、先ほど御紹介申し上げましたが、これは、放送につきましても、やはりその健全な発展を図つていかなきゃなりませんので、しっかりと所管する立場から必要な対応をとらせていただく。

むしろ、視聴者の利益を守るために行動するというのが総務省の役割であり、BPOと総務省はまたそれぞれ別々の役割を担っている、そのように考えております。

○武正委員 総務大臣から、このBPOは大変大事な機関であるという評価もいただいているわけなんですけれども、その大事なBPO、これは放送法一条によるところが大きいと思うんですね、放送事業者の自律といった点から。

そのBPOが、総務大臣の今回の対応を極めて遺憾であるというふうに言ったこと。そしてまた、先ほど冒頭で触れた、これはこの委員会です議論になつておりますが、四条については倫理規範であるということもBPOもこの意見書で触れております。

それぞれ総務大臣が評価をするBPOの指摘であります。これについては謙虚に受けとめるということでもよろしいでしょうか。

○高市国務大臣 これまでも総務省の立場といたしまして、第四条の番組準則は、倫理規範ではなく法規規範を持つということを申し上げてまいりました。

平成二十二年、民主党政権のときにも、平岡総務副大臣が、番組準則、第四条に係る法規規範性については指摘をしておられます。

ですから、これは私どもは変更するつもりはございません。

BPOにつきましては、やはりこれは民放連とNHKでつくられた第三者的な機関でございます。自主自律ということで、放送に係る問題の解決などもしていただく機関であると思っております。

ですから、そちらの、BPOの業務ですとか御意見については、BPOの御意見として承りますけれども、私どもの考え方と違うところもそれは生じてきましようということでございます。

○武正委員 BPOを、放送法一条に基づく自律した機関ということで評価する、その存在という活動も評価する、かねてよりこの委員会です言っておられますが、その点については変わらない、ただ、今回のこの「クロージング」については意見が異なるということでもよろしいでしょうか。

○高市国務大臣 BPOにも放送倫理検証委員会というものが設立されていますけれども、総務省が、放送事業者の自主自律によつて放送番組の適正を図るというのが基本ではあつても、そういった取り組みをしていただいても、どうしても必要な場合には、放送事業者から事実関係を踏まえた報告を受けて、そして必要な対応を行うということ、これはBPOに放送倫理検証委員会が設立されて以降も、その考え方に変更はございません。

事実、その放送倫理検証委員会が設立されて以降、平成十九年の五月以降、昨年四月までの間にも、担当局長名でたびたび行政指導は行われております。

○武正委員 大臣名でということ、BPOが設立されて以降では初めてということでございます。

先ほど来、この一条と四条のことが取り上げられていんですが、放送法を改めて見させていだきますと、第一章「総則」の「目的」、そして第一条、目的です。第一、放送は、「この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。」一号「放送が国民に最大限に普及さ

れて、その効用をもたらすことを保障すること。」  
二号「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」三号「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の發達に資するようにすること。」

その次に、「定義」第二条。

そして、章がかわつて、第二章として、「放送番組の編集等に関する通則」。

第一章は総則。第一章の第一条「目的」で、特にかねてより言われている自律については、第二号「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」

そして第三条は、「放送番組編集の自由」、第二章の「通則」のもと、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」

そして第四条、「国内放送等の放送番組の編集等」と、極めて、だんだん限定をされていくわけなんだけれども、その第四条で、「放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。」第一号「公安及び善良な風俗を害しないこと。」第二号「政治的に公平であること。」第三号「報道は事実をまげないですること。」第四号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」

というところで、この「総則」の「目的」の第一条の第二号と、この第二章の「放送番組の編集等に関する通則」、「国内放送等の放送番組の編集等」の第四条第二号の「政治的に公平であること。」とは、やはり明らかに放送法での位置づけが違つていうふうに考えますが、御所見を伺いたいと思います。

○高市国務大臣 放送法に關しまして、放送法とまた憲法との關係につきましては、たびたびこの委員会でも私は説明を申し上げてまいりました。まず、日本国憲法第二十一条で、一切の表現の

自由はこれを保障するとされています。一方で、憲法第十二条が、この憲法が国民に保障する自由と權利について、国民がこれを濫用してはならないということ、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふということの規定しております。

当然、憲法に従つて放送法もつくられております。民主党政権時代の平成二十二年にかなり大きな改正をされておりますので、当然、憲法の規定に沿つた内容だと私も考えております。

放送法第一条、先ほど読み上げてくださった放送法の目的として、「次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な發達を図ることを目的とする。」として、

「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の發達に資するようにすること。」と規定していますので、放送事業者がみずからの責任において編集する放送番組は、放送事業者が自主的、自律的に放送法を遵守していただく、この考えは当然のことでございます。

その上で、先ほど御紹介いただいた放送法第四条に、放送事業者が放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。」というところで、「公安及び善良な風俗を害しないこと。」「政治的に公平であること。」「報道は事実をまげないですること。」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と規定しております。

つまり、放送法は、憲法と同じように、やはり公共の福祉というものも大事にしながらしつかりと表現の自由を確保する、そのようなたてつけになつていて私は考えております。

先ほど来、法規範性についてのお話もありましたし、BPOの御指摘についての話もございましたけれども、BPOの委員長が第四条についてこれが倫理規範だとおっしゃつたのは、旧放送法の

方だと思ひます。つまり、最高裁判決を引かれた部分でありましたら、これは旧放送法の訂正放送の部分の話であつたかと存じます。

○武正委員 もう時間が来ましたので終わります。最後の部分は、これは去年の十一月の「クロアシア」に対するBPOの文書の中で、四条は倫理規範であると言つてゐるので、先ほど総務大臣はよく読まれたというふうにおっしゃられましたので、よく読んでおいてください。

○高市国務大臣 讀んだ上で、条文ずれが改正で起きているので、恐らくこれは旧放送法第四条の訂正放送に関する事案であつて、現放送法四条に關するものではないという旨の聲明を出させていた、だいたと記憶しております。

○武正委員 今の件はもう一回私も調べたいと思ひますが、放送法的一条の公共の福祉を今回の行政指導の根拠にされるという、極めて放送法の法的な成り立ちとはかけ離れた見解を示されたものですから、これについてはまた改めて機会を設けたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○遠山委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭でございます。

まず最初に、企業版ふるさと納税制度について伺ひます。

自治体に企業が納税した際に、その企業の税負担の約三割を新たに軽減する企業版ふるさと納税制度が地方税法の改正案で打ち出されております。

寄附額の二割分を法人住民税、一割分を法人事業税で軽減するといふものであります。寄附の対象は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業となつてゐます。

政府は、対象の寄附の要件を内閣府令で定めるとしてゐますけれども、この内閣府令といふのはいつ出されるんでしょうか。税法の決議の後でしようか。お答えいただきたいと思います。

○末宗政府参考人 お答えいたします。二月の五日に、地方創生応援税制に枠組みを与

えます法律であります地域再生法の一部を改正する法律案を閣議決定いたしました。国会に提出して、これから国会の御審議をお願いするところでございますけれども、この寄附の要件等を定めます地域再生法の施行規則につきましては、改正地域再生法案の施行日、すなわち平成二十八年四月一日でございますが、これに向けて準備を進めていくところでございます。

○田村(貴)委員 法案がこれから通つた後でないと、その寄附制度の具体的な内容はわからないといつたことなので、二、三質問をさせていた、だきたいと思ひます。

寄附の要件の一つが、寄附の代償として経済的利益を伴わないことというふうにしてゐるわけでありま。これは、企業版ふるさと納税制度が出てきたところから、報道等では早くから、寄附をした企業と自治体との癒着が起らないか、こういう懸念がされてきてゐるわけでありま。

寄附の代償としての経済的利益というものは具体的にどういふことを指しているのか、教えていただきたいと思ひます。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、経済的利益の話でございますが、これは、地方創生応援税制の立案の段階から、地方六団体からもモラルハザードを招かないようにすべきといつた御意見をいただいていたところでございます。私どもも、寄附の代償として経済的利益の供与が伴うことがないようにする必要があると考えております。

具体的な行為でございますけれども、寄附額の一部を企業に補助金等として直接的に供与することとすとか、寄附を行つた企業に對しまして入札あるいは許認可等で便宜を図るといふような行為が考えられまして、こういった行為を規制していくべきであると考えております。

○田村(貴)委員 この地方創生の事業認可で、工事として行われるときに、その寄附をした企業が随意契約で入るのは、これはもちろんだめです。ね。だめだと思ふんです。そうしたら、例え

は、その事業以外に、自治体の一般的な公共事業に入札等で参加することは今の時点でいいと考えておられますか。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、寄附を行った企業に対して入札等で便宜を図ることを規制するというところでございますので、ほかの企業と同様にフラットな形で参画をして、その結果として獲得するということはあると考えております。

○田村貴委員 やはり、企業は一般的に営利企業であります。基本的に、事業を通じて利益を得ることを目的にして活動をしているわけでありまして、企業版ふるさと納税制度において、税の控除以外に企業はこの納税制度でどのようなメリットを受けられるのか、そのことについて教えていただきたいと思います。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

このたびの地方創生でございますけれども、これは人口減少に歯止めをかける国家的な取り組みでございますので、国、地方公共団体はもちろん、企業にも大きな期待があると考えております。

企業が、創業地の事業ですとか、あるいは自社の事業分野に関連する事業などの地方公共団体の取り組みに対して今回の寄附税制を通じて資金面で支援する、このことは、企業が地方創生の推進に向けて社会的な期待に応えるということでございますので、企業のイメージを向上させるというメリットがまずあると思えます。

また、先ほど来御議論しております、寄附の代償として経済的利益を供与することは規制するところではございますけれども、寄附を通じて企業と地方公共団体の間に新たなパートナーシップが生まれる、そこから企業が新たな事業展開をするといった効果もあるものと考えております。

○田村貴委員 やはり、寄附活動における要件がわからないと、なかなかちよつと議論がしづらいんですよ。それがまた明らかになったときに

議論をさせていただきたいというふうに思っているんですけども、やはり、地方を応援する、地方創生の名のもとに、企業と自治体が、これはまた経済的利益を与えることによって癒着はしてはならないというふうに私は考えます。

現時点で、今から、企業の方もこの制度で仕事を請け負う、そしてイメージアップのために参加していこうという動きも出てくると思うんですね。でも、今の時点でわかつている要件についてはちゃんと周知を図るべきだ、国民的にも明示をすべきだというふうに要望させていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

大雪、低温によつて農作物が大きな被害を受けたことし一月下旬のお話をさせていただきたいと思えます。

一月下旬に、強烈な寒波が西日本を襲いました。農作物も大きな被害を受け、私は福岡に住んでいますが、水道管、給水管が凍結し、破裂し、漏水し、そして断水したというよう大きな被害があらちで起こりました。

二十四日から二十六日にかけて、朝は非常に厳しい冷え込みとなりました。そのときに農作物に多大な影響が出ました。きょうは資料を配らせていただいているんですけども、①、②が農水省の資料です。大雪等による農林水産関係被害の概要であります。このうち農産物の被害は、これはいろいろな県があるんですけども、とりわけ九州の長崎県、それから鹿児島県でウエートが大きいというふうになっております。

被害数、被害額について、簡単にいいです。で、農水省、説明をさせていただけますか。

○塩川政府参考人 お答え申し上げます。

一月十七日からの降雪による農業関係の被害につきましましては、農作物の損傷、家畜のへい死、農業ハウス、畜舎の損壊、共同利用施設の損壊など、全国で六十七億二千万円となっております。このうち農作物の損傷につきましては、全国の被害額は三十八億四千万円でしたが、九州での被害額は三十六億三千万円と約九五％を占めておりまして、九州の割合が著しく高くなっている、こういうふうにご認識しております。

○田村貴委員 被害額、それから被害数においても九州が大きなウエートを占めているということなんでですけども、長崎県のお話をさせていただきま。

長崎県はビワの産地でありまして、このビワは全国で三割以上のシェアを占める特産であります。農産物の主力であります。露地物は、果実が残念ながら凍死して、全滅状態という状況であります。

私は、今年十一月に、長崎市大崎地区を中心に被害状況の視察をさせていただきました。地域の議員団の皆さんと一緒に見てまいりました。果実になりたてのビワの幼果というのは、零下三度の状態が五時間続くと、わずかに五時間続くと八〇％が凍死するというふうになんて言われています。これが数日間にわたつて大変気温が低かったためでありまして、非常に残念ながら、壊滅、全滅的な被害となりました。

資料の③、私が撮った写真で恐縮なんですけれども、この左上の写真が、凍死したビワを切った断面図なんです。中心の種の部分から黒から褐色になって、これは死んだというビワなんです。右が、ハウスで栽培されていて、これは健全な状態のビワであります。

寒波の前の暖冬があったんです。エルニーニョ現象というふうにJ Aの方は言われていましたけれども、これで幾分大きくなったことがまた災いしてしまつたということでもあります。半世紀さかのぼつても、こんな被害は長崎で、この地区ではなかったということで、農家の方は大変落ち込んでおられます。

長崎県の報告では、農作物の被害総額は約八億四千万円。これは露地栽培のビワが大半でありまして、八億三千万円を占めているところであります。ビワの共済加入率が極めて低く、また、四年前

の冷害による貸付資金の返済をしている人もまだおられるということで、農家の落胆は相当なものであります。もう廃業しかない、また寒波がやってきたらと思うと次の栽培に意欲が湧かない等々の声が聞かれました。一方で、これはブランドなんですけれども、茂木ビワ、長崎のビワ、このブランドを守ろうと、生産者、行政、そして農協を初めとして、ビワ園存続のための努力も続けられているところでもあります。

そこで、まずお伺いしたいんですけども、農業災害補償制度について、果樹共済の対象にビワが入っているんですけども、加入率が少ない、この原因は一体何なんですか。

それから、これからどういう対策が求められるとお考えでしょうか。

○橋本政府参考人 お答えいたします。

果樹共済につきましては、面積ベースの加入率で、平成二十六年産ですが、全国平均では果樹全体で約二五％、ビワで約一％、それから長崎県のビワでは約七％となっております。

これは、ビワを含む果樹につきましては、農業者間の栽培技術等に大きな差があり、被害状況に偏りがある一方で、共済掛金は原則として農業共済組合内で同一水準としてきたことから、みずからの被害状況と共済掛金率が見合わない農業者を中心に共済に加入しない傾向があること等によるものと考えております。

こうした中、農業共済制度は農業経営安定のためのセーフティネットとして農業振興上重要な役割を果たすものでありますことから、加入を推進するため、共済掛金に対して国が二分の一を負担するとともに、被害の発生率が低い農業者には共済掛金が安くなる危険段階別の共済掛金率の設定、それから、特定の災害のみを補償の対象とするところによる共済掛金率の軽減等を措置してきたところでございます。

農林水産省としましては、引き続き農業共済組合に対しまして、これらの措置の導入を図るとともに、農業者への広報活動の積極的な実施に努め

るよう指導することにより、共済への加入を促進してまいりたいと考えているところでございます。

○田村(書)委員 わかりました。掛金と被害の補償がかみ合うように、そして共済の加入率が高まるように努力をいたしたいと思います。

○鈴木政府参考人 お答えをいたします。当日、大変寒い中、農家の方はストーブをたくさんたいて、そして氷点下を下回らないように懸命の努力をしてビワを守りました。

今後の冷害被害というのは、起こらないという可能性はありません。また来年やってくるかもわかりません。ことしまたあるかもわかりません。

このビワ対策というのは、やはり一つはハウスによって守られるというのが経験としてあります。実効ある施策であると思うんですけれども、農水省はどういうふうにご考えておられますか。

○鈴木政府参考人 お答えをいたします。

現場では、ハウスの中にあつたビワはやはりきちんと生きていくというふうな育つていくということで、そういう対策を講じることは、非常に、品質もよくなるということも含めまして、有効な対策であるというふうにご考えております。

○田村(書)委員 そこで、私、先週、農水省の担当者の方から、平成二十七年補正予算で可決した産地パワーアップ事業の説明を受けました。意欲のある農業者等が高収益な作物、栽培体系への転換を図るための取り組みを支援するという制度でありまして、事業費の二分の一を補助するということでした。

この補助金の活用メニュー、高品質果実の生産体制の整備に対して、ここで言うならば長崎県そして地元市などが実施計画をつくれれば、ビワ農家に対する簡易ハウスの購入に充てることが可能であるというふうにも伺いました。

そうしたら、昨日、農水省は、大雪等被害産地営農再開支援対策というのを発表しました。この中にも、産地パワーアップ事業制度というのがありまして、大雪による被害を受けた果樹産地にお

ける寒害防止用の簡易ハウス施設の導入が支援の対象になる取り組みと紹介されています。

非常に目的化されているんですけれども、お伺いしたいのは、この大雪等の支援対策の中で、露地ビワ産地などが簡易テント導入を希望して、県として地元とともに実施計画をつくれれば、国が二分の一の補助をするという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答えをいたします。

産地パワーアップ事業には、産地パワーアップ計画を策定し、収益力強化に取り組む産地に対して、国が二分の一以内を補助する事業であります。

今回の被害を契機に、ビワの産地が自然災害にも強い栽培体系への転換などにより収益力強化に取り組む場合には、産地パワーアップ事業により、ビワの寒害防止用の簡易型ハウスの導入に必要な資材費への支援が可能となっております。

○田村(書)委員 わかりました。

それでは、長崎県でも、それからほかの被害に遭った自治体、県でも、この制度を活用して手を挙げるという場合、その県も、あるいは市町村などが上乗せで簡易ハウスの補助をしたいという場合、これは制度上可能なのでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答えをいたします。

産地パワーアップ事業の実施に当たりまして、県や市町村が支援の上乗せを行うことにつきましては、地方公共団体の判断で可能でございます。

○田村(書)委員 わかりました。

たくさん産地の方から私も生産者の声を聞きました。あちこち行けなくて残念だったんですけれども、例えば、長崎県の西海市の農家の方ですけれども、従来のこうしたときの対策というのは、共済で補償が受けられないという、後どうするかという、融資を受けるというのが通常なんですけれども、この融資についても、生産者が高齢化しているのでもう投資は不可能に近い、そして、廃業する人が今後ふえてくるのではないかというふうにお嘆かれています。

大変気の毒なんです。手塩にかけて育てたビワの実が、零下の気温が二日ほど続いて全滅してしまつた。そして、今、これからどうしようかと思索している中で、こうした制度も出てまいりました。

今度の大雪等被害産地営農再開支援対策事業、こうした対策は、長崎においては茂木ビワ、ブランドがちゃんと維持できるように、周知徹底も図っていただきたいし、実効ある対策となるように願っています。

この事業と、もう一つあるんですね。見せていた、大いた、雪害対応産地再生緊急支援事業というのがあります。これはどういう制度なのか、簡単に説明していただけますでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答えをいたします。

今般発表したしました雪害対応産地再生緊急支援事業は、被害を受けた産地に対して、速やかな営農再開ができるよう、圃場に残っている残渣の搬出、圃場の整地、果樹の整枝などの栽培環境の整備、次期作に必要な種苗、肥料などの資材の共同購入を支援するものでございます。

○田村(書)委員 それは書いてあるので、私も読ませていただいたのでわかるんですけれども、もうちょっと具体的に、例えば、この緊急支援事業は、さきに述べたパワーアップ事業の補助率二分の一であるとか、制度のスキームはどうなっているのでしょうか。

さらに、個々の例としては、凍結により黒変したソラメの殻、寒害によりしおれたバレイショとかいろいろ書かれています。寒害により枯死したビワの幼果、こうしたものの残渣の撤去ということなんですか。それから、ほかにもここにある制度についてどういう支援が可能なのか。例えば、鹿児島県においては、ソラメ、それからスナッブエンドウなどを中心に、これは十億円を超える被害が出ています。ここは、例えばビワ、ニールで対応できないわけですね、こういう作物というのは、これが新たに持ち出されたというのは非

常にいいことだと思ふんですけれども、この制度において今後農家が次の生産再開に向けて期待が持てる、それはどういう支援なのか、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

○鈴木政府参考人 お答えをいたします。

現在、被害を受けたバレイショやソラメ、こういったものは、そういうものが枯れて圃場にまだある、こういうような状態です。次の作物をつくらうと思つくと、その枯れたものをどけて、もう一度土を耕しまして、そしてその次の作、次にまたつくるものとオクラとかそういうようなものをおつくりになられます。一つの農家の方でソラメの後に次につくつたりするものがあります。

そういうものをつくるということになるわけですが、今ほど申し上げましたように、片づけるための経費とか、果樹の場合ですと剪定をして次に備えるというのがあります。そのための整枝といいますが、それをを行うのに必要な経費、それから、次につくるための、次の作物の種苗とか肥料、こういったものを共同で購入して、つくるためにそういうものを購入しますけれども、共同購入するときの経費、こういうものを支援するという事です。

詳細につきましては、現在、鋭意検討中でございますので、細かいところについては、決まり次第、産地の方へ説明をしてまいりたいと考えております。

○田村(書)委員 詳細が決まったらまた教えてください。

ビワでいいますと、ビワ農家はこの五月の収穫に向けた果樹の世話を毎日一生懸命されてきたわけでありまして。既に堆肥やそれから袋かけ、ここに費用を費やしてきたんですけれども、ことしの収入が途絶えたとすると、全く価値のない投資になつてしまいました。

鹿児島県でも、先ほど言いましたように十億円を超える被害が出ています。そして、鹿児島県のソラメなどは、共済の品目になくて補償が得ら

れないといったところもあります。

九州は、農業、基幹産業、第一次産業、非常に活発であります。この農家が栽培再開に踏み切れるように、政府は自治体としっかり連携して実効ある対策を進めていただきたいというふうに思います。

加藤政務官「お越しになっておられます。一つは、森山農水大臣にお伝えいただきたいというふうに思います。大臣も鹿児島県の御出身で、農業問題、大変御承知のことだと思っておりますけれども、九州に限らず、被害を受けたところは資料にも記しましたようにたくさんあります。現地を見ていただいて、そして高齢化とも言われている生産者の声を、そして自治体当局の声を聞いていただいて、早く打ち出していただいたこの事業が効果的に進められるように心からお願ひしたいと思います。

今、ちよつとやりとりを聞いていて、御所見があれば伺いたいと思います。

○加藤大臣政務官 お答えいたします。

今般の降雪による被害について、農林水産省では二月三日から四日にかけて担当官を現地へ派遣しまして、農作物被害に関する現地調査を行ったところでございます。

また、森山農林水産大臣も地元の鹿児島にお戻りになった際に、農協の組合長や生産部会長等の関係者からお話を直接伺うなど、被害の状況を把握されたと伺っております。

私自身も、地元長崎県の農協の組合長からの要望や県からの被害状況の報告等により、実情を把握いたしております。

農林水産省では、こうした現地の情報や大臣の御指示を踏まえて、二月の二十三日に、速やかに営農再開に向けた残渣撤去、農業生産資材の導入等の支援、そしてまた、今回被災しながらも産地の収益力向上に取り組む意欲のある農業者に対して、パイプハウスの導入等の支援等を実施することを決定したところでございます。

今後、被災農家が一日も早く営農を再開でき

るよう、現地の声をお伺いしながら対策の実施を努めてまいりたいという考えであります。

○田村(貴)委員 政務官も、地元の状況、要望については十分掌握されていると思いますけれども、格段の努力をお願いしたいと思います。

次に、寒波による給水管の凍結被害、断水被害について伺いたいというふうに思います。

資料の④に厚生労働省の資料をお配りしています。一月二十四日から二十六日の寒波の冷え込みによって、西日本一帯で給水管や配水管等の凍結による断水、それから管の破裂が多発しました。そして、大量の漏水によって配水池が水位低下を起こして、大規模な断水が発生しました。

被害自治体や断水の状況について、簡単にいいです。御説明いただけるでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

このたびの寒波の影響で、九州地方を中心とした西日本一帯では、一月二十四日から主に家屋の給水管の中の水が凍結をいたしました。断水や管が破裂する被害が発生いたしました。加えて、管の破裂による漏水が一時期に集中いたしましたため、水道水をためておく配水池の水位低下が起こって、地域全体が断水した、そういった自治体もございました。一府二十県におきまして、最大で約五十万四千戸が断水をしたところであります。

なお、自治体や漏水箇所を修繕する水道工事業者等の御尽力によりまして順次復旧が進みまして、二月一日には全ての断水が解消されたところでございます。

○田村(貴)委員 今答弁ありましたように、最大時断水戸数が、一府二十県、八十三市五十五町三村、五十万四千四百七十九軒、びっくりしました。

災害以外で、こんな大規模な断水がかつてあったことがあるのでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

例えば、平成二十三年一月から二月にかけまし

て、山口県、福岡県、長崎県等において、凍結により約七千戸の断水被害が発生した事例などございますが、過去十年間にさかのぼりまして、今回ほどの大規模な断水被害が発生した例は確認できてございません。

○田村(貴)委員 過去に例がないということであります。

最も大きな被害を受けた福岡県の大牟田市、ここでは、給水管が破損して漏水し、配水池の水が枯渇するおそれがあるため、一月二十六日の午前零時から市内全域約五万五千世帯への給水が停止しました。このほか、ライフラインが断たれる重大事が西日本を中心に広範囲に広がったところでもあります。

先日、大牟田市で集会がありまして、私行っただけでも、参加者から、断水で大変不自由でした、これは人災でなく天災である、水道管補修の全額自己負担は大変苦しい等々の切実な声が寄せられたところであります。

お伺いをします。

国として、今度の寒波襲来に際して、自治体等に水道管の保護等の警戒、呼びかけはあったのでしょうか。そういう保護とか対策を呼びかけたというのをされたでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

政府といたしましては、一月二十一日に気象庁予報部発表におきまして、水道管の凍結に注意していた、いただきたい旨の発信がされているところでございます。

厚生労働省におきましては、このたびの寒波による凍結被害状況を把握した後、直ちに各水道事業者に対して、給水管等の凍結により断水被害の防止に係る措置について事務連絡等を発したところでございます。

具体的な内容でございますが、水道事業者等に對しまして、西日本において給水管凍結によります破損事故の多発や配水池水位の低下の発生していることを情報提供するとともに、事業者に対して、凍結防止策の情報提供と配水池の監視等

によります被害状況の早期把握に努めるように依頼をしたというものでございます。

○田村(貴)委員 一月二十六日に事務連絡されているんですね。一月二十六日に状況把握してください、どうなっていますか、これは遅いわけなんです。だって、もう二十四日から凍結しているわけなんですか。断水、給水制限となっている状況で注意を喚起しても、遅いわけなんです。

今シーズンの寒波到来は早くから天気予報等で伝えられていました。水を扱っていないが、大寒波が訪れたらその水がどうなるかというのは十分に予測できることだったと思います。少々情けない思いも私は感じています。

今後はぜひ緊張感を持って、そして警戒、注意を自治体等と呼びかけていただきたいというふうに思います。全く油断していたということが自治体関係者、住民からも言われるところであります。だって、こんなことになるとは思いませんでした。ぜひ、国の方から、行政からも早い手だてを、警戒を呼びかける、そういう対策をしていた、これは要望にとどめておきます。

今後、寒波による被害を未然に防ぎ、住民のライフラインをしっかりと守っていくことが何より大切だというふうに思います。凍結とか断水の被害に遭った自治体、そうでない自治体も含めて、これからは、こうした被害を想定したマニュアルづくりが必要になってくるというふうに思います。

そうした状況の中で、寒冷地では当たり前の対策だけれども、全国多くの地域では、例えば給水管を覆うとか温めるとか、そうした対策はとられていません。こうした対策に向けて、国としてこれからどういう支援をされていくのか、お伺いしたいと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

このたびの被害を踏まえ、たとえ温暖な地域の水道事業者であっても、適切な水道施設の凍結対策を講じるとともに、給水管の凍結対策について需要者への啓発や注意喚起を積極的に行っていく

必要があると認識をいたしております。

厚生労働省としては、今回の被害の検証を行うとともに、寒冷地におきます事例も踏まえまして、凍結の予防策や需要者への効果的な情報提供の方策などにつきまして、全国の水道事業者へ周知を図っていく所存でございます。

○田村(貴)委員 早目早目の手だてをお願いいたします。

大規模な漏水等々による断水を速やかに復旧させる上で、水道事業の現場においては、専門的な知識を持った職員、それから技術が必要になってまいります。それを支える水道職員の体制というのは今どうなっているでしょうか。

厚生労働省、新水道ビジョンの「水道の現状評価と課題」において、水道事業を支える職員数について言及がなされています。その部分、紹介していただけるでしょうか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年三月に厚生労働省が公表いたしました新水道ビジョンの「第三章 水道の現状評価と課題」というところにつきまして、以下のような記載がございます。

御紹介申し上げますと、「水道事業を支える職員数は、これまでの徹底した組織人員の削減に加え、団塊の世代といわれた職員が大量に退職していることもあり、深刻な人員不足に直面しています。職員一人当たりが受け持つ利用者の数は年々増加する一方で、経験豊富な職員の空洞化が生じています。このような状況の下、日々の経常的な水道サービスに加え、事故時の迅速な対応や地震等災害時の緊急対応などによつては、これまで培ってきた地域の利用者の信頼を損ねることになりかねません。」

以上でございます。

○田村(貴)委員 「深刻な人員不足に直面」経験豊富な職員の空洞化が生じ「日々の経常的な水道サービスに加え、事故時の迅速な対応や地震等災害時の緊急対応などによつては、これまで培ってきた地域の利用者の信頼を損ね」かねない。こ

れは非常に深刻ですよ。水道課の評価についてここまで書かれているわけです。

厚生労働省の水道課にお伺いしました。今回の寒冷で百戸を超える断水が発生したんですけれども、そうした百戸を超える断水が発生した町村の水道事業職員数、一体何人でやっているのかと聞いたら、平均で五人だと言ってますね。これで対応をやっているのかなと思いました。

それから、水道事業における職員というのは、ピーク時、一九八〇年から二万一千人も減って、今、五万三千人まで減らされてきたということでもあります。

老朽化した水道管の問題もあります。それから、今後の大雪、寒波による水道管の凍結あるいは断水、いつ起こるかわかりません。水道事業に当たる職員を計画的にふやしていくべきだということに私は考えます。

ちよつと時間がありませんで、最後の質問に入らせていただきます。

今度、地方交付税の改正で、二〇一六年度では五％へ、二〇一七年度では四％へとした規定を廃止して、特別交付税の割合を四％から六％に改めようとしています。これは、災害対策に万全を期すとの観点に立つた改正としています。

この間、大きな災害が日本列島を襲っています。後で梅村議員からありますけれども、鬼怒川の氾濫、火山の噴火、それから土砂の崩れ、こうした災害から、住民の暮らし、それから生命財産を守っていくために自治体が果たすことは、その努力は非常に重要だというふうに思います。だからこそ、国の支援が必要だと思えます。

特交を六％にするということは、特別交付税の規模の拡大にはなりません。しかし、この法改正の趣旨に基づいて、思いも寄らぬ災害や異常気象で自治体と住民生活の損害を受けたときに、これは、自治体の財政事情などを踏まえて交付税の算定等に国は努力をしてほしい、そういう対応に当たってほしいと私は考えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 きょうはさまざまな事例をお伺いいたしました。

地方団体の除排雪経費の所要見込み額が普通交付税措置額を超える場合には、三分の特別交付税によつて措置することになります。しっかりと対処いたします。

それから、雪害を含む冷害などによる特別の財政需要に關しましては、農林水産省の被害調査の結果に基づき農作物被害額を指標として、特別交付税措置を講じてまいります。

さらに、地方団体が行う水道管の復旧事業に要する経費については、災害復旧事業債を起債し、後年度の元利償還金に対しては特別交付税措置を講じます。

いずれにしても、近年、自然災害が多発しておりますので、被災団体の応急対策や復旧対策に相当財政負担が生じておりますので、よく実情をお伺いしながら対応をしてまいります。

○田村(貴)委員 よろしく願います。

終わります。

○遠山委員長 次に、梅村さえこ君。

○梅村委員 日本共産党の梅村さえこです。

特別交付税、地財計画にかかわつて質問いたします。

今の質問とも関連するんですけども、私自身の地元も北関東ブロックですけれども、この間、東日本大震災、竜巻、雪害、ひょう、台風、大水害、もう毎年のように自然災害が起き続けております。

今の質問にもありましたけれども、今回、特別交付税の割合、四％削減から六％に維持される内容となっております。

地方財政審でも、自然災害が多発し、多様化し、災害関連経費にかかわる財政需要が増加しているとの意見もあります。

ちよつと今と同じような質問になつてしまいかもしませんが、こういう相次ぐ自然災害、財政支援、特別交付税のそもそもの位置づけなどについて、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○高市国務大臣 近年の特別交付税の算定状況を踏まえまして、台風、豪雪、豪雨などの自然災害の多発、多様化に伴う災害対応経費、地域交通や地域医療等の地域住民の生活を守るために不可欠な経費、そして人口減少を克服するための施策に意欲的に取り組む地方団体を支援する経費、こういったものが増加しております。特別交付税として確保されるべき財政需要が増加しております。

今委員が地方財政審議会の意見を一部御紹介いただきましたが、今後ともこれらの財政需要というのが必要となる経費であるといった御趣旨から、「地方交付税における本来の特別交付税の割合を六％とすることが適当である」という意見が示されました。

それから、先般、全国市長会それから全国町村会から特別交付税の割合を維持するように求めるという御要望もいただきましたので、こうしたことを踏まえて、特別交付税の割合は六％を継続することといたしました。

九月の関東・東北豪雨、大変な被害でございましたので、被災団体では相当の財政負担が生じていると思っております。私も被災地の首長の皆様から直接お話を伺いましたが、被災団体については、引き続き実情を十分にお伺いしながら、特別交付税措置を含む地方交付税や地方債による地方財政対策措置を講じて、その財政運営に支障が生じることがないように適切に対処してまいります。

○梅村委員 今御答弁いただきましたように、たび重なる自然災害、そして自治体としては、それだけではなくて、それに加え、住民の皆さんの雇用や医療や子育てや、学校、道路などのインフラ整備など、住民の福祉の増進を図るという地方自治体の役割が十分に発揮されるように、やはり国がしっかりと支援をする、地方の財源を地方交付税の拡充などで抜本的に増額し、地方が取り組むべき課題に対応できるよう保障することをまず冒頭求めたいというふうに思います。

具体的な質問に移りたいと思えますけれども、

お願いしていた順序と質問が少し入れかわりますので、通告の中身ではあるんですけども、質問の順番に沿って答えたいだけばというふうに思います。

今の九月の北関東、東北の豪雨災害ですけれども、五月がたちました。今、新しい問題も現場では山積しております。八人の方々が亡くなられました。

改めてここで被害について確認しておきたいと思うんです。もともと河川については、国交省の関東地方整備局の管轄区内だけでも百力以上の堤防の侵食、漏水、越水が起こり、中でも鬼怒川は、利根川合流地点から二十一キロの三坂町で起きた決壊などにより、合わせて約七百八十万立方メートルの浸水、これは東京ドームにすると約六杯分の浸水となると思うんですけども、そういうことよって全市の面積の三分の一が浸水をし、全世帯の五割、市民の約半世帯が今回の水害によつて床上、床下浸水を起こしたという大被害だと思ひますけれども、そういう被害でよろしいでしょうか。

○野村政府参考人 お答えをいたします。今御質問の中にありましたとおり、例えば、今回の鬼怒川の決壊による常総市の氾濫水量約五千三百万立米ということでありまして、浸水戸数が一万八千戸等々ということで、先生御指摘のとおり被害が生じております。

○梅村委員 私も現地に行かせていただきましたし、いろいろな被害があるんですけども、やはり、数日間、水につかりつ放しだった、引かずに家屋だとか畑がずっと浸水し続けたということが、これまでの災害にはない質を持った被害を今与えているのではないかなというふうに思ひます。

そういう意味では、先日この総務委員会でも質問させていただきましたけれども、家屋や農地に對する浸水時のいろいろな対策についても、こういう被害に見合った対策が必要なのではないかなというふうには思ひます。

それで、改めてここで伺ひたいんです。現場では、まだ家が改修されていないというお宅もたくさん残されています。そういう思いを抱えながら、今、被災者の皆さんは、なぜこんな被害が起こったのか、どうして決壊が起こったのか、そういう御意見がやはりたくさん上がっているわけなんです。

そこで、伺ひたいんですけども、この鬼怒川の三坂地区の決壊についてですけれども、今回は予想以上の降水量だったから仕方がないというのか、予想を超えたものだったというふうにお考えなのか、やはりもともとこの地域は整備がおくられていたというふうには認識していらつしたのか、その点を簡単に御説明いただきたいというふうに思ひます。

○野村政府参考人 お答えをいたします。その前に、ちよつと先ほどの答弁を訂正させていただきます。恐縮でございます。先ほど、氾濫水量五千三百万立米と申しましたが、氾濫水量は三千四百万立米、そして浸水戸数を九千三百戸と訂正をさせていただきますと思ひます。

それで、今のお尋ねでございます。鬼怒川でございますけれども、これまで、例えば、下流部茨城県内区間、これは堤防の整備による流下能力を高めていくということ、そして、流れの速い上流部の栃木県は、例えば護岸整備によつて河岸を強化する、そしてダムは護岸整備によつて流量を低減させていくということで、川全体にわたつて安全度を向上させてまいつたところでございまして。

それで、このような中で、四十年ほど前になりますけれども、昭和四十八年に、茨城県内区間の重要性などを踏まえて、さらに大きな洪水を安全に流下させるために、治水計画を変更いたしました。この計画の変更により、茨城県内区間では、計画上の堤防の断面を大きくする必要があるとこのころでございまして。その結果として、茨城県区間の堤防整備率は、この計画の見直しによつて、数字の上では小さくなったことは事実でございます。ただ、四十八年の変更前の計画に照らせば、当時の堤防の整備状況に關しまして、茨城県区間が上流の栃木県区間と比較して著しくおくれつたというわけではございません。

その後、限られた予算の中で鬼怒川の河川改修を進めてまいりましたけれども、特にここ十五年ほどは、茨城県内の堤防整備に重点的に予算を投入し、流下能力が大きく不足する箇所を優先して、今、下流から整備を進めておつたところでございまして。

〔委員長退席、坂本（哲）委員長代理着席〕  
○梅村委員 ただ、茨城の中でも、三坂のあたり、この地域そのものに危険性というのかおくれがあつた、そういう御認識はなかつたかということをお聞きしたいんですけれども。

○野村政府参考人 お答えをいたします。三坂地区、今回破堤をした箇所については、平成二十六年に、一連の区間を整備を必要とする区間として、必要な用地調査には入つておりました。そういう意味では、確かに整備を進める必要がある箇所としては認識してございました。

○梅村委員 災害が起こつた直後の九月二十八日に、関東地方整備局の第一回の鬼怒川堤防調査委員会との分析では、決壊したところがほかの比へて堤防の高さが一番低かつた、そこから決壊した、こういうこともまゝとあつたわけでありまして。

あと、今御紹介いただいた平成二十六年十月十日に出た鬼怒川直轄河川改修事業という中に、確かにここは必要だということですが、緊急にやる、当面七年でやる地域と、おおむね二十年から三十年かけてやるんだという地域に分かれていて、この三坂地区というのは、危険かもしれないけれども、やると言われていたけれども、それはおおむね二十年から三十年かけてやるという計画になつていられるわけですね。そういうことで間違ったではないでしょうか。

本当にそれで危険を認識していたと言えるのでしょうか。

○野村政府参考人 お答えをいたします。

今ほど申し上げましたとおり、決壊箇所を含む一連の箇所が、やはり整備が必要ということで、一連の箇所として必要な高さを保持していないというところは御指摘のとおりでございますけれども、そこだけが箇所的に、その決壊箇所だけが著しく低いということではなくて、その箇所を含む一連の区間、約六キロメートルの区間としてこれは整備を進めるべきということで、平成二十六年から用地調査に入つたということで、堤防整備に向けた準備には入つてございました。

ただ、その段階で、では、その堤防整備にいつから入つて、それが何年にでき上がるかということ、それは、まさにさまざまな、用地調査等を含めて、また、その時点の計画づくりによるところになります。

ただ、いづれにしても、二十六年から当該箇所については用地調査に入つておりましたので、具体的には決壊した箇所のさらにもう少し下流部になるわけですけれども、用地調査に入つておりましたので、私どもとしては、そこは整備をしなくてはならないという認識はございました。

○梅村委員 認識はあつたとしても、おおむね二十年から三十年かけてということでは、自分たちが住んでいらつした方にとつては、自分たちの命や暮らしを、そうならうならもうみんな二十歳や三十歳年をとつちやうなわけですから、本当に緊急性を持つてやられていたのであるという疑問を持つのは当然だと思ひます。

きょうここでは問ひませんが、先ほど紹介した被災直後の九月二十八日の第一回鬼怒川堤防調査委員会の結果ですと、これは二十ページですけれども、決壊幅二百メートルのうち、決壊したところは、一番低かつたところから水が出ていつたという調査を私はこれで見ているんですけども、ぜひ後でそれは確認をさせていたいただきたいというふうに思ひますし、そういう指摘がある

ということをごで紹介させていただきます。というふうに思います。

それで、今の二十年、三十年後ということも含めてなんですけれども、今御紹介いただいたように、うちの塩川議員が質問したときに、一九七三年に計画を変えたということをおっしゃっていましたけれども、それから四十三年たつわけですね。

しかも、低いといいながら、栃木県側は整備率が六二％に対して、茨城県側は一六・八％なわけですね。これは何かしなきゃいけないということとで整備計画をつくったのかもしれないけれども、その結果、茨城県側が一六・八％で、しかも一番弱いところのこの地点が水が出て決壊したということとは、やはり皆さん地元では、これは自然災害ではなくて人災ではないかという声も出てきているわけなんです。ですので、そういう状況が地元の皆さんからは出ているんですけれども、その点はいかがでしょうか、その具体的なおくれについて。

一九七三年にやつて以降、本当に四十三年間、この場所をどういうふうにより、なぜいまだに一六・八％なのか、そこら辺をちょっと御紹介いただきたいと思うんですけれども。

○野村政府参考人 お答えをいたします。

一九七三年、昭和四十八年に治水計画を変更したと申し上げましたが、その変更前で見ますと、茨城県内区間は約四二％、栃木県内は約五四％。もちろん茨城の方が低かったんですけれども、実は著しいおくれはなかったんですが、その四十八年におきまして、それ以前の、これは二十四年に利根川改修改訂計画で、いわゆる河道、川でも洪水の流下能力、計画高水流量を、当時は毎秒四千立米としておつたのを、これは石井という地点です。で今回の決壊場所ではございませぬけれども、その石井という場所で見ますと、昭和四十八年に、計画高水流量六千二百立米・パー・セカンドということ、要するに、より多くの洪水を流せるようにしなくてはいいけないという計画の改定

をいたしました。

なので、そうすると、堤防の断面をふやさないといけないということで、従来の計画だと基準を満たしていたものが満たさなくなったということ、そういう意味での整備率は確かに低くなつてございます。

今ほど答弁申し上げたとおり、特に直近十五年は主に堤防について整備を進めていたところではございますけれども、それ以前のところは、堤防というのやつておりましたけれども、例えば河床低下、これは、河床が低くなりますと、より堤防を侵食しやすくなりますので、その床どめをやるとか、場合によっては堤防の弱いところ、これは構造物が川に突き出ている、要は、水路が川に注ぐところに樋門というのがあるはずなんです、そういうところの老朽化対策ということで、必ずしもやはり堤防だけで治水対策が進むわけではございませんので、そういうところををやつていたこともございます。

その結果として、確かに堤防の整備率として、現在でも、先ほどお話があったような、少し差がついていることは事実でございますけれども、特にここ最近では堤防整備をかなり強化してやつてきたということをお願いしたいと思います。

○梅村委員 そういふ意見は、この被災が起こるちようど一年前に、茨城県の方からも、鬼怒川は小貝川とともに本県の西南部を流れる河川であり、一たび洪水が発生すれば甚大な被害が予想されるという意見が上がっていたかというふうに思います。

そして、今いみじくも限られた予算の中でという御発言がありましたけれども、この間のこの分野の河川の予算の推移を御紹介いただきたいというふうに思います。

○野村政府参考人 お答えをいたします。

例えば四十八年から十年スパンでとつてみたところ、これはここからさかのぼっていますので、四十八年ではなくて五十一年を起点として、五十一年から六十年の十年間、その間の鬼怒

川下流、ほぼイコール茨城県区間ですけれども……（梅村委員「毎年で」と呼ぶ）毎年ですか。（梅村委員「ポイントでいいです、ずっとじゃなく」と呼ぶ）

例えば、直近で言いますと、これは鬼怒川の全体なので実は栃木県区間を含んだお金なんですけれども、鬼怒川で平成二十七年、これはちよつと確定はしていませんけれども、約十億円で。そして、二十六年、昨年度は十三億、二十五年度十一億、二十四年度は補正が少しありましたもので、二十四年度は補正の影響で少し大きくなつておりますけれども、それをさらに五年ぐらいいさかのぼりまして大体毎年十億程度の予算で対応しております。

○梅村委員 これは鬼怒川ということによろしかったですか。

○野村政府参考人 お答えいたします。鬼怒川です。ただ、上下流全て含んだ鬼怒川ということでございます。

○梅村委員 済みません、私、毎年二十億ぐらいと聞いていたのです。もっと少なく、毎年、一年間で十億円ということではよろしいわけですか。

それで、湯西川ダムが上流にあると思いますし、四つのダムが上にあるわけですね。湯西川ダムだけでどれぐらいかけているかというところ、八百四十億円で、大体、この十八年ぐらいい、毎年五十億から三百五十億を使つて上流のダムの建設はやられていたわけですね。

それに対して、一番身近な住民が住む河川で毎年十億円でこの間推移してきたというのは、幾らでもない計画を立てても、やはりおおむね二十年から三十年かかるというふうな予算構造になつていたのかなというふうにも思うんです。

先ほど、限られた予算の中でというお言葉がそこちからもありましたけれども、その予算、ダム優先で、そして河川が後回しにされてきたのではないかと。そのしわ寄せが今回の決壊になり、重大な被害を、住民の皆さん、その川の近くに住んで

いらつしやる皆さんは物すごいんですよ、一千万、二千万の借金を今抱えて、農家も再開できない、家も建てられない、そういう苦しみがあるんですけれども、そういう予算の使い方がやはりしわ寄せとして来ているのではないかと。そこはいかがでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

○野村政府参考人 お答えをいたします。

先ほど申し上げた数字は鬼怒川の数字でございますけれども、特に、例えば関東地域を考えると、利根川水系、本川がありまして、本当に名立たる河川もございまして、決して河川を軽視してきたということではなくて。

ただ、それぞれにやはり治水の需要というのがございしますので、必要な箇所、もちろん全てが必要なんですけれども、プライオリティーを考えながら、何度も恐縮ですけれども、限られた予算の中で対応してきたということでございます。

ただ、ダムの御指摘がございましたけれども、これも申し上げませぬけれども、今回、鬼怒川上流四ダムで、例えば常総市域であつた水量で申しますと、三分の二になつております。先ほど、私、最初の答弁で五千三百立米と言つたのはダムがなかりせばということとして、五千三百万が三千四百万立米になつたということですから、やはり相応の効果は上げておる。もしもダムがなかった場合にはもっと被害が拡大したということもございしますので、ダムの整備の効果はそれなりにあつたかと存じております。

いずれにしても、河川も着実に整備を進めていかなくてはいいけない、そういうふうには考えております。

○梅村委員 ダムの効果についてはきょうはここでのいろいろ詳しく質問するつもりはございませぬけれども、国交省の発表でも、ダムの結果、水位の低下というのは二十五センチで、そして一秒当たりの引き下げも四百八十立方メートルから四千立方メートル、それぐらいの、五％弱の引き下

げだったという結果だつて国交省は出していると思うんですね。

ですから、きょうはここでそういうことは問いませんけれども、河川行政そのものが、予算の使い方を見ても、非常におくれていたということはやはり強く指摘しておきたいというふうに思います。

それで、現地の方々がもう一個怒っているのは、若宮戸の方の越水ですけれども、これは直前まで、国交省の地元事務所行つて、危ない、決壊する、それを言つてきているわけですよ。にもかかわらず、対策を打たずに越水して大きな被害が出ていたというところに、現地の人たちは納得できない気持ちがたくさんあるんですよ。

そのとき訴えに行つた住民の皆さんの声というのは、地元の所長さんが必ず上の方に伝えるというふうにおつちやつていただいたということですが、けれども、地元の人たちは、川の近くに住んでいれば危険なのか、これがどうなるのか、一番川のことを知っているわけですよ。ですから、訴えに行つた。当時、この訴えは聞いていただけたんですか。

○野村政府参考人 お答えを申し上げます。

詳しい経緯は先生も御案内かと思ひますのでちよつと省略しますが、平成二十六年の三月に、地元住民の方から、今回少しいわゆる自然堤防的な部分について掘削をしているという御指摘が確かにありました。それで、常総市からもいろいろ申し入れがございまして、常総市とも相談をしまして、いろいろ検討はいたしました。

ただ、御案内のとおり、ここはかなり、河岸からは少し数十メートルあるいは百メートル程度引つ込んでおりまして、完全な民地、そして河川区域の外ということがございましたものですが、河川法等で、あるいは常総市が何らかに対応できるかということも検討しましたけれども、それもないということだったので、なかなか制度的に規制をするということができなかったの、これは、出張所に来られましてすぐ下館の河

川事務所の方には報告をしました。

それで、事務所もそうやって常総市とも相談して、この後は御案内かもしれませけれども、事業者に対しては、これは要請ベースになるんだけれども、現地盤の高さで残すことはできないかというふうな申し入れなどないとしたところですが、けれども、なかなか規制として行うことができないので、結果としては、あの掘削が行われ、そのかわりとして一番低いところに合わせた土のうを積んで対応したということでございます。

したがって、出張所にお話があった件については、事務所本所の方へ上がつて、そしてそのような対応をとらせていただいたということでございます。

○梅村委員 いずれにしましても、現地の方々は、再三言つていたんだ、にもかかわらず起きてしまった上に、この再建が自己責任だというふうな言われでも納得がいかない思いというのは、私はすごくわかるような気がするんですよ。

現地の方々は、なぜこんな決壊や越水が起きたのか、これからの計画はどうなのか、自分たちが届けた声はちゃんと国交省の方に届いたのか、こういうことを知りたいというわけですね。

ですので、ぜひ、情報公開もし、地域の皆さんが納得していただけるまで丁寧に住民説明会などをしていただきたいというふうに思います。それがなければ、なぜあんなふうに危ないというふうな再三言つたのかということだと思ひます。ぜひそれはこの場でお約束していただければと思うんですが、いかがでしょうか、住民との関係は。

○野村政府参考人 お答えをいたします。

今回の災害を受けまして、若宮戸地区について、もともと、平成二十六年の段階で、いづれそこを含む六キロメートル区間やるべしというところでございますけれども、ここは、鬼怒川緊急対策プロジェクトということに全体の対策を取りまとめて、そしてこの地区についても堤防の整備にかかつてまいりたいと思つております。

また、そこにおいては、地元の皆様にももちろん

事業の内容についてはきちんと丁寧に御説明をして、進めていくということにさせていただきます。

○梅村委員 この間の訴えていたのにどうだったのか、そういう検証についてもきちんと住民に説明していただけるということでしょうか。

○野村政府参考人 お答えします。

まず、若宮戸地区をめぐる一連の経緯については、発災の後に関東地方整備局の方でいろいろな経緯を調査して公表していると思ひますし、それは、地元だけではなくて、ホームページなどで御紹介をして、一連の経緯は一応載せております。

それから、先ほど申し上げたように、事業者に申し入れを行つたりしてございます。それはもちろん地元からの申し入れがあったということを受けての措置でございますので、そういったことについても対応してきたところでございます。

私も、できる中で最大限対応してきたと考えておりますけれども、もちろん、今後の事業の推進に当たつても、そこはしっかりと説明をして進めてまいりたいと考えております。

○梅村委員 これから緊急プロジェクトも始まると思ひますし、それは住民の皆さんと一緒にいろいろ知恵も出しながらやっていく問題も出てくると思ひますので、ぜひ今お約束していただいたとおりやつていただきたいというふうに思ひます。

あと、時間がなくなりましたので、最後、これに伴つて、農家の方々の問題について伺ひたいというふうに思ひます。(発言する者あり) 四十三分までよかったですか。

○坂本(哲)委員長代理 はい。

○梅村委員 茨城県は、北海道に次ぐ農業県になつております。この間、被災農家の皆さんはいろいろなお声を上げられて、経営体育成事業などを農水省の皆さんに大変な御尽力をいただいた、農機具やハウスの修理、購入費用については、国が十分の三の補助、自治体と合わせて十分の六と引き上げを実施されてきました。これは、現地が大変喜んでおられることだというふうに思ひます。

ただ同時に、今御紹介したように、茨城は大変農業県で、この決壊した地域は大規模農家が多いわけですよ。そうすると、農機具も一千万、二千万、三千万、そういうものをやはり改修したり購入したりしないと再開できないという新たな悲鳴が起こつています。

ですので、こういう声に添えて、少なくとも二〇一四年の大雪被害のときと同じような段階まで引き上げてほしいという声が現場から上がつてくるんだけれども、この点、いかがでしょうか。

○橋本政府参考人 お答えいたします。

昨年の台風十八号では、農業用機械を初めてして甚大な被害が発生し、激甚災害に指定されたことに鑑み、被災農業者向け経営体育成支援事業を発動して、農業用機械等の復旧を支援することとしたところでございます。

本事業の補助率は他の激甚災害で発動した際と同様に十分の三とつていただいておりますが、多数の農業用機械が浸水した被害の実態を踏まえまして、農業用機械の修繕や耐用年数を経過した農業用機械の再取得といったこれまでになく支援策を新たに講じたところでございまして、被災された農業者の方々が早期に営農再開できるよう万全を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○梅村委員 大雪被害と同じ段階での補助というのはいかがでしょうか。

○橋本政府参考人 平成二十六年二月の大雪の際につきましては、通常降雪量の少ない地域を中心にいたしまして、地域の基幹産業であります農業が壊滅的な被害を受けた。全国の農業用ハウスの被害で千二百二十四億円でございます。そういった農業が壊滅的な被害を受けたことに鑑みまして、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すというために、補助率の二分の一のかさ上げや被災した施設の撤去費を助成対象にするなど特例的な措置を講じたものでございます。

一方、先般の台風十八号につきましては、被害額が農業用機械で二十八億円ということで、平成

二十六年二月の大雪の際に比べて少ないために補助率のかさ上げは行わない。ですが、先ほど御説明したとおり、多数の農業用機械が浸水した被害の実態というものを踏まえまして、農業用機械の修繕、それから耐用年数を経過した農業用機械の再取得といったこれまでにない支援策を新たに講じたということでございます。

○梅村委員 この中に軽トラックを入れてほしいという要望も大変強くあると思うんです。やはり農家にとっては欠かせないものだと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○橋本政府参考人 被災農業者向け経営体育成支援事業でございますが、気象災害等により被災した農業者が早期に営農再開できるよう、農産物の生産に直接必要な施設や農業用機械に限って補助対象としていただいております。

このため、軽トラックのような農業生産以外の用途に供し得る汎用性の高いものは補助対象とはしていただいております。

○梅村委員 本場に農家の方々や、地方で暮らしていれば、私の実家も農家ですけれども、軽トラックがなければ農業はできないです。ぜひそれを考慮して、私は、入れるべき、それは再開する皆さんの希望にもなっていくんじゃないかなというふうに思います。

そして、収穫後のお米についても、これも農家の皆さんからの要望があり、大変農水省の皆さんに御尽力いただいて、営農を前提とする方については収穫後の米であっても今回補助が出るということになったのは、大変現場では喜んでおります。

ただ、なぜそこに線引きをするのか。営農できないというのは、決壊がなければ今も農家を続けていたわけで、決壊があったから農業を続けられない。しかも、同じように苦勞して今まで育ててきて、農家がでなくなるといことは収入がなくなるといことですから、より一層補助が必要だということ、ぜひそういう区別をつけないで

ほしいという強い要望がありますけれども、この点もいかがでしょうか。

○天羽政府参考人 お答えいたします。

収穫後、農業者が自宅に保管している段階で浸水被害を受けたお米につきましては、基本的には、他の一般的な個人財産と同様、農業者がみずから民間の保険に加入して対応する必要があるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、今回のケースにつきましては、一つといたしまして、生じた損害、被害がこれまではなく、民間保険への加入がなされていないにもかかわらず、民間保険への加入がなされていないというふうに思われること、二つといたしまして、今回支援をしなければ産地としてその維持が危ぶまれる事態であったということから、農林水産省では、特例といたしまして営農再開のための支援をするということとしたところでございます。

このように、今回の事業は営農再開を支援するというところで特例として認められたものであるということにつきまして、御理解をお願いしたいというところでございます。

なお、今後でございますが、同様の被害が生じた場合に対応できますよう、農業者に対しては民間保険の活用について周知をまいりたいというふうに考えております。

○梅村委員 その民間保険も高く入れないというふうな声も上がってきているわけですね。そして、今の茨城の常総の皆さん、先ほども述べましたけれども、非常に農業大県で、やはり地域経済を農業が支えてきている地域です。私も現場に行ったら、ずっと田んぼです。そういうところで、今、続けるか、やめるかというふうに悩んでいるわけ、やはり今、地方創生ということで、地域から経済を活性化させると言っているときに、続けたいけれどもどうしようかというふうに迷っている人に手を差し伸べなくて、どうして地域で農業が活性化、広がっていくのかというふうに思うわけですね。

そういう点も含めて、軽トラックの問題、さらにかさ上げをしていく問題、そして米をめぐる現場から出ている問題について、ぜひ現地の要望を聞いていた、できることを最後にお願ひして、質問を終わりたいと思います。

○坂本(哲)委員長代理 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。まず最初に、地方財政計画等に関してお聞きをしたいと思ひます。

私の認識では、経済財政諮問会議において、地方財政は社会保障費と並んで歳出削減のターゲットにこの間されてきたのではないかとこのように思います。そうした中で、今年度を若干上回る一般財源が確保されたことについては、大臣を初め、総務省の努力として評価をしたいというふうに思ひます。

ただし、それでも地方財政は極めて厳しい現状にあるということは変わりはないわけでありまして、財源確保に向け一層の努力をまずお願いしたいと思ひます。

そこで、再来年度、二〇一七年の四月に実施される消費増税税関税に閣下は閣下をします。

今回、軽減税率が実施されるという中で、地方の消費税、これはどのように一般財源の総額や内容に影響を与えるのかということ、まず一つお聞きしたいということ。

それからもう一点、より根本的な話になるんですが、昨年の骨太方針の中の、これは本文にあるのかなと思つて一生懸命捜したら脚注にあつたんですけれども、その中で、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源については、二〇一八年度までにおいて、二〇一五年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。という文言が入っております。

一見すると、同じ水準を守るんだからいいのかなと思つていただいても、実は、その間に、消費税の増税が来年度四月に行われるわけですから、消費税の増税によって地方消費税の収入がふえ

る、あるいは、交付税との関係で、これもふえる。にもかかわらず、なぜ同水準なのか。普通に考えれば、その分をプラスした水準を確保しなければ同水準というふうには言えないのではないかと思ふんですけれども、この二点について伺ひたいと思ひます。

○高市国務大臣 まず、消費税の軽減税率制度の導入に当たりまして、与党及び政府の税制改正大綱を踏まえて、先般国会に提出されました所得税法等の一部を改正する法律案において、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立つて安定的な恒久財源を確保するとの観点から、平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずること、これが規定されております。

この財源の確保につきましては、全国知事会からも、「減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることとなることから」、「代替税財源等により確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにしていただきたい。」という意見が出されておりますので、これはしっかりと受けとめてまいります。

軽減税率導入の財源については、今後検討していくということになりますので、現時点において、委員から御質問のあった地方財政計画への影響といったことについてお答えするのは困難でございます。しかしながら、政府・与党で、歳入歳出両面にわたって、地方団体からの御意見も踏まえて、しっかりと検討をまいりたいと思ひます。

それから、一般財源総額の同水準ルールですけれども、これも、骨太の方針に書かれた内容は、先ほど吉川委員が言つてくださったとおりでございます。

これを踏まえまして、各年度の地方の一般財源総額につきましては、当該年度における国の一般歳出の取り組みと基調を合わせながら、実質的に同水準を確保することになるように、財政当局と地財折衝を行つております。

具体的には、社会保障・税一体改革における社会保障充実分も含めて、国、地方の歳出の動向などを総合的に考慮しながら、財政当局と地財折衝を行って、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の確保に努めてまいりたいと思います。

消費税で税収がふえた分ということもおっしゃいましたが、とにかく、毎度、財政当局とのぎりの折衝の中で必要な財源を、また財政健全化の方針も踏まえながら、しっかりと獲得、確保すべく頑張っているところでございます。

〔坂本哲〕委員長代理退席 委員長着席  
○吉川（元）委員 二つ目の答弁に関してなんですけれども、消費税を上げるときに、税と社会保障の一体改革ということで、もちろん今の社会保障を維持しつつ、その上でプラスアルファを出すんだ、プラスアルファをやっていくんだというお話だったわけですね。

プラスアルファをやるとなると、当然それはプラスアルファのお金がかかるわけで、軽減税率で、その穴埋めをどうしていくのか、これも今後の検討課題だということでありますけれども、そのもとものスタートの時点、去年の骨太の方針の際の同水準という意味というのは、これは大体、今の、来年度でいうと六十一兆六千七百九十二億、今年度は六十一兆五千四百八十五億、この水準を守るという意味なのか、それとも、先ほど言いました、消費税を増税するんだから社会保障も充実するんだというふうに言ってきた、この充実分というのは一体どこに出てくることになるんでしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

先ほど大臣の方から御答弁申し上げましたように、骨太二〇一五において、いわゆる「実質的に同水準を確保する」と言われているところでございます。

この同水準ということではございますけれども、金額が全く一緒ということではございませんで、増要因、減要因、それぞれあり得ると思っております。

ます。

例えば増要因でございますと、社会保障充実分というのもあり得ると思えますし、社会保障関係費の自然増といったようなものもあり得るのではないかと考えております。また、減要因といたしましては、逆に、公債費につきましては、毎年減少をしております。

こういう点もあるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、こうした増減の要因というものを総合的に勘案しながら、財政当局と地財折衝を行いつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する、こういう意味だというふうに理解しているところでございます。

○吉川（元）委員 そうしますと、確認しますけれども、同水準というのは、若干のプラスアルファ、少しのプラスアルファだとかいうのはあるかないかは別にしましても、今聞きますと、言われている自然増の部分に対応するというのは、それはあると思えます。

なおかつプラスアルファで新たな施策をやっていく。実際に総務省も通知を出しておられますし、一昨年、消費税の増税、五から八に上がった際には、増税分については、それ以外に使っちゃだめよというお話もされていきますけれども、同水準という意味なんですよ、結局。

公債費を減らすことにだけ充てられると、それは消費税増税をする際に約束をした、消費税増税分は全て社会保障に使用するということが話がずれてこないですか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

今私が御答弁申し上げましたのは、実質的同水準、この意味についてでございます。

社会保障の増減分を全て社会保障関係費に充てるといふ部分につきましては、これはまたこれとは別の観点でございます。地方における社会保障関係経費が幾らあっても、それに対して今回の増収によりましてどのぐらいの経費が上がっているのかということ、地方財政計画の中でも記述さ

せていたところでございます。

○吉川（元）委員 余りこればかりやっているとなら進めなくなりますので、しっかりと社会保障の充実、我々は消費税増税には反対しておりますけれども、少なくとも、骨太の方針のこれを見ていると果たして使われるのかどうかというのが非常に疑問に感じましたので、質問させていただきます。

もう一つ、先ほどの、今後の検討だというお話ですけれども、市町村の項目別の基準財政額の構成割合を見ますと、構成比の部分が三五%を超えている状況であります。増税分が社会保障四経費として使用される消費税収において、軽減税率で減収になった分、これは本筋に、先ほどお話があったとおり、地方の方も大変心配をされておられます。

来年度の消費税増税時、地方消費税率が七十八分の二十二になるわけです。税率では地方分の消費税が二・二%となる予定だったわけですが、軽減税率によって、これは大臣もおっしゃっていらっしゃいますが、三千億円の減収となるといふふうになっております。

今後、代替の財源の確保に向けた議論の中で、この七十八分の二十二、地方消費税率の変更あるいは交付税の法定率の見直し等々というのは検討の対象となるものなのでしょうか。お答えください。

○森屋大臣政務官 お答えをいたします。

先生からは、税源の確保というふうなお話だと思えます。

消費税の軽減税率制度の導入に当たりましては、与党及び政府の税制改正大綱を踏まえまして、先般国会に提出をされました税制改正法案におきまして、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立つて安定的な恒久財源を確保するとの観点から、平成二十八年年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置を講ずること等が規定をされているところでございます。

先生御指摘いただきました、軽減税率制度の導入時におきます地方財政の確保という観点につきましては、国、地方全体で安定的な社会保障財源の確保を図る観点に立つて検討をされていくべきものであるというふうに考えております。

○吉川（元）委員 私が聞いたのは、地方消費税率七十八分の二十二でありますとか交付税の法定率、こうしたものも当然検討の対象の中に入りますかというところをお尋ねしたんですが、この点についてはいかがですか。

○森屋大臣政務官 全体として、国、地方全体で安定的な社会保障財源の確保という観点の中で議論をされていくべきものというふうに考えております。

○吉川（元）委員 入るのか入らないのか、よくわからない。

これでやるかどうかは別ですよ。だけれども、少なくとも検討の対象には入るといふふうな受けとめがいいのか、だめなのか、それすら決まっていけないのか。ちよつとそこら辺を教えてください。

○遠山委員長 森屋大臣政務官、わかりやすく。

○森屋大臣政務官 あくまでもこれは全体的な議論の中でこれから議論されていくものだといふふうな思いです。重ねての答弁で恐縮でございますけれども、国、地方全体の安定的な社会保障財源の確保を図るという観点で議論されていくというふうな思っております。

○吉川（元）委員 なかなか日本語としての会話が成立していないような。

私が聞いたのは、非常に単純な話なんです。先ほど言いましたが、地方消費税率や法定率も含めて検討の対象の中に入っているのか入っていないのか。それすら、答弁を聞いていると、入っているのか入っていないのかもわからないような答弁で、今、もう三月になろうとしていますけれども、非常に、これで果たして一六年度末までにできるのかというのは疑問に思われるを得ません。次に、臨時財政対策債についてお聞きしたいと

思います。

来年度の臨時債発行額は三・八兆円で、前年比で〇・七兆円の減となっております。総務省の地財計画のポイントでも、赤字地方債である臨時債対策費の大幅な抑制というようなことも言われております。

その中身を見ますと、臨時債発行額三兆七千八百八十億円のうち、いわゆる折半ルールで発行されるものが二千七百四十七億、残りは既に発行した臨時債の元利償還部分で、率にして全体の発行額の八五％に相当いたします。

この元利償還部分は、一〇〇七年度には一兆円、それから一二年には二兆円、一五年度には三兆円、そして来年度が三兆二千五百億円ということで、年々これは増加をしております。

折半ルールで財政需要を補填する臨時債の部分を減らしていったとしても、この元利償還部分がふえ続けている現状、この点についてどのような認識をお持ちなんでしょうか。

○森屋大臣政務官 ありがとうございます。先生の御質問にお答えをいたします。

先生御指摘のとおり、平成二十八年の地方財政対策におきましては、臨時財政対策債の発行額を前年度から〇・七兆円の大減となる三・八兆円とするなど、地方財政の健全化、質の改善を図ったところでございます。

平成二十八年の臨時財政対策債の発行額三・八兆円の内訳につきましては、元利償還金分が三・三兆円、折半ルール分が〇・五兆円であり、元利償還金分につきましては前年度から〇・二兆円増ということで、先生の御指摘のとおりでございます。

このように、元利償還金分が増加していることにつきましては、地方財政におきまして巨額の財政不足が継続していることから、臨時財政対策債の発行残高が累増していることによるものであり、地方財政の健全化の観点から課題であるというふうに認識をしております。

このため、歳入面におきましては、アベノミク

スの成果を全国各地に行き渡らせ、地方税収等の増を図るとともに、歳出面におきましては、国の取り組みと基調を合わせ、めり張りをつけた歳出構造に見直すとともに、臨時財政対策債のような特別債に頼らない財務体質を確立することが必要であるというふうに考えております。

今後、地方財政の健全化に努め、まずは、国と地方で折半すべき財源不足が解消され、折半分の臨時財政対策債を発行することがありませんでした平成十九年度及び平成二十年度の状況になるべく早く実現することができましよう目指してまいりますと考えております。

以上でございます。

○吉川(元)委員 それと、あわせてもう一つお聞きしたいのが折半ルールの関係なんですけれども、折半ルールによる財源不足補填措置というのは、二〇一四年度の地財対策において、来年度までとされております。この折半ルールはその後どうなっていくのか。

そして、今、元利償還額云々というお話がありましたが、後年度の交付税の基準財政需要額に反映する手法、今までの手法ですね、これもそのまま維持していくつもりなのか。その点についてお聞かせください。

○安田政府参考人 お答えいたします。

地方財政計画の策定を通じて算定されました地方の財源不足につきましては、国と地方の両者が責任を持つという意味で国と地方が折半するということとしておりまして、現行法におきましては、平成二十八年度までの特例措置といたしまして、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により、折半して対処しているところでございます。

平成二十九年度以降に財源不足が生じた場合の補填方法につきましては改めて検討するということになりましたけれども、地方団体が必要な行政サービスの提供と安定的な財政運営を行えますように、引き続き地方財源の確保に取り組んでまいりますと考えております。

また、これまでの補填措置により発行される臨時財政対策債の償還についてでございますけれども、元利償還金の全額を毎年度の地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入することとしておりまして、各地方団体が確実に償還できるように財源保障しております。

今後、こうした臨時財政対策債の償還に対する財源保障につきましては、地方財政計画の策定、交付税の算定を通じて、確実に対応してまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 例えば、ある年、予想外のことが起こって、財源不足が発生をした、非常に例外的に発生をした。そのときに、手当てするものがないという中で、たまたま、では、そうしたら折半でやりましょう、お互いにやりましょうというのだったら、わかるんです。

だけれども、これは非常に長い期間折半ルールをやってきたということでありまして、交付税法を読めば、六条の三の二項、私、何度も当委員会でも指摘させていただいておりますけれども、法定率の引き上げということが書かれているわけです。「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は」ということで法定率と書いていて、常にこの前側のところで処理をしている。そういう面ではいいまして、やはり抜本的な法定率の引き上げを行って原資の安定と充実を図るというのが筋だと思えます。

今年度については、四十九年ぶりに法定率が改定されて、九百億円程度増収となったということについては、私も、一步というか半歩前進したのかなと思えますが、依然として非常に巨額の財源不足が発生しているという中で、引き続き法定率の引き上げということが必要だというふうに考えますし、大臣も同様の答弁をされ、来年度予算の概算要求では、法定率の変更ということも求められたというふうに聞いております。

これは、残念ながら今回実現しなかったということでありまして、なぜ実現できなかったのか。それから、今後もこの法定率の引き上げに

ついては引き続き強く要求されていくという理解でよろしいでしょうか。

○高市国務大臣 やはり地方財政の健全な運営のためには、本来的には、もう臨時財政対策債のような特別債による対応ではなくて、法定率の引き上げによって地方交付税を安定的に確保するということが望ましい方向であります。本委員会でも何度かそう申し上げてきたと思いますが、二十八年度の地方財政においても、交付税率の引き上げを事項要求したということも事実でございます。

残念ながら、国、地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、二十八年度においては、また国は一般会計から地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により対処することとなりましたけれども、一方で、地方交付税については、何とかば前年度と同額を確保することができました。

今後とも、法定率の見直しということにつきましては、粘り強く主張し、政府内で十分に議論をしてまいりたいと思えます。

○吉川(元)委員 ぜひその方向でお願いしたいと思います。

臨時財政対策債というのは、あくまで臨時という言葉がついているわけですから、これはあくまで臨時の措置にすぎないものが、ずっと恒常的に行われている。これ自体が異常な事態だということに私は思っています。そのことを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

次に、地方財政で、いわゆる歳出の効率化というところをお尋ねしたいと思えます。

先ほど、冒頭に、昨年出された骨太方針のところで議論させていただきました。骨太方針では、二〇一八年度まで現行水準を維持するというふうに脚注の中に書かれておりますが、その中で、先ほど、ふえるものもあれば減るものもあるというお話がされました。その減るものというのが、実は、公的サービスの産業化やインセンティブ改革、公共サービスのイノベーション等々に含

まれているのではないかとこのふうにも感じております。

そのうち、公的サービスの産業化について、市町村で取り組みがはかっている分野では多様な行政事務の外部委託を進める、上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設についてはPFIなどの手法の導入を優先的に検討すべしと骨太方針の中には書かれております。

しかし、一律に外部委託というものを求めるというのが果たしてどうなのか。私の地元は、ほとんどが過疎地域であります。そういう意味でいうと、全国一律でできる、できない、そういう業者がある、ないということももちろんあります。人口の規模や民間産業の定着度合い、それから地方の実情、そういうことを踏まえることが絶対に必要であって、一律的にPFIなどの手法をやるべきだというのは、私は、一律とは言っていないのかともわかりませんが、優先的に検討すべしというのは少し実情と違うのではないかとこのふうにも思います。

それから、実際に過去に行われてきた外部委託やPFI事業、その検証がどうなっているのかということも非常に気になる点であります。住民サービスの低下につながっていないのか、あるいは質はきちんと担保されてきたのか、それから地方公務員の雇用や労働条件にどんな影響を与えてきたのか、これはしっかりと検証していただきたいというふうに思います。

その意味で、これについて、数値目標などを定めて目標管理をし、やみくもに外部委託やPFIを推進するということは避けるべきだと考えておりますが、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

○測上政府参考人 お答えいたします。

今回取り組もうとしております改革は、骨太方針二〇一五にもありますように、公共サービスの無駄をなくし、質を改善するため、広く国民、企業、地方自治体等がみずから意欲を持って参加することを促し、民間の活力を生かしながら歳出を

抑制する社会改革として取り組むものでございまして、国から地方自治体に対して数値目標を義務づけて進めるものではございません。

また、骨太方針二〇一五においては、地方自治体がみずから地域の活性化や歳出改革、効率化及び歳入改革などの行政改革などに創意工夫を行うインセンティブを強化するという観点から、官民協力した優良事例の創出と全国展開を加速すること、民間委託やクラウド化などの各地方自治体における取り組み状況を比較可能な形で開示することが位置づけられております。

総務省といたしましては、各自治体における業務改革の取り組み状況を比較可能な形で公表し、見える化を実施すること、他団体のモデルとなるような業務改革を実施する自治体を支援し、その成果の横展開を図ることを通じて、地方自治体の自主的な取り組みを促していきたいと考えております。

○吉川(元)委員 大体こういう場合は、いい事例は研究の対象になるんですが、失敗した事例、あるいは質の低下を招いた事例、こうした事例も現実には存在をしております。個別についてはこの場ではあえて言いませんけれども。

だけれども、そういう事例があるんだということ、このことについてはしっかりと認識をしていただいて、その上で、やみくもに民間委託あるいはPFIに、こういういいことがあったからやるんだじゃなくて、こういう悪い側面もあるんだということも踏まえて進めていただきたいということに思いますし、私は、一律に進めるということとは、これはやってはならないことだろうというふうに考えております。

次に、これも骨太方針に盛り込まれたトップランナー方式についてお聞きしたいと思います。

この骨太を受けて策定された改革工程表では、来年度から十六業務が取り組み対象となっており、やがて二十三業務全てを対象として検討するという予定になっていると聞いております。これを見ますと、学校用務員や本庁の清掃、警備、公

用車の運転、学校給食などが民間委託され、施設の管理については指定管理者を導入すべきというふうにされております。

これを見ますと、地方公務員のいわゆる現業、技能職部門の人減らし、これが目的のようにしか見えませんが、条件不利地域も含め、地方の実情を踏まえれば、住民の安心や安全さえ損なうのではないかとこのふうにも思っております。

このトップランナー方式、その目的、公務員数の削減を目指すものなのかどうか、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。地方交付税の算定におきましては、平成二十八年度からトップランナー方式を導入いたしました。多くの団体が業務改革に取り組んでいる業務につきまして、業務改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とするということにいたしましたところでございます。

しかしながら、地方交付税は一般財源でございます。まして、各地方公共団体が対象となる業務をどのように実施するかは、地域の実情等を踏まえて自主的に判断されるものでございます。

結果といたしまして、民間委託等が進み、職員が減少するということはあり得るものであるとは思っておりますが、どのような対応をするかということはあくまで各地方公共団体が判断すべきものと考えているところでございます。

○吉川(元)委員 確かに、交付税は一般財源でありますから、その使途について総務省があしろうしろということは言えない立場であります。

ただ、トップランナー方式の見直し方針の予定を見ますと、見直し内容、経費水準の見直し、かなり大幅な経費水準が見直されるようになっております。

例えば、学校用務でいいますと、小学校、中学校では一校当たり約八十万円強、三百七十万円が二百九十万円ぐらいに減らされる、高校では百万円強が減らされるというふうになっております。それから、都道府県単位で見ますと、先ほどの本

庁の清掃、受付、電話交換、公用車の運転、夜間警備等々では、これは一億三千万円ぐらい減らされる。

これは、結果的に言うところ、こうしないと財源確保できないよという意味でいうと、使えるお金、どう自由に使ってもいいお金だと言いつつ、結果的には、こうすると、非常に政策誘導的な、例えば地域の実情でそんなことができるところはありまじやないかといったときに、では、そのときにはこの水準はもとのままにしておられるんですか。新しく見直した水準で計算されるわけでありまして、結果的にできないところははかにしわ寄せをしなればいけない、そういう問題も私はあるんだらうと思っております。

そういう意味でいいますと、トップランナー方式というのは、やはり分権にそぐわないばかりか、現実にある地方の財政需要を反映するものでもない、財源保障機能という地方交付税の大きな、大切な機能、これをゆがめることになるのではないかとこのふうにも思わざるを得ません。

強制ではないと言いますが、現実的にこうやって切り下げて交付するわけですから、いやが応でも対応せざるを得なくなるわけで、これはやはり避けるべきではないかと考えますけれども、この点、いかがでしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

トップランナー方式の導入に当たりましては、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務につきまして、その経費水準を単位費用の積算基礎としたものでございます。

その結果、地方団体の歳出効率化の取り組みが促進される面はあるというふうにも考えておりますけれども、トップランナー方式は、あくまで合理的かつ妥当な水準、つまり単位費用はこういうものであるというふうには書かれていないわけですが、そういう経費として単位費用を積算しているものでございます。

また、今回の見直しに当たりましては、地方公共団体への影響を考慮いたしまして、複数年かけ

で段階的に反映するというところにいたしておりまして、そういう措置もとっているところでございます。

○吉川(元)委員 五年、三年かけてやっていくということ、中には一年でやれということも実際にはありますけれども。

大半の自治体と言いますけれども、聞いたら五〇％をちょっと超えたぐらいの自治体をトップランナーというふうにしてやっているというわけですから、残り四〇％を超える自治体については、これはやはり政策を強制する、そういう中身なんじゃないかというふうに思います。

時間がありませんので少し飛ばしまして、重点課題対応分で予算措置された地域の運営組織について若干お聞きしたいと思います。

総額で二千五百億円が盛り込まれた重点課題対応ということですが、このうち五百億円が措置される高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進、これは率直に言ってよくわからないところがあります。

総務省の地財計画の概要では、そのうちの一つに、地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を維持できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費を計上するというふうになっております。

この地域運営組織ですけれども、「地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組み」と説明をされて、読んでおりますと、小学校区を念頭に置いているようでもあります。

最初に、この地域の運営組織、余りなじみのない、薄いものですが、これは地方創生の基本方針二〇一五に示されている小さな拠点ということを指したものなのかどうなのか、この点について、いかがでしょうか。

○原田政府参考人 お答えいたします。地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成さ

れ、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織でございます。

先ほど先生からお話がありましたように、主として、小学校区、旧小学校区で形成が進められているところでございます。

一方で、小さな拠点は、一体的な日常生活圏を構成しております集落生活圏におきまして、日常生活に必要な機能、サービスを集約、確保し、周辺集落との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図る取り組みでございますが、この小さな拠点の形成及び運営には、地域住民が主体となった、地域の問題解決のための持続的な取り組み体制の確立が重要でございます。

地域運営組織は、こうした取り組み体制として重要なものの一つであるというふうに認識しているところでございます。

○吉川(元)委員 つまり、これは関係があるというふうな認識でいいんですね。関係があるということですか。

非常に危惧するのは、関係がないのであればいいんですけども、今答弁あったとおり、関係があるということになりますと、地方創生の基本方針に盛り込まれたものと関係があるとなると、それはやがてKPIを伴う、地方版の総合戦略に盛り込むことが求められたり、それから、地域運営組織の設立そのものが、人口減少等特別対策事業の成果指標に将来的に組み入れられるということになるんじゃないでしょうか。まず、ちよつとこの点、お聞かせいただけますか。

○原田政府参考人 お答えいたします。現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略二〇一五改訂版、この中にも、実は小さな拠点に関しましては、一千万所を目指すということ、また、今の地域運営組織の形成数についても、三千団体を目指すというKPIが定められたところでござい

ます。

○吉川(元)委員 最初の説明ですと、既存の自治会、町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるというための新たな組織というふうに書かれています。

自治会を補完するような組織というのは、あくまで、それこそ住民の自主性やあるいは必要性に基づいて設置されるべきものであつて、国の政策としてそういうものを設置するというのは、ちよつと妙な感じを受けてしまいます。

ちよつとお聞きしたいんですけども、地域運営組織の運営に係る経費を交付税配分するということなんですが、まず、地域運営組織が設立されているということが条件になるのかどうか。それから、現時点で一体幾つの自治体に幾つの地域運営組織が設立され、どういった実績が上げられているのか。また、どのようにして交付税を配分しようと考えているのか。お聞かせください。

○原田政府参考人 まず、地域運営組織の団体数でございますけれども、平成二十五年九月に行いました調査によれば、全国で千六百五十六の団体がございます。

主な活動について言いますと、例えば、島根県雲南市の波多地区におきましては、十六の自治会等で構成されており、波多コミュニティ協議会、こういうものがございまして、地区に唯一ありました個人商店廃止後の小型スーパーの運営、また、交通手段がない地域住民の有償運送等を担っているところでございます。

また、山形県の川西町の吉島地区におきましては、全世帯が加入するNPO法人きらりよしじまネットワークというものがございまして、ネットワーキングというものがございまして、ここには、六次産業化の取り組み、買い物支援、見守りサービスなど幅広い取り組みを行い、住民主体の地域づくりを推進しているところでございます。

このように、地域運営組織では、高齢者交流等地域住民の暮らしを支える活動を幅広く実施しているところでございます。

一方、地域運営組織につきましては、財政基盤が脆弱であるということがございますので、市町村が地域運営組織に対して運営交付金等の支援を行うための経費につきまして、平成二十八年度地方財政計画において計上したところでございまして、普通交付税において単位費用により措置した上で、人口密度による補正を新設するほか、特別交付税措置を講じることとしているところでございます。

以上でございます。

○吉川(元)委員 自治体の件数というのはわかるんですか。もう時間がないんですけども、自治体の件数というのをお聞きしたんですが。

○遠山委員長 簡潔に御答弁をお願いいたします。

○原田政府参考人 自治体の数は約四百でございます。

○吉川(元)委員 もう時間が来ましたので終わります。

これは、あくまで自治組織を拡大したものということになる、KPIだとかなんとかというものは、全く私はなじまないというふうに感じます。ほかにも質問したいことがありましたので、次回また質問させていただきますと思います。

○遠山委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 おおさか維新の会の足立康史でございます。

大臣、大丈夫ですか。ちよつと、もしかしたらお風邪なのかもしれませんが、御無理のないようにしていただいて、もし事務方で済む話はできるだけ済ませていただいて結構です、できるだけ早く終わりたいと思います。

きょうは法案審議であります、関係の萩生田副長官にもおいでいただいておりますので、先に、通告の一つ目に書かせていただいている中央政府の所在地の話をもう一度だけちよつとさせていただきます。

実はきのう、市役所とか県庁所在地と比較をして、中央政府の所在地が法令に規定されていない

のはバランスを逸しているんじゃないかという御指摘を申し上げました。それに対して高市大臣の方から、なかなかこれは総務大臣の所管かどうかよくわからないわというような感じでお答えをいただきましたので、きのう、きょうに向けて関係省庁と若干意見交換をさせていただきました。

その中で出てきたのが、総務省と内閣人事局とそれから国交省、この三つが関係あるかなというお話でしたが、事務的には、国交省はこういうことだとかいうことがなかなか整理がきれいにできていません。ついていませんというのは、その場で若干皆さん、事務方は悩んでいらつしたつたので。

まことにお手数であります、三省にそれぞれ、中央府省の所在地を法令に規定すべきではないかという私の、質問者の問題意識に対して、お答えは後でいいです。まず、中央府省の所在地を法令に規定すべきではないかという質問者の問題意識を受けとめていただいて、これは俺が担当している、ちよつと明確に御答弁をいただきたいと思ひます。どこから行きますでしょうか。

総務大臣、大丈夫ですか。

○高市国務大臣 先般も答弁させていただきましたが、中央省庁のいわゆる本省組織については、内閣の統括のもと、内閣と一体となつて機能を發揮することが求められることから、明治以来一貫して、東京に置かれてきたというものだと思います。

それから、これはもう国民にとつても公知の事実と言ふことから、法律に特段の定めを置く必要性も実益もなかつたんだらうということまではお話をしたかと思ひます。

中央省庁の所在地を法律に位置づけることについて……(足立委員)総務大臣はどういう関係があるかと呼ぶ。こは総務省の役割かということを開かれたらというんですが、ただ、中央省庁の位置、本省の位置、これについては、例えば、変更するとかしないとか、法令事項とするかどうかというのは、かなり立法政策に深く関与するものだから、

と私は思ひますので、総務省単独というよりは、国会において御議論を進めていただく方がいい案件だと思ひます。

○足立委員 今、総務大臣から御答弁いただきましたが、萩生田副長官、ちよつと何を議論しているのかよくわからないと思うんですが、要すれば、我々おおさか維新の会は、中央集権というのは若干変えていかなあかんと。綱領にも、我々は、地方分権政党ということを書いてあります。

そういう目から見たときに、例えば地域の市役所とか県庁所在地を動かそうと思うと、地方自治法の規定に基づいて、当該議会の三分の二、特別多数議決が必要、それが基本的に今の地方自治法、国法でそう決めているわけですね。

ところが、文化庁を京都に動かす、消費者庁を四国に動かすとなつたときに、それは何に書いてあるんですかと言うと、何も書いていませんと言うわけですね。

我々は、やはり首都たるもの、首都の機能というもの、あるいは霞が関、中央府省については、その所在地を法令にちゃんと規定すべきではないかという問題意識を持つていっているわけです。ところが、誰にそれを問ひかけていいか、なかなかわからないんです。

あさつての総務委員会では安倍総理に質問させていただきます。ただ機会がありますから、もし解決をしなければ安倍総理に決めていただくということになるわけですが、せつかくの機会です。三省にお越しいただいた。萩生田副長官、お願いいたします。

○萩生田内閣官房副長官 まず、足立先生の問題意識には、私も大変興味深く拝聴させていただきました。思ひます。大事な視点の一つではあるなと思ひます。

その上で申し上げれば、高市総務大臣もお答えしていますように、政府の機関というのは、明治の時代から、移ることを前提とせず設置をされてきたという歴史があるんだと思ひます。

他方、私も地方議会の経験がありますから、や

や肌感覚でわかるんですけれども、地方自治体の場合は合併を繰り返してまいりましたから、もともとの、合併以前に二つ三つあった市役所のうち新しい市の市役所をどこにするかというのは、かなりいろいろな政治的な関係で、力関係も働くものから、それならば、過半数じゃなくて、三分の二の議会の同意をもってその居を定めようという歴史的な背景もあつたんだと思ひます。

ですから、地方自治体でそれを定めているのに、国は法律がないのはおかしいじゃないかという、違和感があるのはそのとおりなんですけれども、そもそも国は動かない前提でこの東京に役所が集まつていたという歴史を考えますと、そこから見れば、そんなに違和感のない話なんじゃないかなと思ひます。

法律で定めてしまうことが果たしていいのかどうか。今回、地方移転などを考える上では、予算措置で十分対応できるという柔軟性もあるかわりに、これを法律で定めれば、もし移すときには必ず法改正が必要になつてまいりますので、先ほど足立先生の御説明いただいたおさかの思いを逆にそしやくしますと、法律があることの方が、おさかが目指す方向とは違う方向に行つてしまふんじゃないかというふうに、これは余計なお世話かもしれないけれども、心配をしているところでございます。

○足立委員 宮内政務官、ちよつと待つてくださいね。

萩生田副長官、大変興味深いというか、納得のいく御説明をいただきました。

確かに、実は連邦国家でも同じことが起こつています。要すれば、各州が集まつて連邦国家をつくつた国がありますね。アメリカ合衆国もそうですし、オーストラリア、カナダ、そういう国は連邦政府をつくつたときにめつたんですね。アメリカでワシントンD.C.をつくるにすくもめつたわけですね。

釈迦に説法であります、アメリカの場合は、合衆国憲法が一七八七年に制定をされた後、一七

九〇年に暫定首都をフィラデルフィアに置きました。しかし、その後、同じ年に首都所在地法という法律をつくつて、ポトマック地域のどこかに十マイル平方を超えない敷地を選定して首都をつくる、それは、どの州からも独立している、特定の州が力を持つていかなぬので、どの州からも独立をしいる首都をつくつた、こういう経緯があるらしいですね。

それと多分似たような話で、市町村合併という、市制をしいて基礎自治体が整備されてくるプロセスの中で、三分の二の特別多数を求めていたのではないかと御説明をいただきました。

一方、まさに萩生田副長官がおつしやつたように、日本の霞が関がなぜ東京にあるか、どの省に聞いてもわかりません。でも、おつしやつていただいたように、明治維新以来、東京に集中させるというのは当たり前の前だつたんですね。全ての機能は東京一極集中してきたんです、明治維新以来。それが国の成り立ちであり、国の方針だつたんですね。

ところが、今、地方創生ということで、これが議論になつていっているわけです。本間に中央省庁は全部東京でいいの、文化庁は京都でもいいんじゃないかということが議論になつていっている。

私は、今まさに、先ほど高市総務大臣がおつしやつたように、それは国会でしつかりと。高市さんはおつしやいました、国会でしつかり議論すべきことだ。ところが、今、文化庁をどこへ動かすか、文科大臣が決めたなら終わりです。我々が関与することさえできません。

だからこそ、今こうして、中央省庁がどこにあるべきかということが、これだけ国家的課題として、国の将来の形を決めていこうじゃないか、文化庁は京都でもいいんじゃないか、消費者庁は四国でもいいんじゃないかという議論をしている今、やはりまず首都とは何か、その機能をバックアップする機能はどこに置くべきかということ

を、国会でしっかりと議論して、法令に定めていくことが必要ではないかと思ひます。

改めて、萩生田副長官。

○萩生田内閣官房副長官 現行の法律で我々の権限といふ責任を申し上げるとすれば、私は、きょうは、副長官というよりは内閣人事局長という立場で多分呼ばれているんだと思ひます。総務省とともに国家行政組織法を所管しておりますので、国の行政機関の機構、定員管理を担っているわけでございます。

ですから、先ほど足立先生が、どこの役所に責任があるのかという話があったんですけども、確かにどこの役所にも責任は明確に見えないところがあるんですが、国家行政組織法という法律だけを考えれば、総務省と私どもに共管の責任があつて、ともに考えなくてはいけないことなんだと思ひます。

今、足立先生がおっしゃっているのは、もう少し大きな国の形のお話だと思ひます。今ある省庁を移転するときの法的根拠はどうするかというよりは、そもそもバックアップ機能という副首都というのが必要かどうかまだ議論したことがないわけですから、そういう意味では、まさしく先生方の政党が新しい感覚でいろいろな提案をしているわけですから、責任者は誰だというよりは、大いに国会で議論をしていただいて、その必要性を呼びかけていただいたらいいかな、私はそう思つております。

○足立委員 副長官の御意見として賜りますが、一方で、我々がこの国会で法令の議論をするときには、やはり比較考量したり、例えばここの法律ではこうなっている、ここの法律ではこうなっている、それについて、それは均衡がとれているかという議論を必ずするわけです。

そうしたときに、これは総務大臣の話になつちやいます、地方自治法では事の経緯上こうなっている、全然違うわけです。しかし、それぞれ環境が変わつてきます。そういう環境が変わつてきた中

で、市役所の場所を隣のブロックに移すときには三分の二の特別多数が必要で、これを総務省に必要なのではないかと云つても、いや、必要があるんだ、こうおっしゃっているわけです。

そういう中で比較考量すると、これから中央省庁、東京のあり方、地方のあり方をみんなで議論していくときに、まず発射台として、今ある形を、全て本部は霞が関に集中しているという今の形をまず法令の形に落とし込んで、その法令を議論することが一番真つ当な議論が展開できると思つてゐるものですから、だから我々は、まず首都の法律をつくつた方がいいんじゃないかということ、いわゆる統治機構改革、憲法の議論とも若干かわりますが、そういう指摘をしているわけですから、副長官。

○萩生田内閣官房副長官 大変難しい議論だと思ひます。

多分、国交省が呼ばれておりますのは、首都機能の移転法から見たときにこの課題はどうなんだという御質問の趣旨があるんじゃないかと思ひます。

今まで想定をしていなかった時代にこれからなつていくんだと思ひますので、そういう意味では、今霞が関にある役所が、法的根拠がないからまずそこを法律で定めてから次の議論に行こうという足立先生の提案のアプローチの仕方もあるわけですが、現行の法律がないがゆえに、地方創生という新しい考えの中で、今ある役所を地方に積極的に移していこうということが動き出したというのもメリットとしてはあるのではないかと思ひますから、私の責任でわかりましたと言ふ性格のものじゃなかなかございませんで、問題意識は大変興味深く承りましたので、今後の検討課題にさせていただきます。

○足立委員 副長官、もう三、四分、ちよつと済みません。

宮内政務官、おいでいただきたいです。一言で結構ですが、国交省はどういう立場、所管関係だ

け御紹介ください。

○宮内大臣政務官 国交省といたしましたは、その所在地についての明確な法律の定めはございせん。

先ほどから高市大臣や萩生田副長官からのお話もありましたように、この問題につきましましては、関係省庁とともに、幅広い観点から総合的に議論をしていく必要があるというふうに考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

副長官、なかなかお会いすることもないので、もう一言なんですが、まさに今御答弁をいただきました。総務大臣にも御答弁いただきました。大体、事務的に整理をすると、こうやって来てくださるのは三省だけだったんです。あとのところは、もうとにかく、国交省も大分抵抗されて、俺たちはできれば関係ないから落としてくれと言われたんですが、そこは頭を下げて、きょうは、政務官、まことに忙しい中を恐縮でございます。

総務大臣と、副長官の上司は官房長官ですか、当たり前ですかね。では、内閣人事局だから、内閣、よくわからないな、閣議メンバーは、まあ、やめておきましょうか。総務省、副長官のところ、それから国交省、この三つの役所で基本的にこの議論は、少なくとも中央省庁の所在地の議論は完結すると考えていいでしょうか。いいということであれば、もう御答弁は結構です。あかんという方だけ、ちよつと。

○遠山委員長 足立委員に申し上げます。答弁者、指定ございませうか。

○足立委員 では、萩生田副長官を。

○萩生田内閣官房副長官 人事局長としての私の所管大臣は河野大臣になります。

そんなこんなを考えると、今の足立先生の問題意識というのは、先ほどの繰返しになりますけれども、今まで長い歴史の中で想定をしていなかった新たな問題提起だというふうに思ひます。三省でよく話し合えば完結するんだという単純

なものでもないように思われますので、あくまで、きょうのところは問題提起を受けとめて、今後の課題にさせていただければと思つております。

○遠山委員長 土屋副大臣が手を挙げています。足立委員、指名いたしますか。よろしいですか。

○足立委員 では、お願いします。

○土屋副大臣 大変興味ある御指摘なんです、私も長い間、五十年にわたつて行政にかかわってきた者として、この問題についても、いろいろ過去に類似のお話がございます。(発言する者あり)

○遠山委員長 静粛にお願いいたします。

○土屋副大臣 これは萩生田副長官も御指摘があつたわけでありまして、市役所とかあるいは県庁の所在地をどこにするかとか、あるいは県の名前をどうするかということは、江戸時代から明治にかかるときに大論争になつてゐるわけでありまして。

江戸時代には、いわゆる藩が三百ありました。それから、自然村で七万ぐらいありました。それから、新しく明治二十二年に地方行政ができたときには、一万八千近くあつたわけでありまして。そういうものが四十七都道府県に整理されていく過程の中ではいろいろありました。例えば有名なのは、今の福岡県とするか博多県とするか、争いがあつたと聞いております。細かいことは私、つまびらかにしていませんが、それから、この辺で有名なのは、長野県の、信濃国の県庁所在地をどこに置くのか。(発言する者あり)松本に置くのか、という務台先生の御意見、これは余計なことですが、という意見もありましたが、長野全体としては、相当北なんですね、長野市は。

そういうことに対して大議論があつたということを我々は地方自治の歴史として学んでいるわけでありまして。その結果として、県庁の所在地をどこに置くかというような話については、先ほど萩生田副長官からお話がありましたように、三分の二の特別決議という方向になつたんだと私ど

もは理解をいたしております。

このことについては、東京都庁の位置を平成三年に移したんですが、有楽町から新宿に移すときに大議論があつて、かんかんがくぐくぐつたことであります。

もう一つだけ。なお、首都とは何かということについて、我々行政関係者の中に長らく一つの有力な意見としてあつたのは、天皇がおられるところが首都である。しかも、首都法というものが法律がなくても、天皇陛下は一八六九年三月七日に京都から東京、当時は東京城と言いましたが、東京にいらしていただいたわけですが、京都の人は今でも、ちよつと行つてくると言いながら、まだ帰つてこない、こう言うこともありま。

こういう議論を踏まえて、首都法も法律としてはあり得るかと思いますが、疑いのない歴史的事実として定着をしている、これが通説だとは言いませんが、そういう考え方もある、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○足立委員 ありがとうございます。

土屋副大臣には私は初当選以来お世話になつていまして、引き続き、また改めて事務所にも伺わせていただいて、御指導いただきたいと思ひます。

副長官、もう時間がないと思うんですが、もう一言だけ。

今まさにおつしやつていたようなことがあると思ひますが、一つだけ、誤解があるといけないので、せつかくだからちよつと申し上げると、我々、大阪都にしたいと言つていると、都は東京だ、こう言われて怒られるんですが、都というのは違ふんですね。

都制というのは、特別区を置くと、それを都制度というんですね。だから、大阪でも、大阪市を廃止して特別区を置くと、それはいわゆる都制度。要すれば、都道府県の中の一審真ん中の政令市がなくなつて、特別区になる。東京も、もともと東京市だったわけですね。東京市と東京府が一つになつて東京都になつたわけですね。

だから、都というのは都じゃないんです。それは都制度なんです。だから、東京都も大阪都も、両方とも都制度をしくということはあり得るんです。

では、首都のことは何というか。基本的には京なんです。京という字が首都のことなんです。だから、東の京なんです。

だから、都という文字と京という文字の本質的な歴史的な意味、これだけは誤解が多いので。大阪都は、大阪を首都にしようと言つてい

るんじゃないんです。東京に災害があつたときのためにバックアップ都市をもし集的に整備していくとすれば、それはやはり大阪が一番、いろいろな意味で、それは、火山がないとか、あるいは経済の歴史とか、そういうことを通じてですね。これは誤解が多いので、ちよつと申し上げておきま

す。それから、その関係で、私の地元三府鮎というのがあるんですね、おすし屋さん。これは、土屋さん、もう釈迦に説法ですけれども、もともと東京府と京都府と大阪府、それぞれが特別な経済的な首都として、あるいは京都府は京都として、また政治の中心地の東京として、これはやはり今土屋副大臣がおつしやつた大変な歴史がある。

そういうことを全て踏まえた上で、これから東京あるいは地方はどういうふうに進展をしていくべきかということ議論したいんです。

議論したいが、大事なことは、萩生田副長官、組織が要るんですよ。橋下徹前代表率いる大阪維新の会が、まず大阪市長と大阪府知事をとつて、府市統合本部というのをつくつたんです。両方から役人を集めて一つの局をつくつたんですね。統合本部、そういうのをつくつた。それから、今は副首都本部というのをつくつています。そういうふうな、優秀な役人、官僚を百人、二百人集めて仕事をしなければこの議論は始まらないんです。たまたま今、文化庁を京都にするとかいう議論があるから議論になつていますが、この問題はそういう浅い話じゃないですよ。文化庁をどこに

置くかという、それだけで処理できる話ではない。国の形をどうするかということが、三権をどういうふうな置くか、行政府それから立法府そして司法府をどのように地理的に差配していくかというところについて、きつと議論があるんです。地方創生というのであれば、あるんです。

ところが、私が役人の方あるいは政府の主要な方々と議論しようと思つても、みんな、自分が担当かどうかかわからないから、しゃべれないんです。ね。

だから、副長官、ぜひ、これは副長官のところでもとめる、国交省と総務省を副長官のところでもとめていく。ちよつとお願いします。

○萩生田内閣官房副長官 ほとんど御通告の中身と中身が違ふものですから、何と答えていいかわからないんですけれども、問題意識は大変興味深しう私も思つておりますので、これからの日本の新しい形をつくつていく上で、先生がさまざまおつしやつた御意向、御意見を踏まえて、ぜひ今後検討を深めていきたいと思つています。

しかし、私のところでこれをまとめ上げてみせますなんということとはちよつと、借越ながら言うわけにはいきませんので、きょうは、その御意見を拝聴させていただいて、帰らせていただきたいと思つております。

○足立委員 ありがとうございます。

そうしたら、もう大分時間がたつちやいましたから、退席いただいて結構です。ありがとうございます。

もともと萩生田副長官と宮内政務官からは、ちよつときようは用事があるから最初の問いが終つたら退席させてくれと言われていたんですが、あと十分になつてしまひまして、後でまた謝つておきたいと思ひます。

質問がたくさんあるんですが、あしたの分科会もありますので、幾つか総務省関係はちよつと後回しにさせていただいて、きょうは公取にも来ていただいています。

それで、実は三日ほど前の日経新聞に、4K、

8Kテレビのために今技術規格の議論をされている次世代フォーラムが、いわゆるメーカーとか放送局が集まつて次世代放送の規格をつくつてい

るフォーラムが独禁法違反じゃないかという議論が、ある弁護士の見解として書かれていました。これは、公取委として御見解があれば教えてくだ

さい。○山田政府参考人 お答えさせていただきます。先生御指摘の日本経済新聞の記事は私も見ておりますけれども、関係することの詳細については存じ上げませんし、また個別の事態に関する

こととによりまして一定の取引分野における競争を現実的に制限する、そうなりまして場合には独占禁止法上問題になることがあるというふうには考

えております。○足立委員 これは、ここで何つてもお答えいただけるわけはないし、余りここでやるのが適当

だとも思ひません。ついでに、また別途個人的に、公取に当該案件の取り扱いについて申請手続をとるなりして、明らかにしていけたらいいなと思つています。

これはなぜこういうことを申し上げるかという、今、地上波の放送、皆さんテレビを見られると思ひますが、B-CASカードというのを入れて、そして、十という数字が立つてい

禁止を導入するという議論があると仄聞をします  
が、そういう可能性がありますが、総務省。

○今林政府参考人 お答え申し上げます。

今先生お尋ねの件は、次世代推進フォーラムで  
議論されておりまして、4K、8Kに係る無料放送の  
録画方式に関するところと承知しております。

一昨日ですが、大臣の方からお答え申し上げま  
したが、既に4K、8K放送の録画方式について  
は、録画を可能とする規格の導入は決まってお  
ります。ただし、そのほかに、一部の放送番組に  
ついて録画禁止を可能とする規格の導入について  
追加的に議論をされておりまして、いまだ調整は  
完了していないというふうに承知しております。

こういった先生お尋ねの件が生じる背景は、こ  
れはもう先生先刻御承知と思いますが、日本の場  
合には、無料放送を成り立たせる広告というビジ  
ネスモデルにあるわけでございまして、関係者の  
間で権利処理を速やかに円滑にやって、良質のコ  
ンテンツをお届けするための方式を関係者間で調  
整を行っているということでございます。

○足立委員 この問題は、今局長から紹介をいた  
だいたいわゆる次世代放送推進フォーラムという  
場で議論されているわけですが、これは公開の場  
ですか。

○今林政府参考人 先生お尋ねの次世代放送推進  
フォーラムは一般社団法人でございまして、その  
中で、参加された方々が民間の規格ということで  
自主的に議論をされているものでございます。

○足立委員 結局、私の問題意識は、地上波のテ  
レビを中心とする無料放送というのは、ラジオの  
時代からテレビの時代に移って、ブラウン管から  
デジタル放送になり、そしてそれが4K、8Kに  
なると、また、並行してインターネットのいろい  
ろなメディアが今非常に発達を遂げてきている中  
で、いわゆる無料放送というものがどういう方向  
にこれから育っていくべきかという大変重要な問  
題であります。

よくこの委員会、私も初めて来させていた、だ  
い、萩井会長の話が多いのでびっくりしているん

ですが、萩井会長の話も大事ですが、私が本当に  
大事だと思うのは、例えば、情報通信、放送の分  
野では、やはり放送というものがこれからどう  
なっていくのか、そのときに公共放送たるNHK  
と民放はそれぞれどういう役割を日本の経済社会  
において果たしていくかということだと思ってい  
ます。

その消費者、視聴者・国民みんなが見ているテ  
レビが、知らないところでいつの間にかダビング  
10になっていたんですね。多くの消費者団体が  
怒っています、何で十回にコピーを制限するんだ  
と。私的複製というのは法律でも認められてい  
る。自分が自分のために視聴するために複製する  
のは、これは著作権法上もれっきとして認められ  
ているユーザーの権利なんです。

ところが、ユーザーが知らないところでダビン  
グ10というものが決まって、従来のようにコピー  
したり、それを使っている私的複製をするとい  
うことが制限をされたことについて、当時から  
過去のことにしても議論があるにもかかわらず、  
4K、8Kという将来の放送、次世代放送に  
ついての規格が、先ほど局長からも御紹介があ  
ったように、録画禁止を導入することも含めて団  
体で議論されているんです。私は、その団体は競争  
制限的な議論をしている可能性があるんじゃない  
かと思うところがあるものから、それを聞いて  
いるわけでありまして。

ただ、もちろん、公正取引、競争政策上この  
フォーラムがどうかということについて、何かこ  
の国会の場でネガティブなメッセージを国民の皆  
様に送るつもりはありません。ただ、重要な  
フォーラムなんです。すなわち、放送の関係者、  
それから受信機のメーカー、ほかにもいろいろあ  
るのかな、デジタルコンテンツの関係者も入って  
いるかもしれないが、そういうさまざまな関係  
者がフォーラムをつくって決めているんだけれど  
も、国民は知らないんですね。

だから、我々は、やはりこの次世代放送のコン  
テンツ制御のあり方、コピー制御のあり方につい

てはもともとこうした国会で議論をしていく  
べきである、こう思っているわけでありまして、  
きょうはその一つの取っかかりとして、  
公取の話はもうここでやります。また改めて  
別途やります。

最後に、NHKにきょうおいでをいただいでい  
ますが、今……（発言する者あり）法案の話です  
ね。よろしいですか。委員長、続けていいです  
か。

○遠山委員長 どうぞ、審議を続行ください。

（発言する者あり）  
○足立委員 あと一分。

NHKにおいていただいでいます。今申し上げ  
た、放送のコピー制御に関するNHKのお立場を  
御紹介ください。

○森永参考人 今、足立先生に御指摘いただきま  
したように、いわゆるダビング10ということ今  
のデジタル放送をやっております。

これは、二〇〇七年の情報通信審議会、これは  
産業界、消費者団体、それから放送事業者等がメ  
ンバーに入っている審議会、デジタル・コンテ  
ンツの流通の促進等に関する検討委員会の答申を  
踏まえて、消費者の利便性とコンテンツ保護の両  
方を考慮した仕組みとして運用されているものと  
承知しております。

NHKとしては、4K、8Kにおいても、現在  
のダビング10と同様、消費者の利便性と適正なコ  
ンテンツの保護の両面が重要であり、関係者の間  
で合意されることが望ましいというふうに考えて  
おります。

○足立委員 ありがとうございます。

基本的なお立場というのか、模範的なお立場はよ  
くわかるんですが、最後にもう一言NHKからい  
ただきたいのは、そういう、今おっしゃられたよ  
うに、総合的にいろいろ関係者と相談するわけ  
ですが、民放とNHK、成り立ちも違えば、ビジネ  
スモデルも違います。民放とNHKは、今私が質  
問している放送のコピー制御のあり方についての  
見解、これは同じと考えたらいいんですか、違う

と考えたらいいんですか。

○森永参考人 確かに、NHKと民放では主たる  
財源に違いがあります。しかし、放送事業者とし  
て、著作権を守る、あるいはいいコンテンツをつ  
くっていくために、さまざまな利害関係者、そこ  
の関係を円滑に運んでいくという面では同じでこ  
ざいます。

○足立委員 だから、放送のコピー制御を今  
フォーラムで議論しているわけですね。フォーラム  
で議論している次世代放送のコピー制御の方式に  
ついての見解は同じですか、違いますかと聞いて  
いるんです。

○森永参考人 これまでのデジタル放送とこれか  
らの4K、8Kの放送、技術面あるいはそのほか  
の面で違うところもあります。それから、インタ  
ネットという新しい技術のこともあります。今、  
その審議をしているところで、立場の違いとい  
うのはつきり申すことはまだできません。

○足立委員 私はもう終わりますが、これははっ  
きり言っていた方がいいと思うんです。す  
だつて、NHKは、まさに受信料を取って、そし  
て国会にもしっかりと予算等を報告いただいで、  
国会でやっているわけです。そこで、いや、我々  
の立場は今話し合っていますから言えませんが、こ  
うことは、やはりよくないと思いますよ。

私はきょうこれで終わりますが、しっかりと  
次世代放送のあり方について引き続き皆様にもた  
御指導、御意見を賜りたいとお願いを申し上げ  
て、質問を終わります。

ありがとうございます。

○遠山委員長 次回は、来る二十六日金曜日午前  
八時五十分理事会、午前九時委員会を開会するこ  
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会